

# 第2期大阪府地域福祉支援計画中間まとめ

平成24（2012）年3月

大阪府福祉部地域福祉推進室地域福祉課



## 第2期大阪府地域福祉支援計画中間まとめ

### 1. 中間まとめの趣旨

- 課題を抱えた特定の人に対する事後的な救済ではなく、すべての人が「一人の生活者」としてよりよく生きることができるよう、地域全体で日常生活上の不安の解消や福祉課題の解決を図る地域福祉の取組みは非常に重要です。そこで大阪府では、平成15年3月に社会福祉法に基づく地域福祉支援計画を策定し、市町村や社会福祉協議会等さまざまな関係機関と連携しながら、地域における見守り・発見・つなぎ機能の強化など、地域福祉施策を積極的に推進してきました。そして、府内市町村の公民協働による地域福祉の推進をなお一層支援するとして、平成21年3月に「第2期大阪府地域福祉支援計画 『セーフティネットの再構築に向けて』」を策定し、さらなる地域福祉のセーフティネットの充実に取り組んできました。
- 今回の中間まとめは、今年度が計画期間（平成21年度～平成25年度）の中間年にあたることから、これまでの取組みを点検し、その進捗状況を取りまとめるとともに、期間内における取組みの方向性や重点施策を整理することを目的としています。

### 2. 第2期計画の進捗状況

- 計画では、地域福祉施策の推進方策として、
  - (1) 地域福祉のセーフティネットの構築
  - (2) 市町村支援
  - (3) 地域福祉・福祉サービスの担い手づくり
  - (4) 地域での自立生活を支える福祉基盤づくりの4つの方向性を掲げ、(別添1)の展開を図るとしています。
- 各取組みの進捗状況は、(参考資料1)のとおりです。

大阪府は次のような独自の特色ある取組みにより、大阪の地域福祉を推進してきました。

#### 『(1) 地域福祉のセーフティネットの構築、(2) 市町村支援』に関する取組み

##### ○ 小地域ネットワーク活動

大阪府では全国に先駆けて平成10年度から地域住民の福祉活動を推進するため、民生委員・児童委員、校区福祉委員、地域住民等による見守り・声かけ訪問や配食サービス等小地域（概ね小学校区単位）での支え合い活動を支援する市町村社会福祉協議会に対して、市町村とともに助成し、小地域ネットワーク活動推進事業を普及させてきました。（平成21年度から「地域福祉・

子育て支援交付金」により市町村を財政支援)

小地域ネットワーク活動では、ひとり暮らし高齢者や高齢者のみ世帯、要介護高齢者のいる世帯、障がい者のいる世帯、幼い子どものいる世帯などを対象に、近隣でチームをつくり、常日頃から見守りを行い、生活や健康上の変化や気づいたことがあれば連絡を取り合ってニーズを発見する、あるいは外出・身辺介助、友愛訪問、家事援助、などの日常的で比較的軽微な相談・援助や緊急時対応等を行っています。

○ C S W (コミュニティ・ソーシャル・ワーカー) (※注1) の配置

大阪府では、平成16年度から概ね中学校区単位で地域における見守り・発見・相談・つなぎの機能を担うC S Wを配置する市町村に対し補助を行い、普及させてきました。(平成21年度から「地域福祉・子育て支援交付金」により市町村を財政支援)

C S Wは、高齢者、障がい者、幼い子どものいる世帯、ホームレス、DV、ひきこもり等、幅広い要援護者を対象とし、制度の狭間や複数の福祉課題を抱えるなど、既存の福祉サービスだけでは対応困難な事案を解決するために、要援護者に対する個別支援にとどまらず、要援護者を地域で支援するための体制づくりや新たなサービス・仕組みの開発、さらには市町村地域福祉計画策定に参画して行政への提言等を行うなど、地域福祉のコーディネーターとしての役割を担っています。

また、大阪府においては、C S Wと地域包括支援センターとが連携し、各々の特徴や機能を最大限に発揮しながら要援護者を地域で支援する体制を目指しています。

他県においては地域包括支援センターや社会福祉協議会、社会福祉法人が個別に対応していると考えられますが、C S Wは体系的、総合的に対応しているという点に大きな特色があります。

※注1：「C S W (コミュニティ・ソーシャル・ワーカー)」

地域住民等からの相談に応じ、専門的な福祉課題の解決に向けた取組みや住民活動の調整を行うとともに、行政の施策立案に向けた提言(地域住民主体の見守り・支え合い体制の構築など公民協働で福祉課題の解決を図るための提言)等を行う地域福祉のコーディネーターの役割を担う者のこと。

○ 社会貢献事業(大阪府社会福祉協議会老人施設部会の取組み)

大阪府社会福祉協議会老人施設部会では、平成16年度から制度の狭間等にあるために既存の制度だけでは対応が困難となっている方や地域で孤立し、経済的にも困窮している方を支援する「社会貢献事業」に取り組んでいます。

同事業は、府内の老人福祉施設の相談員(施設C S W)と、施設C S Wをサポートし、広域的な調整を行う社会貢献支援員(大阪府社会福祉協議会が配置)が連携し、大阪府内全域での重層的・広域的な相談支援体制を構築し、ワンストップの訪問支援に加え、老人福祉施設の自発的な拠出により基金を設置し、窮迫した要援護者に対してはその基金を活用して経済的支援を行うほか、適切な制度やサービスの利用支援を行うなど、要援護者の生活問題の解決や自立支援を図っています。

### 『(3) 地域福祉・福祉サービスの担い手づくり』に関する取組み

#### ○ 社会起業家の育成・支援

大阪府では、少子化、核家族化、都市化の進展等に伴い、地域の「つながり」が希薄になっていく中、これからは、「地域自ら立ち上がって、地域の福祉課題を解決していく力」『地域福祉力』を高めていくことが重要であるとの認識の下、平成17年度から『地域福祉力』のキーパーソンになる社会起業家に対し、社会起業家ファンドによる財政支援を行ってきました。

また、社会起業家に対する支援に加え、社会起業家に対する専門相談等、継続的な支援を行えるよう、中間支援組織（※注2）のプラットフォーム機能（情報交換や連携の場）を有するネットワークを構築するため、中間支援組織の中から提案公募で1団体選定し、中間支援ファンドによる財政支援を行ってきました。

社会起業家ファンド助成を受けた団体は、現在も継続して事業を実施されており、中間支援組織による支援が有効に機能していると考えられます。

#### ※注2：「中間支援組織」

コンサルテーション等により、社会起業家の活動支援を専門的に行う団体のこと。

### 『(4) 地域での自立生活を支える福祉基盤づくり』に関する取組み

#### ○ 権利擁護の推進・強化

大阪府では、平成9年度から、全国に先駆けて認知症・知的障がい・精神障がい等により判断能力が不十分な方の権利と財産を守る「経済生活支援サービス事業」を実施してきました。その後、平成11年度には、国において「日常生活自立支援事業」として制度化され、都道府県社会福祉協議会を実施主体として補助金が交付されることとなりました。

大阪府内では、全市町村社会福祉協議会（政令市は直接実施）で受託実施し、利用者数は年々増加しています。高齢者総数の増加に加え、認知症高齢者の増加や、知的障がい者や精神障がい者の地域移行など、本事業のニーズは一層高まるものと思われまます。

このような状況を踏まえ、判断能力が不十分な方の権利擁護の一層の充実に向け、継続的・安定的な事業運営が可能となるよう、抜本的な制度改革を国に求めています。

また、平成23年度から岸和田市において市民後見人の養成に着手しています。市民後見人の養成事例の多くは市町村が市町村社会福祉協議会に委託して実施するものですが、大阪の特徴は、岸和田市、岸和田市社会福祉協議会に加え、大阪府、大阪府社会福祉協議会も参画し、四者で協力して事業実施していることです。広域分野を担当する大阪府、大阪府社会福祉協議会が参画することにより、共通化・統一化できる業務を集約でき、市町村が単独実施するよりも財政面、技術面双方から効果的効率的に事業実施できるメリットがあることから、府全域での事業実施が可能になるものと考えられます。

### 3. 課題

#### 『(1) 地域福祉のセーフティネットの構築、(2) 市町村支援』に関する課題

- 地域福祉・子育て支援交付金は、地域福祉計画及び次世代育成支援行動計画に位置づけされる地域福祉・子育て支援分野を対象に、市町村が創意工夫を凝らし、地域の実情に沿った施策の立案、推進を行う事業に対し交付されます。特に地域福祉分野には、小地域ネットワーク活動推進事業や、CSW等配置事業など、高齢者、障がい者、子育て中の人だけを対象とするのではなく、支援の必要なすべての要援護者が安心して生活できるよう、地域住民による支え合い、助け合い活動など地域福祉を推進する事業等に活用され、市町村の地域福祉のセーフティネットの構築等に寄与しています。

同交付金の各市町村への配分基準は、同交付金が創設された平成21年度及び22年度はそれまでの補助事業の実施状況を踏まえ、各市町村の実績額に応じて配分する割合が高く設定されていましたが、平成23年度からは、各市町村への均等割、財政規模・財政力割の割合が高くなり、市町村によっては交付額の減額により、事業実施に影響が生じる可能性があります。

<配分基準>

	平成21年度	平成22年度	平成23年度以降
(基本分)			
均等割	20%	30%	35%
財政規模・財政力割	30%	30%	35%
(調整分)			
超過事業費割	50%	40%	30%

- 市町村が抱える福祉課題は、高齢・障がい・子ども等の分野を横断したり、あるいはこれらの分野上のサービスでは対応できない、いわゆる制度の挟間が存在しており、これらに対しては、セーフティネットを地域の実情に応じて構築することが必要です。

そこで、地域の要援護者に対する個別支援だけでなく、地域支援が重要であるとして、要援護者に対する見守り・発見・つなぎ機能を担うCSWによるセーフティネットの体制づくりをするための「市町村におけるCSWの配置事業に関する新ガイドライン」を平成23年3月に策定しました。新ガイドラインに記載のとおり、CSWは「何でも屋」、「各分野での制度対応が困難なケースの持ち込みどころ」として位置付けられるものではありません。地域福祉セーフティネットの構築にあたり中核的な役割を担うCSWが有効に機能するような仕組みを構築することが重要であり、市町村にはその仕組みを地域の実情に応じて構築することが求められています。

- CSWの活動実績を見ると、高齢者からの相談が多く、子ども・子育て世帯が少ない傾向が伺えます。昨年度、「市町村におけるCSWの配置事業に関する新ガイドライン」を作成するにあたり、CSWに対しアンケート調査を行ったところ、学校・スクールソーシャルワーカーと連携していると回答した者は134名中59名（複数回答有）でした。

高齢・障がい・子ども等の分野に関係なく、また、制度の狭間の問題等既存の福祉サービスだけでは対応困難な福祉課題に対応していくには、専門分野の関係者との一層の連携強化が不可欠

です。

- 地域の要援護者に対する支援を行う上で、医療と福祉の連携は重要です。CSWの活動実績を見ると、134名中、7割に相当する93名が医師・メディカルソーシャルワーカー等と連携していると回答（複数回答有）しています。また、地域福祉のセーフティネットの構築にあたり、市町村は、福祉関係者だけでなく、医療、教育、労働、人権等幅広い分野の関係者と連携、協議する場を設置しています。

しかしながら、他の福祉、医療の計画においても医療と福祉の連携を掲げていますが、現場では円滑に連携できていないケースが発生しています。要援護者の抱える課題が、特定の分野だけにとどまっているのであれば個々の分野の担当者だけで課題解決に取り組めますが、複数分野にまたがる課題の場合、関係者間の連携が十分でなければ課題解決することは困難です。

- 矯正施設（刑務所、少年刑務所、拘置所、少年院）入所者の中には、高齢又は障がいにより自立した生活を送ることが困難であるにも関わらず、過去に必要とする福祉的支援を受けていない人が少なくなく、また、地域での生活の場を確保できないまま矯正施設を退所する高齢者、障がい者も数多く存在し、再犯による再入所を繰り返す現状があると指摘されています。

### 『(3) 地域福祉・福祉サービスの担い手づくり』に関する課題

- 多様化する地域の福祉課題の解決にあたっては、行政だけでなく、さまざまな民間団体が主体となることが求められています。とりわけ、地域の福祉課題を、ビジネス的手法を用いて解決する社会起業家には、地域住民が必要とするサービスの提供や、就業機会の提供などの役割が期待されます。

そこで、社会起業家同士のネットワークの構築や財政的な支援など、社会起業家を育成・支援するための取組みを進めており、支援した社会起業家は、平成23年度までで46団体となっています。社会起業家ファンド助成を受けた団体は、現在も継続して事業を実施されていますが、事業継続に苦勞されている団体が多く、また、自立した社会起業家を次々と生み出す環境には至っていません。

社会起業家を支える中間支援組織は、社会起業家ファンド助成を受けた団体だけではなく、地域で活動している社会起業家を日々支援していますが、社会起業家の事業と地域の福祉課題との調整やつなぎを行うコネクター（※注3）の役割を果たす機能を作り上げるまでには至っておりません。昨年度から、その役割をCSWに担ってもらおうよう、CSWブロック別連絡会を通じて働きかけをしているところですが、十分に浸透している状況ではありません。

#### ※注3：「コネクター」

地域の実情や福祉課題、さらには住民活動の状況等を把握し、地域と社会起業家をつなぐこと。コネクターの役割を担う者（機関）として、CSW、市町村社会福祉協議会、市町村市民活動センターなどが考えられる。

### 『(4) 地域での自立生活を支える福祉基盤づくり』に関する課題

- 認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者等判断能力が不十分な方の権利と財産を守る日常生活自立支援事業については、大阪市、堺市を除く府内全市町村社会福祉協議会で受託実施し、平成23年3月末の利用者が1600名を超え、年々利用者が増加しています。

一方で、利用希望者数の伸びが大きく、平成23年5月末時点で260名を超える待機者が発生しています。

今後、認知症高齢者の増加やひとり暮らし高齢者の増加、知的障がい者や精神障がい者の地域移行を考え合わせれば、本事業のニーズは一層高まるものと思われます。

また、生活保護受給者の急増に伴うケース・ワーカーの人員不足等により、債務整理、ごみの放置されている家屋の掃除や、アルコール・ギャンブルへの依存、精神不安等、様々な生活課題への対応も本事業の専門員が行っています。

権利擁護に関する事業は、国が一定の基準を設けて実施すべきものであり、他事業との整合性を図るなど、制度全般の見直しを国に求めていく必要があります。

- 日常生活自立支援事業と並んで判断能力が不十分な方の権利と財産を守る成年後見については、平成12年の制度創設時には後見人の9割以上を親族が占めていましたが、少子高齢化や核家族化による家族機能の低下などから平成21年には親族が占める割合が6割程度になっています。また、成年後見制度の利用者が年々増加していることを考えると親族や専門職に代わる新たな第三者後見が必要となっています。

とりわけ、親族が近くにいない、若しくは疎遠になっていて、高額の資産を所有しない判断能力が不十分な方の成年後見制度の利用が難しくなるものと思われます。

このような状況を踏まえるとボランティア精神に立脚した市民後見人の養成、活動が重要になってくると考えられますが、ボランティア活動に取り組んでいる方の多くが高齢であることや、財産管理を行う上で金融機関等の理解を得ることが重要であることなど、市民後見活動を円滑に推進していくために解決しなければならない課題があります。

また、若年の障がい者など、後見活動が長期に及ぶ可能性のある方については、専門職後見や社会福祉協議会を実施主体とする法人後見などを検討していく必要があります。

#### 4. 今後の施策の方向性

- 近年我が国においては、高齢化の進展に加え、単身世帯が増え、人と人との関係が希薄になりつつあるいわゆる「無縁社会」といわれる状況が生じており、要援護者に対する様々な福祉ニーズに応じた手厚い福祉サービスが安定的に提供されることが必要です。

平成23年度改定の第4次大阪府障がい者計画、第5期大阪府高齢者計画など、分野別計画と連携を図りつつ、制度の狭間や既存の福祉サービスだけでは対応困難な事案を解決するため、地域福祉のセーフティネットの視点から必要となる取組みの進行管理に努めます。

#### 『(1) 地域福祉のセーフティネットの構築、(2) 市町村支援』に関する今後の方向性

- 市町村が地域の実情に応じて自主的に地域福祉の推進等に関する事業に取り組むことができる



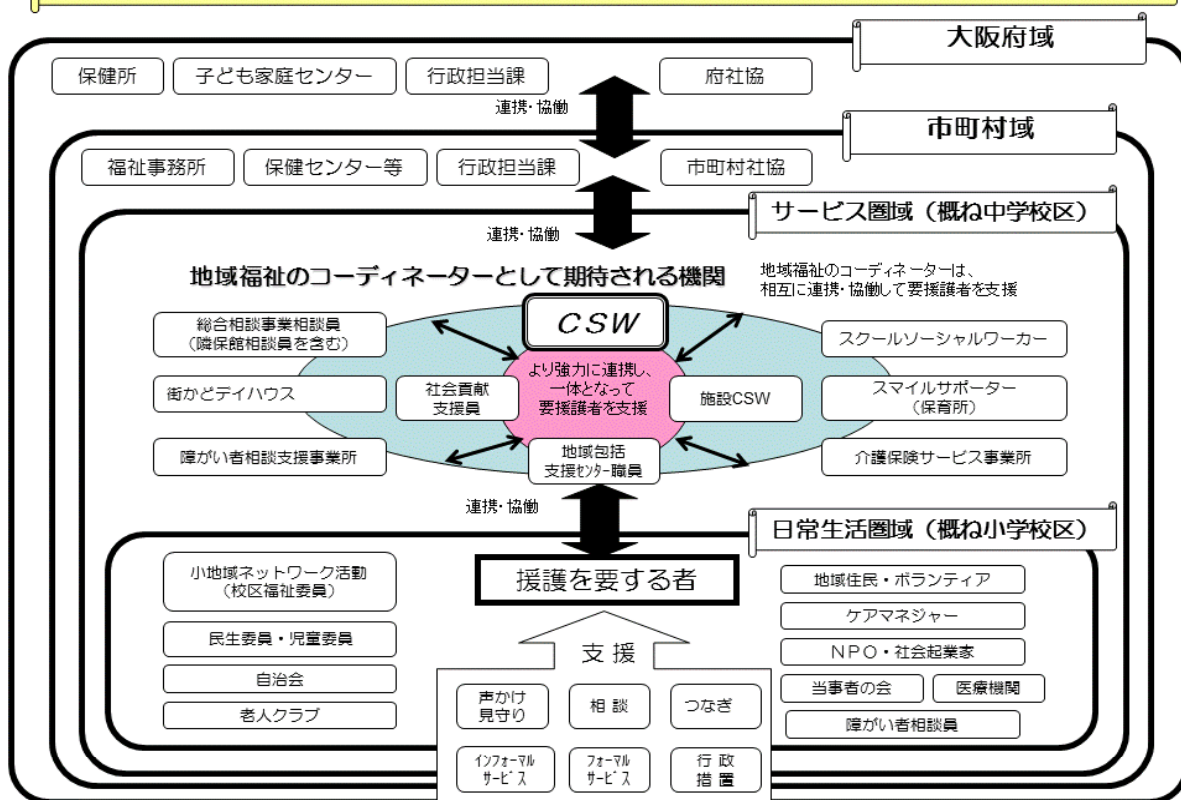
よう、地域福祉・子育て支援交付金の必要な額の確保に努めるとともに、市町村の地域福祉計画の策定や見直しを支援するため、地域福祉計画の策定に関する連絡会議等を開催し、必要な情報提供や意見交換の場を設定します。

- 市町村の地域福祉のセーフティネットの構築に向けた取組みを支援するため、市町村の小地域ネットワーク活動推進事業、CSW等配置事業等に対し、地域福祉・子育て支援交付金による財政的支援や、「市町村におけるCSWの配置事業に関する新ガイドライン」の周知など、先進事例の情報提供等の技術的支援を行うとともに、地域福祉セーフティネットの構築やCSWが効果的効率的に活動できる体制の構築を市町村に働きかけます。

市町村に働きかける具体的な内容は以下のとおりです。

- ・ CSWをはじめとした地域福祉のコーディネーターの人員には限りがあることから、地域の福祉資源を最大限有効に活用し、要援護者を発見・つなぐ仕組みを地域福祉のセーフティネットとして構築すること。
- ・ CSWは体系的、総合的に対応しているコーディネーターであることから、各圏域のネットワーク内の関係機関や他の地域福祉のコーディネーターとの連絡会議の開催などにより、関係者間の連携強化を図ること。
- ・ ひきこもりや発達障がいに関する相談の増加などCSWが対応する事案が広範囲に及んでいることから、CSWの資質を一層向上させるための研修の充実を図ること。
- ・ ひきこもりや発達障がいなどでは発見の遅れにより支援の長期化が見受けられることから、CSWが早期発見・早期対応できるよう、CSWの認知度を一層向上させるため、広報の充実を図ること。

### 大阪府における地域福祉セーフティネットのビジョン（イメージ）



- 地域福祉計画は高齢者計画や障がい者計画、次世代育成支援行動計画など、他の分野別計画と連携・整合を図りつつ、地域福祉の視点から横断的・総合的に定める計画であることから、それぞれの計画改定の際には、計画改定に関与する者への情報提供、意見聴取を行うよう市町村に働きかけます。
- 福祉と医療の連携強化を図るには、市町村の地域福祉計画に明確に位置づけることが必要です。「地域福祉計画策定に関する市町村連絡会議」で、その意義、必要性を説明し、地域福祉計画改定の際には、福祉と医療の連携を明確に記載するよう、市町村に働きかけます。
- 高齢又は障がいを有するために福祉的な支援を必要とする矯正施設退所者について、退所後直ちに福祉サービス等につなげるなど、社会復帰の支援をします。

#### 『(3) 地域福祉・福祉サービスの担い手づくり』に関する今後の方向性

- 大阪府社会福祉協議会や市町村社会福祉協議会とも連携し、地域における住民の福祉活動への参加・交流の機会拡大など、質の高い福祉サービスの担い手の確保に努めるとともに、社会起業家中間支援組織と連携しながら、社会起業家ファンド助成の有無に関係なく社会起業家を育成、支援します。

#### 『(4) 地域での自立生活を支える福祉基盤づくり』に関する今後の方向性

- 認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者等判断能力が不十分な方の権利擁護を図る日常生活自立支援事業が継続的・安定的な事業運営が可能となるよう国に提言するとともに、活用可能な施策を総動員して、利用者の増加を図ってまいります。
- 親族、専門職に代わる新たな第三者後見人として「市民後見人」の養成に着手します。また、市民後見活動が府全域に広がるよう、市民後見人の養成から市民後見の活動支援までを府と市町村が共同実施できる仕組みを構築します。

## 5. 計画期間内に重点的に取り組む施策等

#### 『(1) 地域福祉のセーフティネットの構築、(2) 市町村支援』に関する重点的取組み

- 平成24年度から、地域福祉・子育て支援交付金に高齢分野が加わることになり、これまで以上に、市町村が創意工夫を凝らし、地域の実情に沿った施策の立案、推進を行うことが可能になるものと考えられます。市町村において地域福祉の推進に資する事業が円滑に実施されるよう、予算の確保その他必要な支援に努めます。

また、地域福祉・子育て支援交付金を活用し、事業を実施する市町村の担当課が複数かつ福祉部局以外にも及び、共通ルールの周知徹底が求められることから、市町村に出向き、ヒアリングを実施します。ヒアリングによって明らかになった課題や注意事項など他市町村にも共通する事

項については、市町村地域福祉担当課長会議を通じて、注意喚起、情報提供していきます。

- C S Wの資質向上及び近隣市町村のC S Wとの連携を強化するため、引き続き、ブロック別C S W連絡会（豊能・三島、北河内、中・南河内、泉州）の開催支援に努めます。C S Wは、地域福祉セーフティネットを構成する重層的なネットワークの中心に位置し、地域の福祉資源との連携が求められていることから、ブロック別C S W連絡会において「社会起業家活動冊子」（後述）の配付や、社会起業家中間支援組織から社会起業家の活動事例を紹介し、社会起業家の事業と地域の福祉課題との調整やつなぎを行うコネクターの役割をC S Wに担ってもらおうよう働きかけます。

また、今年度、高槻市がC S Wを配置したことにより、府内全市町村にC S Wが配置されました。政令市、中核市にもブロック別C S W連絡会への参加を呼びかけ、C S Wが孤立することのないよう、市町村との情報交換、連携強化に努めます。

- 今回の第2期大阪府地域福祉支援計画中間まとめ（案）と並行して策定が進められている「高齢者計画2012」では、高齢者が住み慣れた自宅や地域で安心して暮らし続けられる体制（地域包括ケアシステム）の構築が大きな柱の1つとして掲げられています。特に、「医療と介護の連携強化」や「地域の支え合い体制の整備」が重要な施策として位置付けられ、地域包括支援センター、C S Wや社会福祉協議会、医療機関、自治会等地域における多様な主体のネットワーク化による、高齢者の継続的な見守りや専門職との連携・協力体制づくり、医療と福祉サービスの連携した包括的なサービス提供体制の構築に取り組むこととしています。

この地域包括ケアシステムの考え方の下、対象者を限定することなく、システム化が図れるよう、福祉と医療の連携強化を地域福祉計画に明確に位置づけることを市町村に働きかけます。

- 地域生活定着支援センターによる支援が、適切かつ円滑に実施されるよう、引き続き市町村に働きかけるとともに福祉関係者等への広報に努めます。

大阪保護観察所をはじめ、更生保護施設、刑務所等関係行政機関との連絡調整会議や近隣府県との事例研究会の場などを通じて、地域生活定着支援センター事業における課題の整理、解決に努めます。

大阪保護観察所をはじめ、更生保護施設、刑務所等関係行政機関や福祉関係団体等と連携を深め、福祉的な支援を必要とする矯正施設退所者の社会復帰に対する支援が効果的に実施されるよう努めます。

### 『(3) 地域福祉・福祉サービスの担い手づくり』に関する重点的取組み

- 社会起業家の大阪府中間支援組織連絡会（※注4）が地域で活動する社会起業家を広くPRするために作成した「社会起業家活動冊子」を市町村市民活動担当課、社会福祉協議会、市民活動センター、C S W等に配付し、社会起業家の知名度の向上と活躍の場の拡大に努めるとともに、社会起業家の地域におけるネットワークづくりを支援します。

さらに、C S Wに対しては、社会起業家の事業と地域の福祉課題との調整やつなぎを行うコネクターの役割を担ってもらおうよう、ブロック別C S W連絡会で社会起業家の活動を具体的に紹介

するなど、社会起業家に対する理解を深めていただくよう努めます。

※注4：「社会起業家の大阪府中間支援組織連絡会」

社会起業家ファンド助成を受けた団体を継続的に支援する中間支援組織が、相互の情報交換や連携強化を図ることを目的に設置。構成団体は（特活）大阪NPOセンター、（社福）大阪ボランティア協会、（特活）おおさか元気ネットワーク、日本型CAN研究会、（特活）ひらかた市民活動支援センター、（株）パソナグループ、（特活）市民活動フォーラムみのお、の7団体。

- 大阪府社会起業家ファンドフォーラム実行委員会（※注5）が、社会起業家フォーラムを開催します。特に平成23年度は、これまでの基調講演方式ではなく、「子育て」、「高齢者」、「障がい者」の3つのテーマによる分科会形式により実施します。一部の分科会においてはワールドカフェ方式（※注6）を取り入れ、一度に多くの方が、短時間に対話を重ね、課題の解決やビジョンの実現に向けたヒントを見出していくなど、これまでにない手法により、社会起業家には問題解決の糸口を掴んでもらい、社会起業家に興味を抱いている方には社会起業家の魅力を知っていただく機会とします。

こうした取組みを進めていくことで、地域の諸課題の解決のための社会的活動について、自発的、主体的に参加する市民、NPO等新しい公共（※注7）の担い手の層を厚くしていきます。

※注5：「大阪府社会起業家ファンドフォーラム実行委員会」

構成団体：大阪府／（社福）大阪府社会福祉協議会／大阪府中間支援組織連絡会（構成団体：（特活）大阪NPOセンター、（社福）大阪ボランティア協会、（特活）おおさか元気ネットワーク、日本型CAN研究会、（特活）ひらかた市民活動支援センター、（株）パソナグループ、（特活）市民活動フォーラムみのお、の7団体）

※注6：「ワールドカフェ方式」

知識や知恵は、機能的な会議室の中で生まれるのではなく、人々がオープンに会話をを行い、自由にネットワークを築くことのできる「カフェ」のような空間でこそ創発される、という考え方に基づいた「集合知」を引き出す話し合いの手法。ビジネスやNPO、市民活動、教育など様々な分野での活用が進んでいる。

※注7：「新しい公共」

「官」だけではなく、市民の参加と選択の下で、NPOや企業等が積極的に公共的な財・サービスの提案及び提供主体となり、医療、福祉、教育、子育て、まちづくり、学術・文化、環境、雇用、国際協力等の身近な分野において共助の精神で行う仕組み、体制、活動など。

- 社会起業家に対する専門相談等、継続的な支援を行えるよう、平成21年度から社会起業家中間支援組織のプラットフォーム機能（情報交換や連携の場）を有するネットワークの構築に取り組んできました。3年目を迎えた今年度、これまでの取組みを報告書としてまとめます。社会起業家の大阪府中間支援組織連絡会で平成24年度の活動について検討を進めているところですが、今後のあり方については、大阪府地域福祉支援計画推進委員会社会起業家部会において検討してまいります。

『(4) 地域での自立生活を支える福祉基盤づくり』に関する重点的取組み

- 日常生活自立支援事業の制度改善を国に対し、引き続き強く働きかけます。

また、市長会・町村長会健康福祉部会や市町村地域福祉担当課長会議の場などを通じて、待機者解消のために活用可能な他施策（「大阪府地域福祉・子育て支援交付金」、「大阪府福祉基金日常生活自立支援事業：待機者ゼロ対策（※注8）」、「社会的な居場所づくり支援事業（※注9）」等）を市町村に紹介し、その活用を働きかけます。

※注8：「大阪府福祉基金日常生活自立支援事業：待機者ゼロ対策」

日常生活自立支援事業における待機者の発生を抑制するため、福祉基金に設置した助成金。交付限度額は100万円で、助成額は助成対象と認めた額の2分の1以内。

※注9：「社会的な居場所づくり支援事業」

NPO、企業、市民等と行政とが協働する「新しい公共」により、社会から孤立しがちな生活保護受給者への様々な社会経験の機会の提供や、貧困の連鎖を防止するなど、生活保護受給者の社会的自立を支援する取組みに対する国庫補助事業。

- 市民後見人が府全域で活動できるよう、市長会・町村長会健康福祉部会や市民後見推進に係るブロック別意見交換会の場などを通じて、大阪府、大阪府社会福祉協議会とともに市民後見推進事業に取り組むことを市町村に働きかけます。

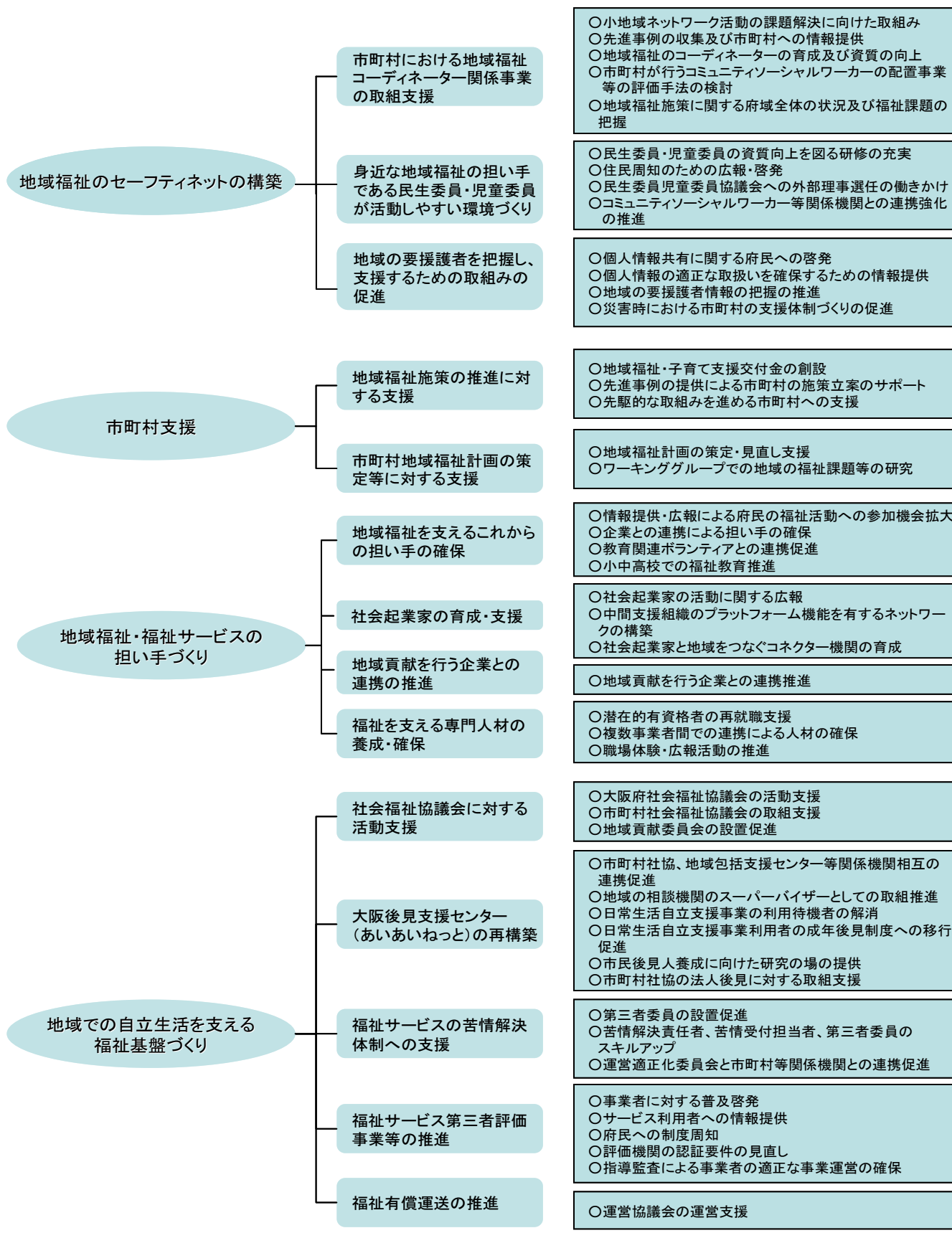
市民後見人の養成にあたっては、幅広い年齢層から養成されるよう、市町村とともに広報に努めます。

市民後見活動にあたって、金融機関等とのトラブルが生じないように、調整に努めます。

日常生活自立支援事業の利用者の中には成年後見制度の利用が望ましいと思われる方が一定数見込まれ、市民後見推進事業の実施により、日常生活自立支援事業の待機者解消につながる事が期待できることから、特に待機者の発生している市町村に対しては、強く働きかけます。

# 地域福祉推進の方向と展開

## 【第2期計画における具体的取組み】



## 第2期大阪府地域福祉支援計画中間まとめ

### 参考資料集

#### 【参考資料1】

第2期大阪府地域福祉支援計画の進捗状況

#### 【参考資料2】

市町村におけるCSWの配置事業に関する新ガイドライン

#### 【参考資料3】

大阪府社会起業家ファンドフォーラム（ちらし）

#### 【参考資料4】

いわゆる「無縁社会」への対策に関する提言

#### 【参考資料5】

日常生活自立支援事業の円滑な実施に向けた提言（論点整理）



第2期大阪府地域福祉支援計画の進捗状況

参考資料1

番号	項目	計画上の記載内容 (網掛けは計画に記載のある具体的な数値目標)	計画書 ページ	平成22年度の取組みの状況	課題(取組みが進まない要因等)及び今後の方向
(1)地域福祉のセーフティネットの構築					
① 市町村における地域福祉コーディネーター関係事業の取組支援					
1	小地域ネットワーク活動の課題解決に向けた取組み	小地域ネットワーク活動については、企業退職者や小中学生の保護者等新たな担い手の確保、少子高齢化の進展や災害時支援といった課題や福祉ニーズに応える新たな取組みの検討、さらには活動拠点・活動資金の確保等について、市町村や市町村社会福祉協議会(校区福祉委員会)等とともに検討します。	17	今後の小地域ネットワーク活動のあり方については、市町村社協連合会で検討しているほか、大阪府社会福祉協議会が主催し、市町村社協の小地域ネットワーク活動担当者が参加する「市町村社協地域組織担当者会議」等の場で検討している。 府としては、市町村や市町村社協の小地域ネットワーク活動の推進に向けた取組みに対し、平成21年度に創設した「地域福祉・子育て支援交付金」による財政的支援や先進事例の情報提供等の技術的支援を行っている。	引き続き、「地域福祉・子育て支援交付金」による財政的支援や先進事例の情報提供等の技術的支援を行う。
2	先進事例の収集及び市町村への情報提供	小地域ネットワーク活動等における先進事例を収集し、市町村へ情報提供することにより、各地の多様なセーフティネット構築に向けた取組みを促進します。	17	小地域ネットワーク活動を拡大し、児童虐待防止のための見守りや訪問活動等も行うなどとした依頼を各市町村あてに行うとともに、市町村地域福祉担当課長会議において当該内容について説明した。	市町村のセーフティネット構築に向けた取組みを支援するため、引き続き先進事例の収集に努める。 また、「地域福祉・子育て支援交付金」による財政的支援や先進事例の情報提供等の技術的支援を行う。
3	市町村における相談体制の整備	市町村において、地域の要援護者からのさまざまな相談をワンストップで受け止めることができる体制づくりが行われるよう、必要な取組みを進めます。	17	○ 「地域福祉・子育て支援交付金」により、要援護者からの相談をワンストップで受け止めることができる体制づくりの一環として、市町村が行うコミュニティソーシャルワーカーの配置や要援護者に対する身近な相談窓口の設置を支援している。 ・平成23年度当初府内39市町村に165人のCSWが配置。 <市町村の取組み> ・ 地域住民が身近なところで気軽に相談できるよう、概ね小学校ごとに「福祉なんでも相談窓口」を設置し、研修を受けたボランティアや民生委員・児童委員が、相談対応、専門機関へのつなぎ等を実施。(豊中市) ・ 要援護者が地域で安心して暮らすことができるよう、地域福祉活動支援事業を実施し、地域住民等を対象とした身近な福祉相談への対応や専門機関へのつなぎ等を実施。(和泉市)  ○ 市町村における地域福祉セーフティネットの構築に向け、CSWの役割やCSWの配置にあたり市町村に求められる姿勢などを明らかにした「市町村におけるCSWの配置事業に関する新ガイドライン」を策定した。  ○ 地域包括支援センターにおいて、高齢者が生活課題を抱えたときに、地域における適切な保健・医療・福祉サービス、機関又は制度の利用につなげる総合相談支援業務を行っている。 ・ 地域包括支援センターの設置状況 平成23年度当初204箇所 ・ 福祉総合相談窓口の設置 12市(吹田市、箕面市、高槻市、守口市、枚方市、門真市、交野市、柏原市、和泉市、泉大津市、岸和田市、東大阪市)	○ 引き続き市町村において、地域の要援護者からのさまざまな相談をワンストップで受け止めることができる体制づくりが行われるよう、地域福祉・子育て支援交付金による財政的支援や先進事例の情報提供等の技術的支援を行う。  ○ 市町村地域福祉担当課長会議やCSW連絡協議会などにおいて、「新ガイドライン」の趣旨を周知する。  ○ CSWや地域包括支援センター、隣保館など、地域福祉のコーディネーターが連携して支援にあたる体制づくりを市町村に働きかけていく。
4	地域福祉のコーディネーターの育成及び資質の向上	市町村が配置するコミュニティソーシャルワーカー等の地域福祉のコーディネーターの育成を広域的・効率的に行う観点から、新任研修・現任研修等の資質向上を図るための取組みを進めます。	17	○ CSWの資質向上を図るため、府社会福祉協議会とともに、「地域福祉のコーディネータースキルアップ研修」として、新任のCSW等を対象にコミュニティソーシャルワーカーの基礎的な知識や技術を修得させるための「基礎研修」(平成22年5月～6月)、現任のCSW等を対象に実践力の向上を図るための「事例研究」及び「テーマ別研修」(平成22年9月～23年2月)を実施した。  ○ 「市町村におけるCSWの配置事業に関する新ガイドライン」を策定し、地域福祉のコーディネーターであるCSWの資質を一層向上させるための研修等の充実を市町村に求めた。  ○ 府内市町村に配置されている全てのCSWを対象に「コミュニティソーシャルワーカー連絡協議会」を開催(平成22年8月)し、大阪府からの情報提供や日頃の活動に関する意見交換を行った。	○ 引き続きCSWの資質向上を図るための研修を府社会福祉協議会とともに実施するとともに、「新ガイドライン」を周知する。  ○ CSW連絡協議会全体会議に加え、ブロックごとの連絡会議を通じ、CSW相互の連携・協力体制の一層の強化を図る。
5	市町村が行うコミュニティソーシャルワーカーの配置事業等の評価手法の検討	市町村が行うコミュニティソーシャルワーカー等の配置事業や小地域ネットワーク活動等の事業について、市町村自らが事業の効果検証を行うことができるよう、事業の評価手法の検討を行い、市町村の後方支援に努めます。	17	○ 事業の効果検証の一環として、市町村から提出された交付金事業計画書及び事業実績報告書を府HPで公表している。  ○ 「新ガイドライン」にCSWの配置事業及びCSW活動の成果目標を盛り込んだ。	○ 府及び地域福祉支援計画推進委員会による事業内容の評価手法(先進的な取組みの選定、公表等)及び市町村による事業内容の自己評価の手法について検討する。  ○ 「新ガイドライン」の成果目標が達成できるよう市町村地域福祉担当課長会議などを活用して市町村支援に努める。
6	地域福祉施策に関する府域全体の状況及び福祉課題の把握	コミュニティソーシャルワーカー等の活動事例並びに小地域ネットワーク活動や隣保館の取組状況を市町村から収集し、府域全体の状況や福祉課題の把握に努めます。	17	○ CSWについては、平成23年度当初に府内39市町村において165人が配置されている。  ○ 小地域ネットワーク活動については、平成22年度末現在、府内39市町村において実施されている。  ○ 平成22年度末現在、19市町(政令市・中核市除く)に27館設置されている隣保館では、地域住民から約4,200件の相談に応じるなど地域の福祉課題解決等に取り組んでいる。	CSWの配置事業及び小地域ネットワーク活動の推進事業については、地域福祉のセーフティネットを構築する上で重要な役割を果たしていることから、今後とも市町村において両事業が円滑に実施できるよう、地域福祉・子育て支援交付金による支援を行う。 今後ともCSWの活動事例並びに小地域ネットワーク活動、隣保館の取組状況を随時収集し、府域全体の状況や福祉課題の解決に努めるとともに、市町村に情報提供を行うことにより、その活動の支援に努める。  ○ 引き続き、隣保館では、地域福祉課題解決等に取り組んでいる。



番号	項目	計画上の記載内容 (網掛けは計画に記載のある具体的な数値目標)	計画書 ページ	平成22年度の取組みの状況	課題(取組みが進まない要因等)及び今後の方向
7	個々の市町村だけでは解決困難な福祉課題への対応	コミュニティソーシャルワーカー等が発見した制度の狭間等の福祉課題のうち、現行制度上、個々の市町村だけでは解決困難な問題については、市町村とともに研究し、新事業の検討や国への制度改善の提言等その解決に向けて適切に対応します。	17	○ 年3回程度、市町村地域福祉担当課長会議を開催し、市町村への情報提供や市町村との意見交換を行っている。 ○ 平成22年度に「大阪成年後見制度研究会」を新たに学識経験者や事業実施に前向きな市町村、社会福祉協議会をメンバーとする「大阪成年後見制度検討会」に改め、市民後見人の養成、市民後見人の相談・サポート体制等、府域における市民後見人活動支援システムの構築に向けて検討した。 ○ 高齢者や障がい者で福祉的な支援を必要とする矯正施設退所者の社会復帰を支援するため、平成22年7月に地域生活定着支援センターを設置し、関係機関と連携しながら、矯正施設退所者に対する福祉サービスの利用支援等を実施した。	○ 今後とも、CSWの活動事例を随時収集し、現行制度上、個々の市町村だけでは解決困難な問題については、適切に対応する。 ○ 府域における市民後見人活動支援システムの構築を目指す。 ○ 地域生活定着支援事業実施にあたって、矯正施設所在地等特定の市町村に財政負担等が集中することから、国における適正化の議論が必要。
② 身近な地域福祉の担い手である民生委員・児童委員が活動しやすい環境づくり					
8	民生委員・児童委員の資質向上を図る研修の充実	新任・中堅研修等民生委員・児童委員の資質の向上を図るための研修を引き続き行うとともに、新任研修にホームレスの自立支援に関する内容を追加する等研修内容の充実に努めます。	18	新任・中堅研修等民生委員・児童委員に対する研修を実施し、民生委員・児童委員の資質の向上を図った。 また、研修を実施(委託)する社会福祉研修センターと連携を図りながら、研修内容の充実に努めている。	引き続き地域の様々な福祉課題に対応できるように、民生委員・児童委員の資質の向上を図るための研修を行う。
9	民生委員・児童委員の活動を住民に周知するための広報・啓発	民生委員・児童委員のさまざまな活動内容や区域担当者を住民に知ってもらい、住民から「顔の見える」民生委員・児童委員となるよう、市町村と連携しながら、さらなる広報・啓発に努めます。 <b>■具体的な数値目標</b> 民生委員・児童委員の氏名及び担当校区名を広報誌等に掲載する市町村数 平成23年度:政令市を除く全市町村 平成25年度:政令市を除く全市町村	18	民生委員・児童委員の氏名及び担当校区名を広報誌等に掲載している事例を市町村に紹介するなど広報・啓発に努めている。 <b>民生委員・児童委員の氏名及び担当校区名を広報誌等に掲載している市町村数</b> 平成21年度末現在:32市町村 平成22年度末現在:34市町村	民生委員児童委員の氏名を担当区域の住民に知ってもらう必要性や意義について十分に認識されていない市町村民生委員児童委員協議会があることから、引き続き市町村と連携しながら、民生委員・児童委員活動について住民に対して広報する。 また、引き続き市町村民生委員児童委員協議会に対し、住民から「顔の見える」民生委員・児童委員になることの必要性や意義を説明し、そのために必要な取組みを行うよう働きかける。
10	民生委員児童委員協議会への外部理事選任の働きかけ	民生委員児童委員協議会の活動内容や活動方針に関して多様な角度から助言を得ることにより、民生委員・児童委員活動の一層の推進が図られるよう、学識経験者やマスコミ関係者といった第三者の協議会理事等への選任について、大阪府民生委員児童委員協議会連合会とともに働きかけます。 <b>■具体的な数値目標</b> 外部理事等を選任する民生委員・児童委員協議会数 平成23年度:政令市を除く41市町村中25市町村 平成25年度:政令市を除く全市町村	18	大阪府民生委員児童委員協議会連合会とともに、民生委員児童委員協議会への第三者理事等の選任について導入方策を検討し、民生委員会長連絡会において紹介するなど導入に向けて働きかけている。 <b>外部理事等を選任する民生委員・児童委員協議会数</b> 平成21年度末現在:12の民生委員・児童委員協議会において具体的に検討中 平成22年度末現在:12の民生委員・児童委員協議会において導入または導入が決定、12の民生委員・児童委員協議会において具体的に検討中	外部理事等の選任の必要性や意義について十分に認識されていない市町村民生委員児童委員協議会があることから、引き続き市町村民生委員児童委員協議会に対して、第三者を理事等に選任する必要性を説明し、導入を働きかける。
11	民生委員・児童委員とコミュニティソーシャルワーカー等関係機関との連携強化の推進	地域住民の福祉課題を発見し、適切な助言や福祉サービスの提供につなぐことができるよう、コミュニティソーシャルワーカーや地域包括支援センター、行政等関係機関との連携強化を一層推進します。	18	中堅の民生委員・児童委員研修を実施し、民生委員・児童委員が抱えていた福祉課題についてCSWや地域包括支援センターと連携し、解決に至った実践事例報告を実施した。	引き続き新任・中堅研修等において、コミュニティソーシャルワーカーや地域包括支援センター、行政等関係機関と連携し課題解決に至った実践事例報告を実施するなど、関係機関との連携強化に努める。
③ 地域の要援護者を把握し、支援するための取組みの促進					
12	個人情報共有に関する府民への啓発	市町村と関係者との関係で地域の要援護者の保護に必要な情報を共有できるよう、府民に対して情報共有の必要性について啓発を行うとともに、市町村等に対して個人情報保護制度と両立し得る情報共有の手法について助言するなどの支援を行います。	20	市町村社会福祉協議会事務局長会議や市町村地域福祉担当課長会議の場などを通じ、児童虐待110番や災害時要援護者支援について周知を図った。	引き続き、市町村と関係者との間で地域の要援護者の保護に必要な情報を共有できるよう、庁内関係部局とも連携しながら、府民に対して情報共有の必要性について啓発を行うとともに、市町村等に対して個人情報保護制度と両立し得る情報共有の手法の先進事例について情報提供するなどの支援を行う。
13	個人情報の適正な取扱いを確保するための情報提供	市町村職員や関係者による個人情報の適正な取扱いを確保するため、市町村等に対し、個人情報保護に関する研修会の案内、啓発パンフレットの配布等を行います。	20	○ 行政に携わる職員等で統計指導員等個人情報を取り扱う者に対し、研修を実施した。 ○ 個人情報保護啓発に係るパンフレットを府庁等に備え付けるほか、事業者向けのパンフレットを府内の市町村苦情処理窓口・商工会議所等に配布した。	今後も研修の実施や、啓発パンフレットの配布等を通じて個人情報の保護の充実に努める。
14	地域の要援護者情報の把握の推進	地域の要援護者、とりわけ障がい者手帳を取得していない人等の情報を民生委員・児童委員、コミュニティソーシャルワーカー、ボランティア等の関係者が把握し、共有できるよう必要な取組みを進めます。	20	○ 所在不明高齢者問題への対応にあたり、国が民生委員に対する個人情報の提供等に関する調査を行った。 ○ 携帯電話等ITを活用し、地図上で一人暮らし等高齢者など要援護者の状況を把握する「地域あんしんシステム」の導入の促進を市町村に働きかけ、地域の要援護者の情報把握・共有に努めている。 ・地域あんしんシステム導入市町村 6市町村(22年度末現在)	○ 国は調査結果を踏まえ、民生委員に対する個人情報の提供等に関する事例集を作成し、自治体に提供する予定と伺っている。 ○ 市町村の実情に応じて地域における見守り活動を推進するため、地域あんしんシステムを社会福祉協議会や地域包括支援センター等に設置する予定。

番号	項目	計画上の記載内容 (網掛けは計画に記載のある具体的な数値目標)	計画書 ページ	平成22年度の取組みの状況	課題(取組みが進まない要因等)及び今後の方向
15	災害時における市町村の支援体制づくりの促進	「市町村における『災害時要援護者支援プラン』策定指針」に基づき、地域のネットワークを活かした日頃からの要援護者の情報把握・共有を進めるとともに、災害時にはこれらの情報を共有した円滑な避難情報の伝達、安否確認等を実施できるよう、市町村の支援体制づくりを促進します。	20	○ 市町村が地域の実情をふまえ、要援護者対策の基本的な方針、要援護者の対象範囲、要援護者についての情報収集・共有の方法など、災害時要援護者対策の取組方針を明らかにした「災害時要援護者支援プラン全体計画」等が策定・整備されるよう促進している。 ・全体計画策定済み市町村 29団体(23年3月末時点) ・災害時要援護者名簿を整備・整備中の市町村 39団体(23年3月末時点) ・個別計画を策定・策定中の市町村 23団体(23年3月末時点)  ○ 市町村に対し、福祉関係部局と防災関係部局とが連携し、災害時において要援護者に対して必要な支援を的確に実施できる体制を構築すること及び地域における要援護者に係る情報の把握・共有及び安否確認方法等について市町村地域福祉計画に盛り込むよう助言を行った。	○ 全体計画が未策定の市町村14団体においても策定されるよう、個別ヒアリングなどの実施を通じ状況を把握しながら、働きかけていく。  ○ 引き続き市町村に対し、災害時要援護者支援を的確に実施できる体制を構築すること及び地域における要援護者に係る情報の把握・共有及び安否確認方法等について市町村地域福祉計画に盛り込むよう助言を行う。
<b>(2)市町村支援</b>					
① 地域福祉施策の推進に対する支援					
16	地域福祉・子育て支援交付金による支援	市町村が自らの判断で地域の実情に応じて地域福祉を推進できるよう、大阪府地域福祉・子育て支援交付金により、市町村が策定する地域福祉計画に掲げる目的達成に資する事業を支援します。	21	地域福祉・子育て支援交付金については、市町村から提案のあった事業内容(地域福祉分野97事業、子育て支援分野180事業)を取りまとめ、3月に交付決定を行った。  <交付金を活用した主な事業> ○ CSW等配置事業 ○ 小地域ネットワーク活動推進事業 ○ 要援護者に対する見守り・相談体制の構築関係事業 ○ 市町村地域福祉計画推進関係事業(住民ニーズ調査、フォーラム開催等) ○ 災害時要援護者支援関係事業(災害時要援護者支援マニュアル作成等) ○ 既存資源を活用した在宅子育て家庭への支援 ○ 妊婦健診への助成 ○ 保育所等における障がい児受入れへの支援	引き続き市町村が地域の実情に応じて自主的に地域福祉の推進や子育て支援に関する事業を推進できるよう、地域福祉・子育て支援交付金による支援を行う。
17	先進事例の提供による市町村の施策立案のサポート	各市町村が自主的に取り組んでいるセーフティネットの構築・充実等に関する施策例や小地域ネットワーク活動等の事例の収集に努め、その情報を提供し、市町村の施策立案をサポートします。	22	市町村の施策立案機能の向上に資するため、「市町村地域福祉担当課長会議」を平成22年度は3回開催し、必要な情報提供や意見交換を行った。	引き続き先進事例の収集に努め、その情報を提供することにより、市町村の施策立案をサポートする。
18	先駆的な取組みを進める市町村への支援	地域福祉施策を推進する中で把握・発見された課題については、その課題に向け、先駆的な取組みを進める市町村に対しては、財政的な支援等も検討します。	22	市町村における地域の課題解決に向けた先駆的な取組みにあたっては、市町村は地域福祉・子育て支援交付金を活用している。	今後も地域福祉・子育て支援交付金の必要な額の確保に努める。
② 市町村地域福祉計画の策定等に対する支援					
19	市町村地域福祉計画の策定・見直し支援	引き続き、市町村との地域福祉の推進に関する情報・意見の交換や連絡調整に努めるとともに、市町村地域福祉計画の策定・見直しを支援します。	23	市町村地域福祉計画の策定・改訂を支援するため、「地域福祉計画の策定に関する連絡会議」を平成22年度は2回開催した。 ・平成22年度末現在 42市町村で計画策定済	引き続き「地域福祉計画の策定に関する連絡協議会」を開催するとともに、全市町村での地域福祉計画策定を目指して、地域福祉・子育て支援交付金を活用した計画策定や計画推進事業を支援する。
20	ワーキンググループでの地域の福祉課題等の研究	地域福祉計画の改訂を予定する市町村と府でワーキンググループを設置し、地域福祉力評価システム等を活用しながら、地域福祉計画の達成状況や地域の福祉課題等について研究します。	23	「計画評価等に関するワーキンググループ」を設置し、平成22年度は2回開催した。	今後、随時ワーキンググループを開催し、地域福祉力評価システム等を活用しながら、地域福祉計画の達成状況や地域の福祉課題等について研究を進める。
<b>(3)地域福祉・福祉サービスの担い手づくり</b>					
①地域福祉を支えるこれからの担い手の確保					
21	府民が必要とする福祉情報の提供及び府民の福祉活動への参加機会拡大	大阪府社会福祉協議会や市町村社会福祉協議会とも連携し、府民が必要とする福祉に関するさまざまな情報の提供を行うとともに、多様な媒体での広報・普及活動の実施により、地域における住民の福祉活動への参加・交流の機会拡大に努めます。	25	市町村社会福祉協議会事務局長会議や市町村地域福祉担当課長会議の場などを通じ、児童虐待110番や災害時要援護者支援について周知を図った。	○ 引き続き大阪府社会福祉協議会や市町村社会福祉協議会とも連携し、府民が必要とする福祉に関する情報の円滑な提供及び地域における住民の福祉活動への参加・交流の機会拡大に努める。
22	企業等との連携による地域福祉の担い手の確保	民生委員・児童委員、校区福祉委員等の地域福祉の担い手不足解消を図るため、大阪府社会福祉協議会や関係団体、企業や生協等との連携により、若い世代や企業退職者等新たな地域福祉の担い手の確保に努めます。  <b>■具体的な数値目標</b> 地域福祉の担い手不足を解消するために連携した企業等の数 平成23年度:50 平成25年度:100	25	○ 民生委員・児童委員及び校区福祉委員による見守り・発見・つなぎの機能の充実及び地域福祉の担い手の確保を図るため、共同購入や個人宅配等を通じて日頃から地域住民と接する機会が多い生協との連携について検討している。  ○ 国においては、地域の一人暮らし高齢者等に対する見守り等の支援体制を整備するため、「地域福祉推進市町村」と協働で平成21年度から「安心生活創造事業」を実施している。府内では豊中市及び阪南市が「地域福祉推進市町村」に選定されている。 ※「地域福祉推進市町村」:国の募集に応じて本事業への参加を希望する市町村が、参加意向調査を都道府県の意見と併せて国に提出。国において全国58市町村を選定。(平成22年4月現在)  地域福祉の担い手不足を解消するために連携した企業等の数 平成21年度末現在:1 平成22年度末現在:1	○ 引き続き生協との連携について検討を行う。また、地域貢献企業バンクに登録されている企業等に出向き、ボランティア体験への参加希望者を募集するなど新たな地域福祉の担い手の確保に努める。  ○ 生協と市町村の民生委員児童委員協議会連合会との連携による地域の見守り活動について協議しているところであるが、個人情報の取扱いで調整が難航している。



番号	項目	計画上の記載内容 (網掛けは計画に記載のある具体的な数値目標)	計画書 ページ	平成22年度の取組みの状況	課題(取組みが進まない要因等)及び今後の方向
23	教育関連ボランティアとの連携促進	地域福祉活動のこれからの担い手を確保するため、PTA関係者や学校支援地域本部に参加するボランティアと小地域ネットワーク活動に参加するボランティアとの連携を促進します。	25	<p>○ PTA及び地域活動に参加するボランティアが人権に対する意識の向上を図るため、大阪府教育委員会において人権教育地区別セミナーを実施している。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 府内7地区で実施(豊能・三島・北河内・中河内・南河内・泉北・泉南)、参加人数計216人</li> </ul> <p>○ 福祉関係者との連携を含めた活動事例をHP等で発信している。</p>	<p>○ PTAは任意の団体であり、自主的な取組みを尊重する必要があることから、PTAの自主的な取組みを尊重しつつ、引き続き人権教育地区別セミナーを実施することにより、人権に対する意識の向上を図っていく。</p> <p>○ 引き続き、地域福祉・子育て支援交付金により、地域におけるPTA関係者等と小地域ネットワーク活動に参加するボランティアとの連携を促進する。</p>
24	小中高校での福祉教育推進	小・中学校や高等学校において、引き続き、福祉に関する学習や福祉施設への訪問等福祉・ボランティア教育、とりわけ体験活動による福祉教育を推進するとともに、福祉やボランティアに関する研修の実施等を通じて教員の福祉教育に関わる資質の向上に努めます。	25	<p>&lt;小中学校における取組み&gt;</p> <p>□各教科、道徳、特別活動及び総合的な学習の時間等を通じて、すべての小・中学校で、福祉・ボランティアにかかわる様々な活動を実施している。(平成22年度実績:福祉・ボランティアにかかわる実施状況調査から)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○地域の高齢者宅への訪問や学校行事への招待 小学校 625校中443校(71%) 中学校 291校中123校(42%)</li> <li>○高齢者施設への訪問や交流 小学校 625校中191校(31%) 中学校 291校中184校(63%)</li> <li>○障がい者施設への訪問や交流 小学校 625校中89校(14%) 中学校 291校中125校(43%)</li> </ul> <p>□出会いや体験を通して、学んだことが身近にいる障がいのある仲間や高齢者等への理解、思いやりにつながるような取組みを進めるポイントや学校の取組み事例を掲載した大阪府福祉教育指導資料集『ぬくもり』を、研修会等において周知することにより、各学校の福祉・ボランティア教育の推進を図っている。</p> <p>&lt;高等学校における取組み&gt;</p> <p>□高等学校では、総合的な学習の時間やホームルームの時間等を活用して、福祉に関する学習を展開している。また、教科・科目においては、学校の実情に応じて、教科「福祉」をはじめ学校設定教科や学校設定科目により、府立高等学校53校で福祉に関する科目を開設している。</p> <p>高齢者・障がい者福祉施設等での体験活動やボランティア活動は、近隣の地域と連携しながら、実施されており、施設等での奉仕に関わる体験活動については府立高等学校の多くの学校で行っている。そのうち藤井寺高校、咲洲高校、泉鳥取高校、堺東高校、東住吉総合高校、和泉総合高校の6校では、「学校外における学修の単位認定に係る指針」に基づき、生徒のボランティア活動による単位認定を行っている。</p> <p>□すべての初任者を対象とした「初任者研修」において「社会体験研修」を設定し、「福祉ボランティア」についての事前研修及び夏季休業中に2日間の障がい者授産施設、作業所・老人ホーム・保育園等での社会体験活動を実施している。</p>	<p>&lt;小中学校における取組み&gt;</p> <p>□障がい者理解教育研修会などを通じて、改訂した福祉教育指導資料集『ぬくもり』の周知に努め、活用を促すことにより、福祉・ボランティア教育の充実を図る。</p> <p>&lt;高等学校における取組み&gt;</p> <p>□福祉教育の推進には、体験活動の受け入れをはじめ地域の協力が欠かせない。学校の教育内容を教育委員会のウェブページ等を通じて公開するなど、地域における学校の信頼づくりを進めるため、学校の情報を発信することに努める。</p> <p>□初任者の「社会体験研修」の実施にあたっては、地域における活動を重視し、研修での地域との交流を通して、児童・生徒の社会体験活動の充実につなげるように努める。</p>
②社会起業家の育成・支援					
25	社会起業家の活動に関する広報	社会起業家の活動をPRするフォーラムの開催やホームページ等の活用により、市町村や関係団体、府民に対して社会起業家の活動の一層の広報に努めます。	27	<p>社会起業家の活動について府民に対して広く広報するためのウェブサイト運営している。</p> <p>また、社会起業家の活動を市町村社会福祉協議会の職員等知ってもらうため、「社会起業家フォーラムin大阪」を開催した。</p> <p>&lt;「社会起業家フォーラムin大阪」の概要&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 日時・場所 平成22年9月14日(火) 大阪市立阿倍野区民センター</li> <li>◆ 参加者数 215人</li> </ul>	引き続き社会起業家の活動を紹介するウェブサイト運営するとともに、平成23年度も社会起業家フォーラムを2月に開催予定。
26	中間支援組織のプラットフォーム機能を有するネットワークの構築	社会起業家に対する専門相談等、継続的な支援を行えるよう、中間支援組織のプラットフォーム機能(情報交換や連携の場)を有するネットワークの構築に努めます。	27	<p>社会起業家に対する専門相談等、継続的な支援を行えるよう、中間支援組織のプラットフォーム機能を有するネットワークを構築するため、新たに社会起業家中間支援ファンドとして提案公募で1団体選定した。</p> <p>&lt;中間支援プラットフォームの事業内容&gt;</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>①社会起業家ファンド助成を行った団体の継続的な支援。</li> <li>② 中間支援組織相互の情報交換や連携の場である中間支援組織連絡会の開催。</li> <li>③ 社会起業家相互の情報交流や、社会起業家と社会起業家を支えようとする人とのマッチングを行う機会や場の提供。</li> <li>④ コネクター機関(社会福祉協議会や市民活動支援センター等)との連携。</li> <li>⑤ 社会起業家について情報を発信するためのウェブサイトの運営。</li> <li>⑥ 関係機関と連携した社会起業家フォーラムの開催。</li> </ol>	<p>平成22年度の実績を踏まえ、引き続き中間支援組織プラットフォーム機能において、以下の事業を実施する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 社会起業家ファンド助成を行った団体への継続的な支援</li> <li>② 中間支援組織連絡会の開催(年7回程度)</li> <li>③ コネクター機関への働きかけ</li> <li>④ 社会起業家について情報発信するためのウェブサイトの運営及び社会起業家冊子を作成し、社会起業家を支援する基盤づくりを行う。</li> <li>⑤ 関係機関と連携した社会起業家フォーラムの開催(平成23年2月予定)</li> </ol>

番号	項目	計画上の記載内容 (網掛けは計画に記載のある具体的な数値目標)	計画書 ページ	平成22年度の取組みの状況	課題(取組みが進まない要因等)及び今後の方向
27	社会起業家と地域をつなぐコネクター機関の育成	<p>社会起業家の事業と地域の福祉課題との調整やつなぎを行うには、社会起業家と地域をつなぐコネクターの役割を果たす機関が必要です。コネクター機関には、地域の実情や福祉課題、さらには住民活動の状況等を把握している市町村社会福祉協議会や市町村市民活動支援センター、隣保館等がその役割を担うことが期待されます。このため、市町村社会福祉協議会等がコネクター機関としての機能を持つことができるよう、必要な取組みを進めます。</p> <p><b>■具体的な数値目標</b> コネクター機関としての機能を持つ市町村社協等の数 平成23年度目標: ボランティアNPO活動支援施設を有する40市町村中12機関 平成25年度目標: ボランティアNPO活動支援施設を有する全市町村</p>	27	<p>市町村社会福祉協議会等がコネクター機関としての機能を持つことができるよう、以下の取組みを実施。</p> <p>① 社会起業家の活動を市町村社会福祉協議会の職員等知ってもらうため、「社会起業家フォーラムin大阪」を開催。 ＜「社会起業家フォーラムin大阪」の概要＞ ◆ 日時・場所 平成22年9月15日(火) 大阪市立阿倍野区民センター ◆ 参加者数 215人 ② 市町村社会福祉協議会の関係者に地域福祉支援計画推進委員会社会起業家部会の専門委員として参画してもらい、市町村社会福祉協議会との連携強化を図っている。 ③ 中間支援組織のネットワーク機能を担う中間支援プラットフォーム機関として選定した団体を通じて、市町村社会福祉協議会等に対して社会起業家の育成支援に協力するよう働きかけている。 ④ コミュニティソーシャルワーカー連絡協議会への参加。(社会起業家の存在や活動についてアピール。)</p> <p>コネクター機関としての機能を持つ市町村社協等の数(フォーラム等参加) 平成21年度末現在: 5 平成22年度末現在: 11</p>	<p>○ 22年度から実施している社会起業家中間支援ファンド助成により、市町村社会福祉協議会等が社会起業家と地域の福祉課題をつなぐコネクター機能を持つことができるよう、中間支援組織プラットフォームと市町村社協等が連携する機会を提供する。</p> <p>○ 地域福祉のコーディネーターであるCSWがコネクターの役割を果たせるよう、CSW連絡協議会全体会議やブロック別会議を通じ、社会起業家の取組みなど情報提供に努めてきたが、社会起業家の活動地域に偏りがあることや、総数が少ないことが課題となっている。</p>
28	社会起業家ファンドによる支援	<p><b>■具体的な数値目標</b> 支援した社会起業家数 平成23年度目標: 60(累計) 平成25年度目標: 80(累計)</p>	27	<p>社会起業家を育成・支援するため、以下の社会起業家ファンド助成事業を実施。</p> <p>① 社会起業家ファンドスタート助成 事業の立ち上げ段階の社会起業家に対し、事業の実現可能性を検証するための資金助成(上限50万円) 平成22年度助成実績: 5事業</p> <p>② 社会起業家ファンドステップアップ助成 既に事業を実施している社会起業家に対し、事業の更なる振興を図るための資金助成(上限30万円) 平成22年度助成実績: 0事業</p> <p>③ 社会起業家中間支援ファンド助成 中間支援組織のネットワーク機能を担う中間支援プラットフォーム機関に対し、その活動を支援するための資金助成(上限300万円) 平成22年度助成実績: 1団体 (支援した社会起業家数: 平成22年度末現在46団体(累計))</p> <p>支援した社会起業家数 平成21年度末現在: 41団体(累計) 平成22年度末現在: 46団体(累計)</p>	<p>○ 社会起業家ファンド助成事業を引き続き実施し、社会起業家の支援を行う。また、中間支援組織のネットワークの構築を進め、社会起業家への継続的な支援を行う。 ＜平成23年度の社会起業家ファンド助成事業の実施状況＞ ① スタート助成: 5事業を採択予定 ② ステップアップ助成: 1事業を採択予定</p>
③地域貢献を行う企業との連携の推進					
29	地域貢献を行う企業との連携推進	<p>地域貢献企業バンク等も活用し、地域貢献を行う企業との連携による地域福祉の推進に向けた取組みを進めます。</p> <p><b>■具体的な数値目標</b> 地域貢献企業バンクの活用数 平成23年度目標: 5件(累計) 平成25年度目標: 8件(累計)</p>	29	<p>① 民生委員・児童委員及び校区福祉委員による見守り・発見・つなぎの機能の充実及び地域福祉の担い手の確保を図るため、共同購入や個人宅配等を通じて日頃から地域住民と接する機会が多い生協との連携について検討している。</p> <p>② 商品の販売額の一部を大阪府福祉基金に寄附する協定を企業1社と締結した。 ＜協定内容＞ 協力社名: 株式会社みかん山本舗(岸和田市阿間河滝町1630番地) 寄附概要: 「みかん山のおいし〜!! みかん飴」の売り上げ代金の一部を大阪府福祉基金に寄附</p> <p>③ 関西キリンビバレッジサービス株式会社の協力により、読売新聞販売店(門真市)他23箇所に売上金の一部を福祉基金に寄附いただく「ふくし応援自動販売機」が設置された。 ・平成22年度末現在、18企業において23台を設置。</p> <p>地域貢献企業バンク等の活用数 平成21年度末現在: 2件(累計) 平成22年度末現在: 2件(累計)</p>	<p>○ 生協と民生委員・児童委員及び校区福祉委員が連携し、地域における見守り・発見・つなぎの機能の充実及び地域福祉の担い手の確保を図ることができるよう、生協をはじめ関係者と必要な調整を行う。</p> <p>○ 引き続き、地域貢献を行う企業との連携による地域福祉の推進に向けた取組みを進める。</p> <p>○ 生協と大阪府民生委員児童委員協議会連合会との連携による地域の見守り活動について協議しているところであるが、個人情報の取扱いで調整が難航している。</p>
④福祉を支える専門人材の養成・確保					



番号	項目	計画上の記載内容 (網掛けは計画に記載のある具体的な数値目標)	計画書 ページ	平成22年度の取組みの状況	課題(取組みが進まない要因等)及び今後の方向
30	福祉・介護人材の増加数	<p>■具体的な数値目標 福祉・介護人材の増加 H21年度から3年間での目標:7,500人の増加</p>	31	<p>○ 福祉・介護分野の人材の確保を図るため、部局長マニフェストにおいて、福祉・介護分野の人材を平成21年度から3年間で7,500人増やすことを目標に掲げ、「障害者自立支援対策臨時特例交付金」を活用した「福祉・介護人材確保緊急支援事業」等を実施している。</p> <p>＜人材確保のための主な取組み＞</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>若年層向け取組みの実施 介護福祉士等修学資金貸付事業 ⇒ 236人に貸付 進路選択学生等支援事業 ⇒ 学校訪問数:273箇所</li> <li>多様な人材への取組みの実施 未就労の有資格者への再就業支援研修や障がい者の就労支援研修等を実施 ⇒ 府内全域を対象に6種類の研修を述べ64回実施</li> <li>事業者及び既従事者への支援 複数事業所連携事業 ⇒ 76箇所(381事業所) 職場体験事業の推進 ⇒ 職場体験として608人を受入 福祉・介護人材マッチング支援事業 ⇒ 就職セミナーの開催を12回実施 キャリア形成事業所支援事業 ⇒ 284施設</li> </ol> <p>○ 平成22年度に人材確保事業を活用した施設・事業所に対して効果測定を行なうためのアンケート調査を実施した。また、利用者(府民)の満足度を測るため、本事業を活用した施設等の利用者に対して意識調査を実施した。</p> <p>＜就業者数＞・本事業を通じての就職者数は2,976名(H23.4現在)</p> <p>＜意識調査の結果＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「職員に話しかけやすく、意見や相談を聞いてくれるなど今後も施設を利用し続けたいと思う。」利用者の割合:91.5%「思う」64.1%「ある程度思う」27.4%</li> <li>「人材確保に効果があり、今後とも本事業を活用したいと思う」施設従事者の割合:84.1%「思う」50%「ある程度思う」42.8%</li> <li>「利用者へのサービスや職員の意識・技術等が向上し、今後とも本事業を活用したいと思う」施設従事者の割合:92.8%「思う」50%「ある程度思う」42.8%</li> </ul>	<p>部長マニフェストの目標は1年ごとに設定しているが、平成23年度は事業実施の最終年度であり、これまでの取組により、蓄積したノウハウやネットワークを活かすなど一層の事業強化を図るとともに、未達成事業のさらなる効果的な手法の再検討など、全力を尽くし、最終目標である3年間で7,500人増を目指す。</p>
31	潜在的有資格者の再就職支援	潜在的有資格者の再就職支援やシニア層等多様な人材の福祉分野への参入・参画の促進に努めます。	31	福祉の資格を有しながら福祉・介護分野で就労されていない方に対する再就業支援研修、地域住民に対する福祉・介護分野の魅力伝える研修、既従事者に対するキャリアアップ研修など、地域密着型の研修を実施し、多様な人材の福祉・介護分野への参入を促進する「潜在的有資格者等養成研修事業」を実施した。 ⇒ 府内全域を対象に6種類の研修を述べ64回実施	研修の内容によっては、受講生が少ないものもあり、研修内容の充実やさらなる広報の手法について検討を行なう。
32	複数事業者間での連携による人材の確保	複数事業所間の連携によるネットワークを活かした人材の確保、育成、労働環境の整備を支援します。	31	単独では人材の確保・定着に取り組むことが困難な小規模の事業所等がネットワーク(1ユニット5事業所)を形成し、共同で求人説明会や職員研修等を実施する場合、必要な経費について助成する「複数事業所連携事業」を実施した。 ⇒ 76箇所(381事業所)	具体的な手法が見えない、小規模施設間での調整が容易ではないなどの理由により、ユニット形成が進まないことからユニット形成の促進を図るため、大阪府社会福祉協議会や大阪府福祉人材センターと連携のもと、可能な範囲で先導的に範を示せる大規模施設等を参入させ、施設間の調整を行なうなど工夫を凝らすとともに、効果的に事業実施ができるよう、好事例を紹介するなどの取組みを進めてきたところであり、引き続き、一層の取組みを進める。
33	職場体験・広報活動の推進	府民に福祉・介護サービスの意義や重要性を理解してもらうため、職場体験の場の提供やマスメディアを通じた広報活動等を推進します。	31	福祉・介護の仕事に関心を有する方に対して就職前にあらかじめ職場を体験する機会を提供することにより、新たな人材の参入・定着を促進する「職場体験事業」を実施した。 ※ 職場体験を受入れる事業所に対する補助 ⇒ 職場体験として608人を受入 府内の社会福祉施設等と福祉分野への求職者との面談の場を提供することにより、福祉人材確保の推進を図るため、合同求人説明会「福祉の就職総合フェア&セミナー 2010inOSAKAと地域別合同求人説明会「福祉の就職フェア&セミナー WINTER in OSAKA」を開催した。 ＜合同求人説明会「福祉の就職フェア&セミナー 2010inOSAKAの概要＞ ◆ 日時・場所 平成22年7月10日(土) インテックス大阪2号館 ◆ 参加法人数 211法人 ◆ 求人数 2,953人 ◆ 求職者総数 2,026人 ＜地域別合同求人説明会「福祉の就職フェア&セミナー WINTER in OSAKA」の概要＞ ◆ 日時・場所 【北部】平成23年2月11日(祝) 大阪市立淀川区民センター 50法人 529求人数 620求職者数 【南部】平成23年2月5日(土) サンスクエア堺 56法人 529求人数 370求職者数 【中部】平成22年2月20日(日) クリエイション・コア東大阪 42法人 493求人数 352求職者数	受入登録事業所、体験希望登録者の双方ともニーズが高いものの、体験日の調整がつかないなどの理由により受入が進まないことから、職場体験デーの設定や就職フェア等の当日に、福祉人材センターのコーディネートによる体験日の調整を行なうなどマッチングの支援に努める。 市町村と連携のもと地域密着型の就職フェアを開催するなど引き続き、府内の社会福祉施設等と福祉分野への求職者との面談の場を提供する。

番号	項目	計画上の記載内容 (網掛けは計画に記載のある具体的な数値目標)	計画書 ページ	平成22年度の取組みの状況	課題(取組みが進まない要因等)及び今後の方向
34	介護福祉士・社会福祉士養成施設入学者を対象とした修学資金貸付額の拡充等による若い人材の確保	府内の介護福祉士・社会福祉士養成施設入学者を対象とした修学資金の貸付について、貸付額の拡充や貸付要件を緩和し、若い人材の一層の福祉・介護分野への参入を促進します。	31	○ 府内において質の高い介護福祉士及び社会福祉士の養成確保を図るため、府内の介護福祉士等養成施設に修学する者に対し修学資金を貸付ける「介護福祉士等修学資金貸付事業」を実施した。 ⇒ 236人に貸付  ○ 「修学資金貸付事業」に併せ、若い人材の福祉・介護分野への参入を図るため、介護福祉士等養成施設に専門員を配置し、中学・高校の生徒や教員等に対し、福祉・介護分野で働くことの魅力を伝える講座や、進路の相談・助言等を行い、将来の人材確保につなげる「進路選択学生等支援事業」を実施した。 ⇒ 273箇所	○ 介護福祉士等修学資金貸付については、早い時期から本事業の周知や養成施設に対する貸付枠を伝えることによって、高校等に積極的なPRをお願いしている。  ○ 充足率が改善された養成施設には、キャリア形成事業所支援事業など他の福祉・介護人材確保緊急支援事業を紹介。  ○ 補助対象校には、福祉・介護人材マッチング支援事業で配置されたキャリア支援専門員の活用により、効果的な手法等の紹介・伝授で事業の実施を促す  ○ 養成施設在校生や福祉現場で働く卒業生を同行させて学校訪問を行うなどの、取組を進めてきたところであり、引き続き、より一層の取組を進める。

(4) 地域での自立生活を支える福祉基盤づくり

① 社会福祉協議会に対する活動支援

35	大阪府社会福祉協議会の活動支援	大阪府社会福祉協議会が実施する府域の福祉課題の把握やそれらの課題を踏まえた施策提言、また、福祉人材の養成・確保等の広域的な取組みや事業に対する助成等を通じ、その活動を支援します。	33	大阪府社会福祉協議会が設置する「大阪後見支援センター」に対する補助を実施し、府域での市民後見人の養成のあり方についての研究や地域の相談機関では対応が困難なケースの解決など、広域的な社会福祉協議会の役割としての活動を支援した。 また、福祉人材の養成を支援するために、「社会福祉研修センター」が実施する地域福祉のコーディネータースキルアップ研修に補助し活動を支援した。 さらに福祉・介護人材の確保を図るため、大阪府福祉人材センターに職場体験事業などの福祉・介護人材確保緊急支援事業等を委託し、活動を支援した。	引き続き大阪府社会福祉協議会が実施する府域の福祉課題の把握やそれらの課題を踏まえた施策提言、また、福祉人材の養成・確保等の広域的な取組みや事業に対する助成等を通じ、大阪府社会福祉協議会に対しその活動を支援する。
36	市町村社会福祉協議会の取組支援	市町村社会福祉協議会が、地域福祉活動計画に基づき、地域の実情に応じ、福祉サービスの実施や相談援助活動、小地域ネットワーク活動等地域福祉の総合センターとしての取組みを進めるよう、市町村や大阪府社会福祉協議会とともに支援します。	33	○ 市町村社会福祉協議会連合会の会議に出席し、意見交換を行うなどにより、市町村社会福祉協議会の取組みを支援している。  ○ 平成22年8月末現在、府内41市町村社会福祉協議会で地域福祉活動計画を策定している。 地域福祉活動計画を市町村の地域福祉計画と一体化して作成している市町村社会福祉協議会も多いことから、「地域福祉計画の策定に関する連絡会議」の開催による市町村地域福祉計画の策定支援を通じて市町村社会福祉協議会の地域福祉活動計画の策定も支援している。	今後とも、市町村社会福祉協議会が地域福祉の総合センターとしての取組みを進めるよう、市町村や大阪府社会福祉協議会とともに必要な支援を行う。
37	地域貢献委員会の設置促進	「福祉と共生のまちづくり」を一層推進する観点から、大阪府社会福祉協議会とともに地域貢献委員会の設置を促進し、市町村社会福祉協議会、民生委員児童委員協議会、社会福祉施設の三者の連携により、災害時における安否確認や社会福祉施設の活用等に取り組むとともに、三者がNPOや社会起業家等の民間団体とも連携し、地域課題の解決に取り組むよう、働きかけます。  <b>■具体的な数値目標</b> 地域貢献委員会を設置している社会福祉協議会数 平成23年度目標:政令市を除く全市町村 平成25年度目標:政令市を除く全市町村	33	大阪府社会福祉協議会において、地域貢献委員会の設置を予定している市町村社会福祉協議会や設置を検討している市町村社会福祉協議会に対し、情報提供や活動交流会を実施し、設置促進に向けての支援を行った。 大阪府社会福祉協議会が地域貢献委員会と同様の趣旨・目的に沿った事業を展開する門真市地域福祉連絡会に対し、理解促進のための支援(学習会等)を行った。  地域貢献委員会を設置している社会福祉協議会数 平成21年度末現在:9市町村社協 平成22年度末現在:12市町村社協	地域貢献委員会を設置する必要性や意義について十分に認識されていない市町村社会福祉協議会があることから、引き続き大阪府社会福祉協議会とともに市町村社会福祉協議会に対して地域貢献委員会設置の必要性や意義を説明し、設置を働きかける。

② 大阪後見支援センター(あいあいねっと)の再構築

38	後見支援センターと市町村社協、地域包括支援センター等関係機関相互の連携促進	大阪後見支援センターと市町村社会福祉協議会、地域包括支援センター、障がい者相談支援事業所、消費生活センター等関係機関による連絡会議を府内の地域ブロック単位で開催するなど、相互の連携を図ります。	36	地域で高齢者や障がい者の権利擁護相談に携わる関係機関と情報交換を行い、日常生活自立支援事業及び判断能力が不十分な方の権利擁護について意見交換を行う「日常生活自立支援事業関係機関連絡会議」を平成22年度は2回開催した。(南河内ブロック・中河内ブロック) また、平成22年度は18か所の市町村社協に対して、日常生活自立支援事業実施機関調査を行った。	引き続き、市町村及び関係機関の課題の把握及び制度改善のため、意見交換を密に実施するとともに、本府からの情報提供も積極的に行う。
39	後見支援センターの地域の相談機関のスーパーバイザーとしての取組推進	地域の相談機関では対応が困難なケースについては、大阪後見支援センターがスーパーバイザー(指導者・監督者)として、地域の相談機関からの相談に応じることができるよう、必要な取組みを進めます。	36	平成21年度より、従来の権利擁護相談を市町村、市町村社協、地域包括支援センター、障がい者相談支援事業所、施設などの関係機関を対象とした地域支援相談事業にリニューアルし、さらに解決困難な事例については、弁護士や社会福祉士会と連携し、専門相談を併せて実施している。 平成22年度577件 うち専門相談 44件	引き続き、地域支援相談事業を関係機関にPRし、地域の解決困難な相談に対応できる地域支援スーパーバイズ機能を果たしていくよう努めていく。
40	日常生活自立支援事業の利用待機者の解消	日常生活自立支援事業の利用待機者の解消を図るため、実施機関である市町村社会福祉協議会が、民生委員・児童委員をはじめ、地域包括支援センター、障がい者相談支援事業所等の関係機関と連携して利用者の自立支援に取り組めるよう、促進します。	36	日常生活自立支援事業の平成23年3月末現在の実利用者数は、1,624名(認知症高齢者等807名、知的障がい者377名、精神障がい者等440名)、待機者数は173名(7機関)。 地域の権利擁護相談に携わる関係機関と情報交換を行い、日常生活自立支援事業の課題を把握するための「日常生活自立支援制度課題検討ワーキング」に4回参加し、同事業の制度改善を議論する「日常生活自立支援事業制度改善ワーキング・グループ」を2回開催した。また、市民後見事業の府域展開を図るため、「市民後見事業の府域展開を図るためのブロック別意見交換会」を1回開催した。 平成22年度は日常生活自立支援事業の待機者が発生している12市町村社協に対して、ヒアリングを実施した。	実利用者の増加に対応した事業実施に必要な委託費の予算確保が課題であり、国に対して、生活保護受給世帯に加え、住民税非課税世帯などの低所得者に配慮した利用料設定が可能となるよう必要な財源措置について要望するとともに、より実態に即した補助基準となるよう検討することが必要である。 また、待機者解消策の一つとして、とりわけ、成年後見制度の利用がしにくい独居の低所得者層などに対する成年後見制度の利用促進に向けた取組みが必要である。 このため、安定的な事業実施を図るために、より実態に即した補助基準について検討を行うとともに、判断能力が低下した方が日常生活自立支援事業から成年後見制度へスムーズな移行が図れるよう、関係機関等と連携を行うとともに、市民後見人の養成や法人後見の取組みが進むよう支援する。



番号	項目	計画上の記載内容 (網掛けは計画に記載のある具体的な数値目標)	計画書 ページ	平成22年度の取組みの状況	課題(取組みが進まない要因等)及び今後の方向
		<b>■具体的な数値目標</b> 日常生活自立支援事業の利用待機者数 平成23年度目標:待機者ゼロ 平成25年度目標:待機者ゼロ		日常生活自立支援事業の利用待機者数 平成21年度末現在:173名(7機関) 平成22年度末現在:233名(13機関)	
41	日常生活自立支援事業利用者の成年後見制度への移行促進	日常生活自立支援事業の利用者が契約内容について判断能力を喪失するなど、成年後見制度の対象と判断される場合については、本人にふさわしい援助が受けられるよう取組みます。	36	平成22年度の日常生活自立支援事業の契約終了件数257件のうち、成年後見制度の利用によるものは39件。 平成22年度には、市町村担当者向け研修会を実施し、成年後見制度の普及啓発事業を実施した。	今後も引き続き、左記研修会等の開催により、市町村長申立てや親族後見の申立て等への誘導を図りながら、判断能力に応じた支援を図れるように取組んでいく。
42	市民後見人養成に向けた研究の場の提供	成年後見研究会の活用や市民後見人の養成に先駆的に取り組む機関等との連携により、市町村や市町村社会福祉協議会に対して、市民後見人の養成に向けた研究の場を提供します。	37	従来の専門職団体の代表、政令市・中核市で構成されていた「大阪成年後見制度研究会」に学識経験者や事業実施に前向きな市町村、社会福祉協議会をメンバーに加え、「大阪成年後見制度検討会」に改編した。市民後見人の養成、市民後見人の相談・サポート体制等、府域における市民後見人活動支援システムの構築に向けた具体的な議論を行うため、同検討会を5回開催した。	平成22年度の検討会での検討結果を踏まえ、平成23年度から一部の市において市民後見人の養成を始めている。 市民後見人養成講座の内容等については、同検討会の構成を踏襲した「市民後見人養成カリキュラム検討会」を設置して検討することとする。 老人福祉法の改正により、成年後見を推進することが市町村に努力義務として設定されたことに伴い、市町村高齢者保健福祉計画策定指針にある成年後見に関する記述を市町村高齢者保健福祉計画に記載するよう働きかける。
43	市町村社協の法人後見に対する取組支援	市町村社会福祉協議会における法人後見に対する取組みに対して、先駆的に法人後見に取り組むNPO法人等とも連携しながら、大阪府社会福祉協議会とともに支援します。	37	平成21年度より岸和田市社会福祉協議会において法人後見に取り組んでいる(平成22年度末現在5件の法人後見を受任)。 また、大阪成年後見制度検討会を平成22年度は計5回開催し、市民後見、法人後見について府域における今後の取組みについて検討を行った。	大阪後見支援センター(大阪府社会福祉協議会)と連携して、市町村社会福祉協議会における法人後見の取組みに対する意向調査を行い、他府県の先進事例の提供など法人後見の導入に向けた検討の場を提供する。 老人福祉法の改正により、成年後見を推進することが市町村に努力義務として設定されたことに伴い、ブロック別意見交換会等の場において、議論を進めることとする。
③福祉サービスの苦情解決体制への支援					
44	第三者委員の設置促進	苦情解決に関する講演会や事業者に対する指導監査の際に第三者委員の役割の重要性について啓発するなど、第三者委員の一層の設置促進を図ります。	39	第三者委員の一層の設置促進を図るために、苦情解決に関する講演会において啓発を行っている。 社会福祉施設職員及び施設長に対し、「異業種における取組み」について研修を行った。(平成22年11月実施、参加者数222名)。	引き続き、苦情解決に関する講演会の開催や事業者に対する指導監査の際に第三者委員の果たす役割等を記載した啓発パンフレットを配付するとともに、平成23年度に、福祉サービス事業者における第三者委員の設置状況について調査を行い、第三者委員の設置状況や活動内容等について把握することとする。
		<b>■具体的な数値目標</b> 事業者における第三者委員の設置率 平成23年度目標:90% 平成25年度目標:100%		事業者における第三者委員の設置率 平成21年度:調査実施せず。 平成22年度:調査実施せず。	
45	苦情解決責任者、苦情受付担当者、第三者委員のスキルアップ	苦情解決に関する研修会や講演会を通じて、苦情解決責任者、苦情受付担当者及び第三者委員のスキルアップが図られるよう、支援に努めます。	39	第三者委員活動の活性化を図るため、講演や実践報告等を内容とする「苦情解決第三者委員研修会」を平成23年3月に開催した(参加者65名)。	引き続き、苦情解決に関する研修会等の開催を通じて、苦情解決責任者、苦情受付担当者及び第三者委員のスキルアップに努める。
46	運営適正化委員会と市町村等関係機関との連携促進	運営適正化委員会と市町村、市町村社会福祉協議会、地域包括支援センター、子ども家庭センター及び大阪府国民健康保険団体連合会等との連携の促進を図ります。	39	運営監視小委員会を4回開催し、4箇所の市社協(堺・岸和田・大阪・泉南)における日常生活自立支援事業の取組みや参考となる事例等について報告し、他機関との具体的な連携方策や事業実施上の課題などについて、運営監視小委員会委員と事業の改善点などについての考察や意見交換を行い、市町村社協との連携促進を図った。	引き続き、日常生活自立支援事業を実施する市町村社協や苦情のあった施設を所管する市町村と連携しながら、運営監視及び苦情解決に向けた連携促進を図る。
④福祉サービス第三者評価事業等の推進					
47	第三者評価の受審の促進のための事業者に対する一層の普及啓発	事業者に対し、第三者評価の受審を一層促進するため、受審施設に対する優遇措置等の実施について検討するとともに、関係団体を通じた普及啓発に努めます。	42	市町村の地域福祉担当者会議(4月)や社会福祉法人・施設指導監査説明会(6月)、民間事業者対象社会福祉研修(7月)において第三者評価事業について説明を行うなど、受審の促進に努めた。	引き続き様々な機会を捉えて第三者評価受審の意義を周知する。 併せて、他府県における実施状況等も参考にしながら、類似する他制度との連携方策など第三者評価制度の普及・啓発の手法等について検討する。
		<b>■具体的な数値目標</b> 第三者評価受審事業所数 平成23年度目標:年間50の新規受審を目指します 平成25年度目標:年間50の新規受審を目指します		第三者評価受審事業所数 平成21年度:41事業所 平成22年度:80事業所	
48	サービス利用者への情報提供	サービス利用者が受審施設の情報簡単に検索できるよう、受審施設への府内統一の受審済証の発行や大阪府介護・福祉・子育てサービス情報提供システムを活用した情報提供を行います。	42	受審施設に対し受審証を発行するとともに、大阪府介護・福祉・子育てサービス情報提供システムを活用した情報提供を行った。	引き続き、受審施設に対し受審証を発行するとともに、新たにWAM NET(独立行政法人福祉医療機構ホームページ)福祉サービス第三者評価情報システムを活用した情報提供を行う。 (大阪府介護・福祉・子育てサービス情報提供システムは平成22年度末で廃止)
49	府民への制度周知	事業の内容を府民に広く周知するため、ホームページによる制度の広報の充実に努めます。	42	平成22年4月、分野別地域別に評価結果を閲覧できるようにするなど、ホームページのリニューアルを行った。	引き続き、ホームページによる制度の広報の充実に努める。
50	評価機関の認証要件の見直し	評価結果の信頼性を担保するため、大阪府第三者評価機関認証委員会の意見を聴きながら、必要に応じ、評価機関の認証要件の見直しを実施します。	42	大阪府第三者評価機関認証委員会において、評価調査者資格の有効期限の導入について検討・審議し、平成23年4月1日から実施した。	平成23年4月1日に「大阪府福祉サービス第三者評価機関認証委員会」を発展解消し設置・発足した「大阪府福祉サービス第三者評価事業推進委員会」の意見を聴きながら、事業の普及促進等について検討する。

番号	項目	計画上の記載内容 (網掛けは計画に記載のある具体的な数値目標)	計画書 ページ	平成22年度の取組みの状況	課題(取組みが進まない要因等)及び今後の方向
51	指導監査による事業者の適正な事業運営の確保	引き続き社会福祉法人等の指導監査を行い、サービス事業者の適正な事業運営の確保に努めます。	42	<p>&lt;社会福祉法人に対する指導監査&gt; 社会福祉法に基づき、法人及びその施設に対して運営状況及び利用者支援等の監査を実施し、適切な法人及び施設運営の確保に努めた。 ■施設(法人)に対する監査実施(平成22年4月～平成23年3月) ■監査を実施した法人数 155法人 ■監査を実施した施設数 238施設</p> <p>&lt;介護保険サービス事業者に対する指導監査&gt; ①老人福祉施設等に関する指導監査 □集団指導の状況(政令市、中核市と連携し開催) 平成21年度 平成22年度 指定介護老人福祉施設 342 348 介護老人保健施設 185 188 指定介護療養型医療施設 81 73 □実地指導の状況(地元市町村に同行依頼し実施) 平成21年度 平成22年度 指定介護老人福祉施設 134 75 介護老人保健施設 33 30 指定介護療養型医療施設 28 15 □「介護保険施設運営マニュアル」の改正 利用者本位のサービスを提供できる適切な施設運営が図られることを目的として、平成13年3月に作成した「介護保険運営マニュアル」を平成18年4月の基準省令の改正に合わせて改正した。また、新規開設時には、当該マニュアル及び「介護保険施設利用者の生活支援のあり方に関するガイドライン」を配布している。</p> <p>② 居宅事業者に対する指導監査 基準違反が認められる事業者に対しては、勧告・公表・命令・効力の停止等の措置を行うなど、制度を有効に活用し、指導の強化を図っていく。 指定基準違反や不正請求事案等については、監査を実施し、取消しを含め、厳正に対処している。 ○監査の状況 ・22年度 居宅介護支援事業者： 監査 71 改善勧告1 改善命令0 指定取消2 居宅サービス事業者： 監査 189 改善勧告5 改善命令0 指定取消10 介護予防サービス事業者： 監査 186 改善勧告5 改善命令0 指定取消7 営利法人設置事業所に対する書面監査実施数： 監査3,042</p> <p>&lt;障がい福祉サービス事業者に対する指導監査&gt; 障がい福祉サービス事業者・施設・相談支援事業者に対する指導、運営状況の監査を実施し、適切なサービス提供の確保に努めた。 ■集団指導の実施(平成22年5月) ■実地指導の実施(平成22年度)518事業者 ■監査の実施(平成22年度) 66事業所 ■監査による指定取消(平成22年度) 11事業所</p>	<p>&lt;社会福祉法人に対する指導監査&gt; 社会福祉法人の指導監査については、引き続き適切に行い、適正な法人及び施設運営の確保に努める。</p> <p>&lt;介護保険サービス事業者に対する指導監査&gt; ①老人福祉施設等に関する指導監査 老人福祉施設等に対する実地指導においては、平成19年度から国の指導指針が変更されたことに伴い、実地指導を行う施設に事前提出資料(自主点検表等)を求め、その資料に基づき施設職員等からヒアリング等により実施することにより、引き続き、より効果的、効率的な指導を行っていく。</p> <p>② 居宅事業者に対する指導監査 居宅事業者に対しては、今後とも、集団指導、実地指導等、あらゆる機会を通じて利用者本位のサービス提供がなされるよう指導していく。 指定基準違反や不正請求事案等については、監査を実施し、勧告、公表、命令、停止等を有効に活用するとともに、悪質な事業者に対しては取り消しを含め、厳正に対処していく。</p> <p>&lt;障がい福祉サービス事業者に対する指導監査&gt; 引き続き指導監査を行い、障がい福祉サービス事業者の適正な事業運営の確保に努める。また、市町村への事務移譲を進める。</p>
⑤福祉有償運送の推進					
52	福祉有償運送の推進	福祉有償運送の事業を行うための登録申請に必要な運営協議会の運営を支援するなど、引き続き福祉有償運送の推進に努めます。	43	府内6ブロック(大阪市、北摂、河北、中部、泉州、枚方市)で設置されている運営協議会において、事業の推進に必要な情報を提供するなど運営協議会の運営を支援している。 また、福祉有償運送制度の利用方法や福祉有償運送を実施している事業者の一覧表を府ホームページに掲載するなど制度の広報に努めている。	引き続き、運営協議会の運営を支援するとともに、ホームページの充実等により、制度の広報に努める。
		<p>■具体的な数値目標 福祉有償運送を利用する会員数 平成23年度目標：10,400人(年間200人増) 平成25年度目標：10,800人(年間200人増)</p>			福祉有償運送を利用する会員数 平成22年5月末現在：10,572人 平成23年7月末現在：13,198人



市町村におけるCSWの配置事業に関する新ガイドライン  
ー 市町村における地域福祉セーフティネットの構築に向けて ー

平成23年3月

大阪府福祉部地域福祉推進室地域福祉課



# 目 次

はじめに	1
第1章 CSW機能配置促進事業の総括及び新ガイドライン作成の趣旨	
1 これまでのCSWの活動の成果	2
2 CSWの配置事業に関する課題	2
3 今後CSWに求められる役割	4
4 新ガイドライン作成の趣旨	4
第2章 市町村における地域福祉セーフティネット構築のための取組み 及びCSWの配置事業の推進にあたっての基本的な考え方	
1 市町村における地域福祉セーフティネットの構築及び地域福祉計画 等へのCSWの位置づけ	6
2 市町村におけるCSWの配置事業の目的	8
第3章 市町村における地域福祉セーフティネット構築のための取組み 及びCSWの配置事業の進め方	
1 地域福祉セーフティネットの構築及びCSW配置事業の実施にあたり、 市町村に求められる姿勢	10
(1) 地域福祉セーフティネットを構成するネットワークの構築及び 行政、地域福祉のコーディネーター等関係者間の連携体制の整備	10
(2) CSWの適切な配置について	18
(3) 委託（補助）事業者との協議	22
(4) CSWが円滑に活動できるような環境の整備	23
(5) CSWの配置事業の評価	24
2 CSWの配置事業の実施にあたり、事業者求められる姿勢	24
3 CSWのあるべき姿及び標準的なモデル	26
(1) CSWに求められる業務	26
(2) 市町村が構築した重層的な圏域を踏まえたCSWのネットワーづくり	27
(3) CSWとして業務を行うにあたり、考えられる要件	28
(4) CSWの勤務形態	29
4 CSWの配置事業及びCSW活動の成果目標	30
おわりに	31
【参考資料】 CSWの配置事業に関する先進的な取組み事例	33
◆ 大阪府地域福祉支援計画推進委員会セーフティネット部会設置要綱	
◆ 大阪府地域福祉支援計画推進委員会セーフティネット部会委員名簿	



## はじめに

大阪府では、「社会的な援護を要する人々に対する社会福祉のあり方に関する検討会報告書（平成12年12月）」や平成14年9月の大阪府社会福祉審議会答申「これからの地域福祉のあり方とその推進方策について」を踏まえ、平成15年3月に「第1期大阪府地域福祉支援計画」を策定した。

本計画では、これまで小地域ネットワーク活動を通じて構築したネットワーク体制等を基盤に、要援護者を早期に発見し、必要なサービスにつなぐといった機能の充実・強化を図ることとした。

また、平成16年2月に策定した「大阪府健康福祉アクションプログラム（案）」においては、「真に必要な人に、必要なとき、必要なサービス」がきちんと届くよう、要援護者を見守り、生活上の課題を発見し相談を受けながら、課題解決や自立の支援に結び付ける地域の健康福祉セーフティネットづくりを進めることとした。

このような考え方のもと、本府では、平成16年度から、概ね中学校区単位で地域における見守り・発見・相談・つなぎの機能を担うコミュニティソーシャルワーカー（CSW）を配置するCSW機能配置促進事業を全国に先駆け実施し、平成19年6月には、現行の「いきいきネット相談支援センター コミュニティソーシャルワーカー（CSW）事業ガイドライン」を作成し、本事業の府域への展開を進めてきた。

本事業は、全国知事会からも「優秀政策（ベストプラクティス）」として選定されるなど、高い評価を受けている。

近年、急速な高齢化の進展や雇用情勢の悪化等に伴い、福祉課題を抱える要援護者が増加しているほか、児童虐待事件の増加や高齢者の孤独死に代表される地域での人と人とのつながりが希薄な社会になるなど、福祉を取り巻く環境は大きく変化している。

このため、本府では、住民に身近な市町村が地域の実情に応じて地域福祉を推進するための事業を主体的かつ柔軟に実施できるよう、本事業を再構築し、平成21年度に「地域福祉・子育て支援交付金」を創設した。

これにより、CSWの専任及び資格要件等が市町村の自主性に委ねられることになったため、改めてCSWの配置事業の意義や具体的な事業の進め方などを示す現行のガイドラインを改訂し、このたび、新たに本ガイドラインをとりまとめた。

## 第1章 CSW機能配置促進事業の総括及び新ガイドライン作成の趣旨

### 1 これまでのCSWの活動の成果

- 大阪府では、制度の狭間や複数の福祉課題を抱えるなど、既存の福祉サービスだけでは対応困難な事案の解決に取り組むコミュニティソーシャルワーカー（以下「CSW」という。）を中学校区等の単位で設置するいきいきネット相談支援センターに配置し、地域における見守り・発見・つなぎ機能の強化を図るコミュニティソーシャルワーク機能配置促進事業（以下「CSW機能配置促進事業」という。）を平成16年度から市町村とともに進めてきた。

CSWは、平成20年度末には府内39市町村の142箇所に配置され、要援護者に対する個別支援や住民活動のコーディネートを行うほか、既存の福祉サービスでは対応しきれない課題に対しても、「福祉ごみ処理プロジェクト」や「徘徊SOSメールシステム」など新たな解決システムの開発により、解決に取り組んできた。

さらに、豊中市では、CSWが中心となって新聞配達や宅配事業、郵便、電器小売業店など地域で戸別訪問することが多い事業者と連携し、要援護者を地域で見守る体制を構築する「安心生活創造事業」を実施するなど、福祉関係者、地域住民、事業者の参加による福祉のまちづくりのコーディネートも行っている。

- CSW機能配置促進事業については、平成20年度で廃止し、市町村が創意工夫を凝らし地域の実情に応じて自由に事業を展開することができるよう、「地域福祉・子育て支援交付金」として再構築した。

平成21年度からは市町村が本交付金も活用して引き続きCSWの配置事業を実施しており、平成21年度末現在の配置数は、159名となっている。

### 2 CSWの配置事業に関する課題

#### (1) 他の地域福祉のコーディネーター等との役割の整理及び一層の連携強化

平成16年度のCSW機能配置促進事業の開始からこれまでの間、平成18年の介護保険法の一部改正による地域包括支援センターの設置や大阪府社会福祉協議会が配置する社会貢献支援員、大阪府社会福祉協議会老人施設部会が配置する老人福祉施設の相談員（施設CSW）、大阪府社会福祉協議会保育部会が配置する地域貢献支援員（スマイルサポーター）、障害者自立支援法に基づく相談支援事業を行う障がい者相談支援事業所等CSWと類似の役割を担う地域福祉のコーディネーターが整備された。

このため、これらの役割を整理するとともに、効果的な連携方策を検討し、地域福祉のセーフティネットを一層充実させる必要がある。

## (2) CSWの認知度の一層の向上

CSWの認知度に関し、市町村やCSW本人から以下のような意見が寄せられていることから、CSWの認知度の一層の向上を図る必要がある。

(市町村からの意見)

- CSWがライフセーフティネット上の役割を担う者として、市民に十分認識されていない。
- CSWの役割について、福祉関係者には一定周知されてきたものの、一般市民の認知度が低い。
- CSWの認知度の向上を図ることにより、住民に身近な存在としてCSWが活動しやすい環境を整えることが必要である。

(CSWからの意見)

- 民生委員・児童委員にも認知されていないケースもあり、更なる周知が必要である。
- 市町村内部でも、部局によっては十分に認識されていない場合もある。
- CSWが少ない市町村では相談等の対応で精一杯となり、広報活動等に割く時間がない。

## (3) CSWの資質の一層の向上

CSWの資質の向上に関し、市町村やCSW本人から以下のような意見が寄せられていることから、CSWの資質の一層の向上を図る必要がある。

(市町村からの意見)

- 新任CSWの養成および現任者のスキルアップや更なる専門知識を習得するため、研修会等の充実が必要である。
- CSWの質の向上と力量による地域間格差を埋める取り組みが必要である。
- CSWの資質の向上を図るためには、研修等でCSW同士の意見交換を通じて府内の状況を把握し、それを自分の活動にフィードバックすることが必要である。

(CSWからの意見)

- CSWが所属する施設の専門分野の支援は得意であるが、異なった分野での支援は弱い。
- CSWの配置されている事業所によって活動内容に格差が生まれている。

### 3 今後CSWに求められる役割

- 平成21年度のCSWの活動実績を見ると、要援護者に対する個別相談件数は、54,936件、既存の公的サービス等につないだ件数は、6,883件、各種サービスの利用申請支援件数は、4,241件となっているなど、要援護者に対する個別支援は一定できていると考えられる。

しかしながら、要援護者に対する見守り・相談対応等の個別支援をCSWだけが行うことになれば、CSWが「何でも屋」、「各分野での制度対応が困難なケースの持ち込みどころ」として位置づけられるおそれがある。

また、これまで大阪府が配置を進めてきたCSWに求められる機能は、要援護者に対する個別支援だけでなく、要援護者を「本来対応する機関につなぎ」ながら、当該要援護者を地域で支えることができる「ケア・ネットワーク」の構築及び普遍的な仕組みの開発・提言である。

- したがって、今後CSWには、個別支援を地域支援に発展させ、要援護者を見守り・支えるボランティアグループの組織化や要援護者支援のための新たなサービス・仕組みの開発を通じたセーフティネット体制づくり、地域福祉計画及び他の分野別計画の策定並びに福祉施策の推進に関する行政への提言等をこれまで以上に行うことが期待される。

また、その際には、民生委員・児童委員、校区（地区）福祉委員等福祉関係者との連携を一層強化することはもとより、日頃から地域住民と接する機会の多い事業者等福祉関係者以外の者とも連携しながら行うことが求められる。

### 4 新ガイドライン作成の趣旨

#### (1) CSWがその役割を遺憾なく発揮するための体制整備の促進

- 平成20年度まで実施していたCSW機能配置促進事業は、府の補助事業であったため、CSWとして業務を行うための要件等については、「コミュニティソーシャルワーカー配置促進事業実施要綱」で規定していたが、交付金化に伴い、現在要件等は市町村の自主性に委ねられている。

しかしながら、CSWがこれまで果たしてきた見守り・発見・つなぎ等地域福祉のセーフティネットの機能は、今後とも地域福祉を推進していく上で重要であることから、大阪府は広域的自治体として、市町村に対し、地域福祉・子育て支援交付金による財政的支援と併せて、より効果的・効率的なCSWの配置事業の実施手法についての情報提供等の技術的支援を行う必要がある。



- また、CSWがその役割を遺憾なく発揮するためには、上記2で記載したような課題を解消するとともに、上記3で記載したような役割を果たすことができるよう、市町村や事業の実施事業者において必要な体制が整備される必要がある。

## (2) 「無縁社会」における多様な福祉課題への対応

- 近年、わが国においては、痛ましい児童虐待事件や100歳以上の高齢者の所在不明問題、「ひきこもり」に代表される、いわゆる「無縁社会」といわれる状況が生じている。  
こうした中、国においては、無縁社会対策の基盤づくりを進める地方公共団体に対する財政的支援やひきこもりの人等からの相談に乗り、就労支援機関や福祉・医療機関につなぐなどの支援を行うパーソナル・サポーターの配置など様々な対策を講じているところである。
- 本府においては、地域における見守り・発見・つなぎの機能を強化するため、全国に先駆けCSWの配置を進めてきたところであるが、CSWの活動は、このような問題の解決にも有効であることから、今こそCSWの役割を改めて見直し、その機能強化を図る必要がある。

このように、わが国の社会情勢やCSWを取り巻く状況が大きく変化していることから、市町村等においてCSWの配置事業の実施に必要な体制整備を促進するとともに、より効果的・効率的に本事業を実施することができるよう、CSWのあるべき姿や標準的なモデルについて検討し、市町村におけるCSW配置事業に関する新たなガイドラインを作成するものである。

なお、本ガイドラインの作成にあたっては、平成19年6月に作成した「いきいきネット相談支援センター コミュニティソーシャルワーカー（CSW）事業ガイドライン」の内容を基本的に継承することとしている。

## 第2章 市町村における地域福祉セーフティネット構築のための取組み及びCSWの配置事業の推進にあたっての基本的な考え方

### 1 市町村における地域福祉セーフティネットの構築及び地域福祉計画等へのCSWの位置づけ

○ 市町村には、高齢・障がい・子ども等の属性や分野に関係なく、また、制度の狭間の問題等既存の福祉サービスだけでは対応困難な福祉課題に対応するための地域福祉セーフティネットを地域の実情に応じて構築することが求められている。

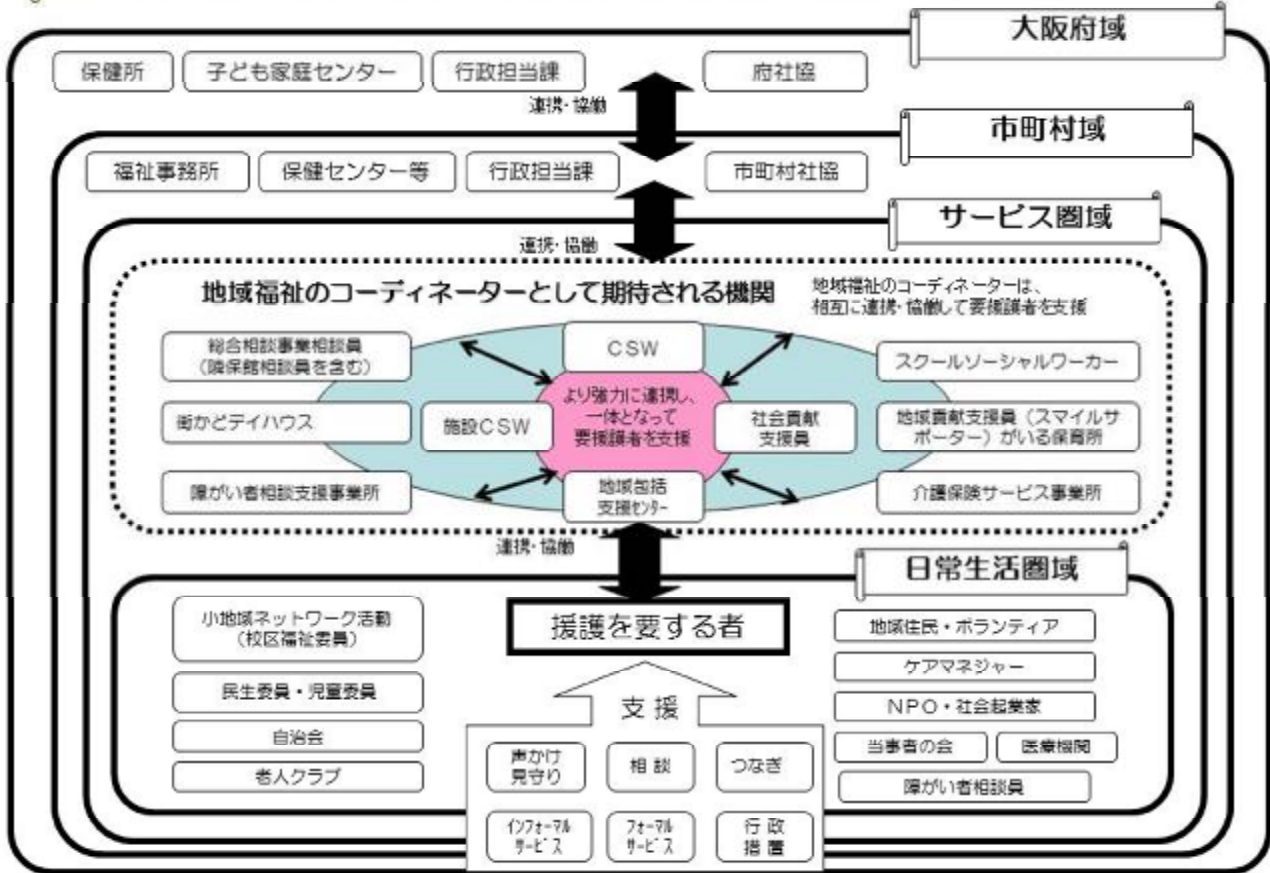
地域福祉セーフティネットの構築にあたり中核的な役割を担うのが、そのような福祉課題の解決に取り組むCSWをはじめとする地域福祉のコーディネーターである。

○ そのため、市町村は、地域福祉計画において当該市町村における見守り・発見・つなぎ機能や権利擁護の仕組みその他の地域福祉セーフティネットのビジョンを示すとともに、CSWの機能・役割やCSWをはじめ多様な関係機関・団体が参加する地域福祉のネットワークについて明確に位置づけ、CSWの配置事業の実施事業者はもとより地域の福祉資源や住民等とも連携しながら、CSWが有効に機能するような仕組みづくりに取り組むことが重要である。

むしろCSWは、市町村による地域福祉セーフティネット構築と一体となって配置されなければ十分に機能しないととらえる必要がある。

○ また、高齢者、障がい者、子ども等他の分野との連携強化を図るため、CSWを障害者基本法に基づく市町村障がい者計画、老人福祉法に基づく市町村老人福祉計画、次世代育成支援対策推進法に基づく市町村行動計画等他の行政計画にも位置づけることが望ましい。

# 大阪府における地域福祉セーフティネットのビジョン（イメージ）



◆ 地域において要援護者を早期に発見し、適切な支援が行われるためには、まず、小学校区等の「日常生活圏域」において、民生委員や校区福祉委員等地域の福祉資源による見守り・声かけ訪問や軽易な相談への対応等の活動が行われる必要がある。

そして、「日常生活圏域」での活動だけでは解決困難な福祉課題については、中学校区等一定の「サービス圏域」に設置されているCSW等地域福祉のコーディネーターによる相談対応・必要なサービスへのつなぎ等の支援が行われる必要がある。

なお、このような見守り・相談・つなぎの機能が有効に機能するためには、「日常生活圏域」で活動する地域の福祉資源と「サービス圏域」に設置されているCSW等との緊密な連携・協働が不可欠である。

◆ さらに、CSW等が発見した現行制度では対応困難な広域的・専門的な福祉課題については、市町村及び大阪府の行政機関や社会福祉協議会等が、CSW等からの提言も踏まえ、新事業の検討や国への制度改善等の提言その他施策推進により解決に取り組むことが求められる。

このような地域福祉施策のセンサー機能が有効に機能するためには、CSW等、社会福祉協議会、市町村及び大阪府間の緊密な連携・協働が不可欠である。

◆ なお、このような重層的な地域福祉のセーフティネットの構築にあたり、中核的な役割を担うのが「サービス圏域」に設置されているCSW等地域福祉のコーディネーターであることから、市町村においては、地域の実情に応じて、「サービス圏域」で活動する地域福祉のコーディネーターとのネットワークを構築し、地域の福祉課題の解決機能を強化することが重要である。

また、地域福祉のコーディネーターのうち、CSW、地域包括支援センター、施設CSW及び社会貢献支援員については、より強力な連携が求められ、四者が一体となって地域の要援護者を支援する体制の整備が行われることが必要である。

## 2 市町村におけるCSWの配置事業の目的

○ CSWの配置事業は、市町村における地域福祉セーフティネットを機能させるため、CSWを市町村が適切と認める一定のサービス圏域に配置し、地域における見守り・発見・つなぎ機能の強化を図るとともに、地域福祉力（地域の様々な福祉課題を行政、専門職及び地域住民の協働により解決していく力）の向上を目指すことを目的とする。

地域福祉力が向上し、当該地域における福祉課題への早期発見・早期対応能力をはじめ総合的な対応能力が高まることにより、結果として、当該市町村における社会福祉に係る費用の必要以上の増大が抑えられることも期待できる。

※ CSWとは・・・地域住民等からの相談に応じ、専門的な福祉課題の解決に向けた取り組みや住民活動の調整を行うとともに、行政の施策立案に向けた提言（地域住民主体の見守り・支え合い体制の構築など公民協働で福祉課題の解決を図るための提言）等を行う地域福祉のコーディネーターの役割を担う者で、以下のような機能を担うこととしている。

① 制度の狭間や複数の福祉課題を抱えるなど、既存の福祉サービスだけでは対応困難な事案の解決

<制度の狭間の事案とは>

ひきこもり、ごみが放置されている家等既存の福祉制度だけでは対応しきれない事案又は既存の公的福祉サービスで定められているサービス給付要件に該当しない事案。

その他以下のような人も「制度の狭間」にある要援護者であると考えられる。

ア 必要な経費が負担できないためにサービスの利用を躊躇する人

イ 本人の意思で生活保護等公的福祉サービスの適用そのものを拒んだり、外形的な所得判定要因ではとらえられない生活上の課題が生じているケース

ウ 公的な福祉サービスに関する情報があっても理解や活用が難しく、かつ、家族や友人など身近な人々の手助けが期待できない状態にある人

エ 病気や怪我により、一時的に支援を要する状態にある人

<解決援助の方法>

地域において支援を必要とする人々の生活圏や人間関係等環境面を重視した援助

- ② 地域を基盤とする活動やサービスを発見して支援を必要とする人に結びつける。
- ③ 新たなサービスの開発や公的制度との関係の調整
- ④ 市町村におけるセーフティネットの構築・強化のための取組みへの参画
- ⑤ 地域福祉計画及び他の分野別計画の策定その他福祉施策推進に向けた行政への提言

### 第3章 市町村における地域福祉セーフティネット構築のための取組み及びCSWの配置事業の進め方

#### 1 地域福祉セーフティネットの構築及びCSW配置事業の実施にあたり、市町村に求められる姿勢

- 市町村には、地域福祉セーフティネットを構成する重層的なネットワークを整備するとともに、行政や地域福祉のコーディネーター等関係者間の連携体制を整備することが求められる。

CSWの配置事業の実施にあたっては、CSWを最適と判断する機関・施設に配置すること、及び本事業を委託又は補助により実施する場合は、最適と判断する法人に委託又は補助することにより、事業を実施することが求められる。

また、第1章 2で記載した以下の課題への対応等CSWが円滑に活動できるような環境の整備に取り組むことが求められる。

- ① 他の地域福祉のコーディネーター等との一層の連携強化
- ② CSWの認知度の一層の向上
- ③ CSWの資質の一層の向上

- さらに、本事業は、大阪府が全国に先駆けて実施した先進的な事業であり、市町村によっても実施形態が多様であることから、各市町村においては、地域福祉計画の進行管理にあたり、CSWの活動実績報告書の作成や本事業に関する評価項目の検討等を行い、CSWの活動を評価することが求められる。

#### (1) 地域福祉セーフティネットを構成するネットワークの構築及び行政、地域福祉のコーディネーター等関係者間の連携体制の整備

市町村における地域福祉セーフティネットの構築にあたっては、① 小学校区等「日常生活圏域」、② 中学校区等「サービス圏域」、③ 「市町村域」の三層でのネットワークが必要であると考えられる。

市町村は、CSWとともに、各圏域単位でのネットワークの有無の確認及びそのつながりの度合いを点検し、ネットワークが不十分な場合はその強化を図ることが求められる。また、その際には、地域包括支援センターのネットワークなど、分野別に構築される仕組みとの連携について考慮する必要がある。

具体的には、市町村とCSWは、各圏域のネットワーク内の関係機関・団体、他の地域福祉のコーディネーターと連絡会議を開催するなどにより、関係者間の連携強化を図る必要がある。

さらに、CSWと民生委員等地域住民、地域包括支援センター等専門機関、保健所等行政機関で構成する代表者会議など各圏域のネットワークをつなぐ場の設置も必要である。

#### ① 見守りとニーズ発見のための「日常生活圏域」でのネットワークづくり

要援護者の福祉課題を発見するためには、CSWと小学校区等住民に身近な「日常生活圏域」にある社会資源とのネットワークづくりが不可欠である。

このため、市町村は、CSWと民生委員・児童委員や校区（地区）福祉委員会活動（小地域ネットワーク活動等）等の福祉関係者、さらには自治会や学校、医療機関、商店街等福祉関係者以外の者とのネットワークを構築し、住民に身近な地域における見守り・発見・つなぎの機能を強化することが必要である。

とりわけ、民生委員・児童委員は、ニーズのつなぎどころがない場合、「複雑なケースを抱え込む」、あるいは、「ケースに気付いても対応できない」といった状況に陥りやすいことから、民生委員児童委員協議会等で、CSWとの連携の必要性について十分理解してもらう必要がある。

また、小地域ネットワーク活動との連携については、CSWがいきいきサロン等に参加することは、地域とのつながりを構築する初期段階においては効果的である。ただし、地域とのつながりづくりができた後は、地区民生委員児童委員協議会での事例検討会や校区（地区）福祉委員会の小地域ネットワーク連絡会などに参加する方向にシフトしていくことが望ましい。

なお、いきいきサロンなどに参加していない要援護者の、潜在している個別ニーズを早期に発見し、早期に対応することがCSWの果たすべき重要な役割である。

その他ボランティアセンターに寄せられる住民の個別ニーズも、既存の制度では対応できず、CSWとの連携が必要となるケースが増えてきている。CSWが把握した個別課題を、住民や専門機関とともに「地域課題」として共有するためには、ボランティア活動の振興に関する事業を行っている社会福祉協議会のネットワークとの連携、地域福祉活動計画との連動が有効である。

さらに、同じ問題を抱えた当事者組織とのつながりづくりも、CSWが事業を進める上での重要なポイントとなる。当事者グループは一市町村を超えて広域で組織されていることも多く、CSWはその活動状況を把握しておく必要がある。

なお、要援護者の身近な場での仲間づくりなどは、社会福祉協議会や隣保館と連携して進めることが有効である。

「日常生活圏域」におけるネットワークの例及び民生委員、校区（地区）福祉委員、隣保館の相談員等との連携事例（事例1）

## ② 課題解決のための「サービス圏域」でのネットワークづくり

「日常生活圏域」で発見された様々な福祉課題をワンストップで受け止め、必要なサービスにつなげるなどの解決に取り組むためには、中学校区等一定の「サービス圏域」において、CSWをはじめとする地域の相談・支援機能を集約したネットワークの構築が不可欠である。

とりわけ、平成16年度のCSW機能配置促進事業の開始後、以下のようなCSWと類似の役割を担う地域福祉のコーディネーターが整備されていることから、これらのコーディネーターとの強力なネットワークを構築する必要がある。

### ア 地域包括支援センター

市町村では、介護保険法第115条の45の規定に基づき、地域における高齢者等からの総合的な相談、虐待対応等権利擁護のための支援、介護予防のためのケアプラン作成、ケアマネジャーへの指導・助言等を行うため、地域包括支援センターを設置している。

### イ 社会福祉施設の相談員（施設CSW）

大阪府社会福祉協議会老人施設部会では、制度の狭間等の既存の制度だけでは対応困難な地域の要援護者に対する社会貢献事業を平成16年度から実施しており、府内の老人福祉施設に相談員（施設CSW）を配置し、要援護者に対する見守りや相談等を行うとともに、老人福祉施設の自発的な拠出により基金を設置し、その基金を活用した経済支援を行うことにより、要援護者の生活問題の解決や自立支援を図っている。

### ウ 社会貢献支援員

大阪府社会福祉協議会では、社会貢献事業の円滑な推進を図るため、平成16年度から施設CSWをサポートする社会貢献支援員を配置し、府においては、この取組みに対して助成する高齢者医療・健康・福祉サポート機能等支援事業を平成16年度から平成20年度までの5年間行ってきた。

平成21年度からは、大阪府社会福祉協議会が自主事業として社会貢献支援員を配置している。



## エ 地域貢献支援員（スマイルサポーター）

大阪府社会福祉協議会保育部会では、地域の子育て家庭への相談活動に加えて、その活動内容を高齢者や障がい者等に関するものにまで広げ、子育て支援の充実や地域の関係機関との連携強化を図るなど児童・地域福祉の一層の向上に貢献することを目的として、平成21年度から地域貢献支援員（スマイルサポーター）を民間保育所に配置している。

## オ 障がい者相談支援事業所

市町村においては、障害者自立支援法第77条第1項の規定に基づき、障がい者等からの相談に応じ必要な情報の提供・助言その他の便宜供与等を行う相談支援事業を実施することとされており、市町村から委託を受けた障がい者相談支援事業所が、事業を実施している。

このため、市町村は、CSWと「サービス圏域」で活動する様々な地域の相談・支援機関とりわけ地域福祉のコーディネーターとのネットワークを構築し、地域の福祉課題の解決機能を強化することが重要である。

また、地域福祉のコーディネーターのうち、地域包括支援センター、社会福祉施設の相談員（施設CSW）及び社会貢献支援員とは、以下の理由からより強力に連携し、一体となって地域の要援護者を支援する体制を整備することが必要である。

## ア 地域包括支援センターとの連携

地域包括支援センターは、平成22年4月1日現在、府内186箇所に設置され、高齢者からの相談に乗り、適切な保健・医療・福祉サービス、機関又は制度の利用につなげる総合相談支援業務を行っていることから、特に高齢者支援において、地域包括支援センターとの連携が不可欠である。

また、最近、地域包括支援センターには、単に高齢者だけの問題にとどまらず、障がい者、児童、就労といった様々な事象が関連する相談が増加しており、そういった相談に対応していくためにも、相互の連携がますます重要になってきている。

## イ 社会福祉施設の相談員（施設CSW）及び社会貢献支援員との連携

社会福祉施設の相談員（施設CSW）及び社会貢献支援員は、府内の社会福祉施設に配置されており、個別支援の活動を通じて必要性が認められるケースについて、「大阪府社会福祉協議会 社会貢献基金」を活用した経済的支援を行っている。

施設CSW、社会貢献支援員の対応するニーズは、CSWと同様であることから、両者がお互いの特長を活かしつつ、連携して課題解決に努める必要がある。

「サービス圏域」におけるネットワークの例及び他の地域福祉のコーディネーターとの連携事例（事例2）

### ③ 広域的・専門的な課題解決及び総合的な福祉施策推進のための「市町村域」でのネットワークづくり

CSWが解決に取り組む福祉課題の中には、より広域的な対応が求められるものや個々のCSWだけでは対応困難な専門的なものがあり、このような広域的・専門的な福祉課題については、「市町村域」での対応が求められる。

また、CSWが行った個別支援を通じて発見された福祉課題のうち、同様の課題を抱える要援護者が一定数いるなど個別の課題解決にとどめることが適切でない場合は、当該課題解決のための新たなサービス（普遍的な仕組み）を開発したり、当該課題に対応するための地域福祉計画その他の行政計画の見直し等総合的な福祉施策の推進を行うことが求められる。このような対応を行うためには、市町村内の関係各課及び保健医療、労働、教育等各分野の行政機関によるネットワークの構築が不可欠である。

このため、市町村は、CSWからの施策提言や制度の狭間等の福祉課題に関する情報提供を踏まえ、庁内関係各課や各分野の行政機関とのネットワークを構築し、広域的・専門的な福祉課題の解決機能を強化することが重要である。

そのためには、日頃からCSWの配置事業について、庁内関係各課に積極的に広報するとともに、定期的な連絡会議やケース検討会を開催するなどにより、関係各課の担当者との顔の見える関係になっておくことが望ましい。

その他、広域的・専門的な課題解決及び総合的な福祉施策推進のためには、地域福祉計画等策定委員会と庁内連絡会議との連携も必要であり、その際には、CSWを地域福祉計画等策定委員会の委員に委嘱することも考えられる。

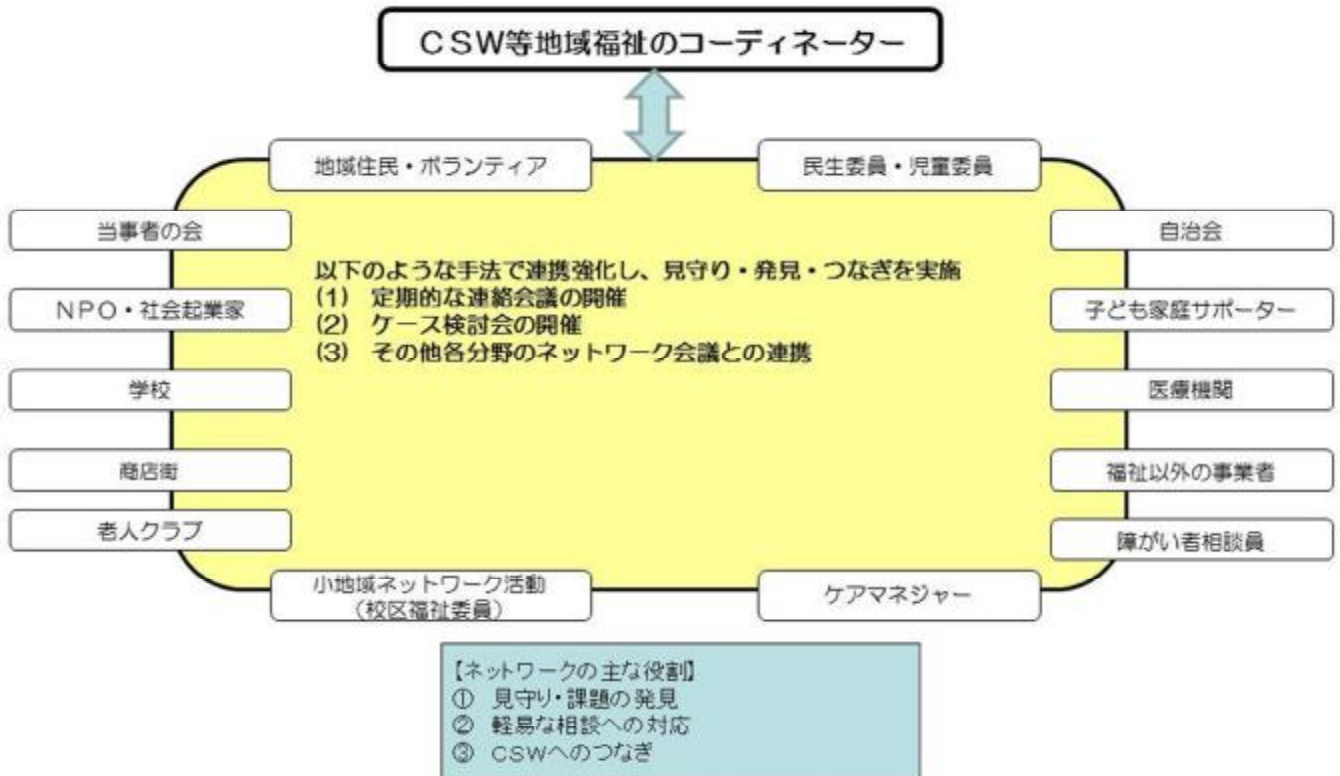
なお、社会福祉法で「地域福祉の推進を図ることを目的とする団体」と位置付けられている市町村社会福祉協議会では、地域福祉活動計画を策定し、小地域ネットワーク活動をはじめとする様々な地域福祉活動を行っていることから、市町村域における地域福祉ネットワークには、市町村社会福祉協議会も参画し、行政と社会福祉協議会が協働で福祉と共生のまちづくりを進めていく必要がある。

「市町村域」におけるネットワークの事例（事例3）

CSWと地域住民、専門機関、行政機関で構成する各圏域をつなぐネットワークの事例（事例4）

## ■ 日常生活圏域における地域福祉ネットワーク(イメージ)

地域の課題を発見するため、CSWと住民に身近な地域の社会資源とのネットワークを構築



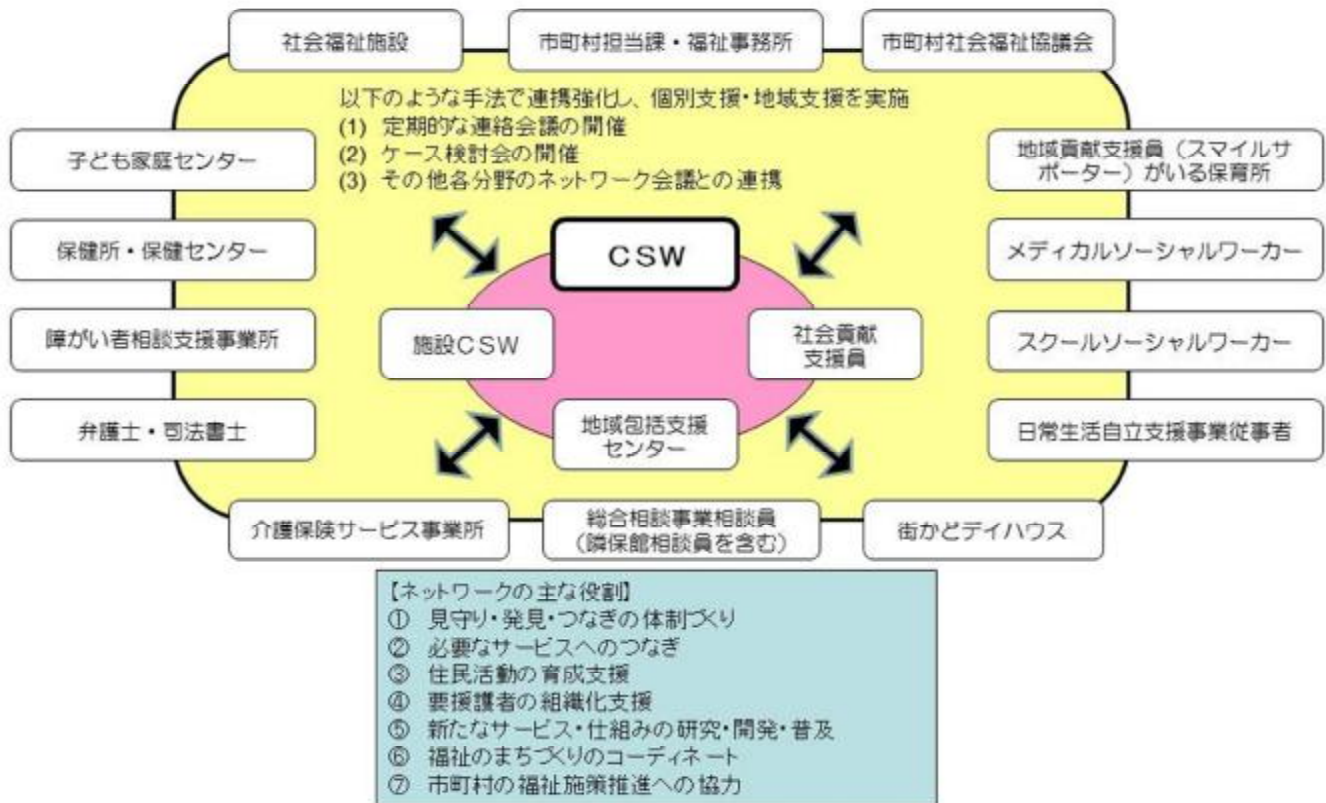
- ◆ 「日常生活圏域」においては、地域の要援護者を見守り、要援護者が抱える福祉課題を早期に発見し、「サービス圏域」に設置されているCSW等地域福祉のコーディネーターに適切につなぐことが求められている。

このため、市町村とCSW等は、民生委員・児童委員や校区福祉委員（小地域ネットワーク活動）等の住民に身近な地域の社会資源とのネットワークを構築し、地域における見守り・発見・つなぎの機能を強化する必要がある。

- ◆ このネットワークで発見された課題のうち、軽易なものについては、民生委員・児童委員等による相談対応等により解決を図り、それだけでは対応困難な専門的なものについては、CSW等地域福祉のコーディネーターが中心となって定期的な連絡会議やケース検討会を開催するとともに、地域包括支援センターが主催する会議等各分野のネットワーク会議とも連携することにより、解決に取り組むことが求められている。

## ■ サービス圏域における地域福祉ネットワーク(イメージ)

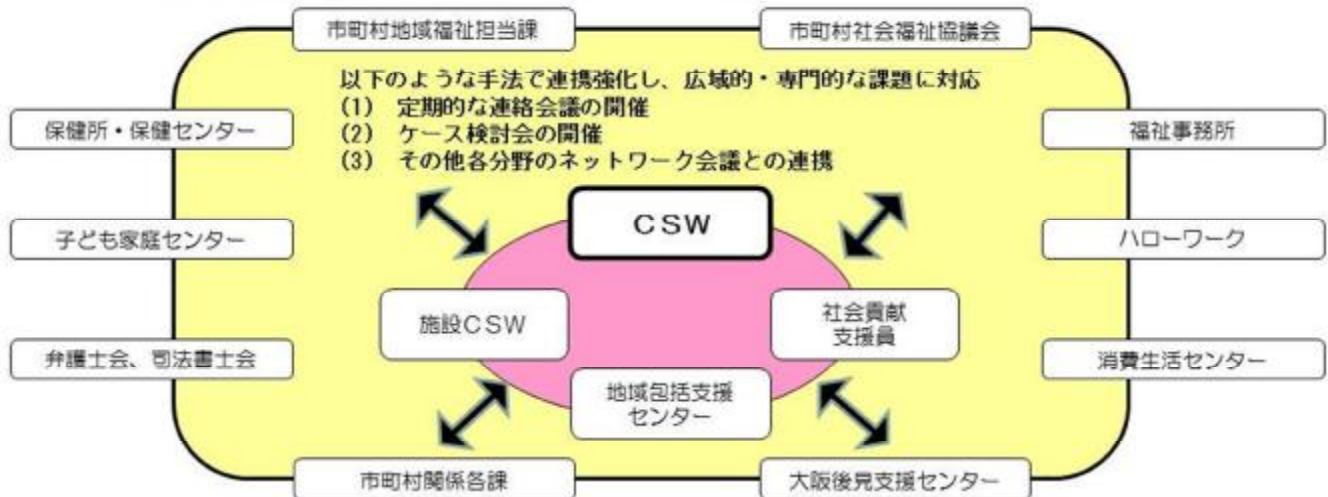
地域の課題をワンストップで受け止めるため、地域の相談・支援機能を集約したネットワークを構築



- ◆ 「サービス圏域」においては、CSW等地域福祉のコーディネーターが、「日常生活圏域」で発見された地域の福祉課題をワンストップで受け止め、必要なサービスにつなげるなどの解決に取り組むことが求められている。
- ◆ このため、市町村は、CSW等をはじめとする地域の相談・支援機能を集約したネットワークを構築し、定期的な連絡会議、ケース検討会の開催や地域包括支援センターが主催する会議等各分野のネットワーク会議との連携等により、要援護者に対する個別支援や地域支援（要援護者を地域で見守り・支える体制づくり等）に取り組むことが必要である。
- ◆ このネットワークには、次のような役割が期待される。
  - ① 見守り・発見・つながりの体制づくり
  - ② 必要なサービスへのつながり
  - ③ 住民活動の育成支援
  - ④ 要援護者の組織化支援
  - ⑤ 新たなサービス・仕組みの研究・開発・普及
  - ⑥ 福祉のまちづくりのコーディネート
  - ⑦ 市町村の福祉施策推進への協力

## ■ 市町村域における地域福祉ネットワーク(イメージ)

市町村域にわたる広域的・専門的な課題に対応するため、庁内関係各課及び各分野の行政機関等によるネットワークを構築



※ 市町村関係各課・・・高齢者福祉、障がい者福祉、児童福祉、保健医療、DV、就労支援、防災・危機管理、人権、住宅等の担当課及び教育委員会が考えられる。

### 【ネットワークの主な役割】

- ① 広域的・専門的な課題の解決
- ② 新たなサービス・仕組みの研究・開発・普及
- ③ 総合的な福祉施策の推進

- ◆ 「市町村域」では、「サービス圏域」におけるネットワークだけでは対応困難な広域的・専門的な課題に対応するとともに、個別の福祉課題を踏まえた新たなサービス・仕組みの開発その他総合的な福祉施策の推進を行うため、庁内関係各課及び各分野の行政機関等によるネットワークの構築が求められている。
- ◆ このため、市町村は、CSW等地域福祉のコーディネーターと福祉、保健医療、就労支援、住宅及び教育等の庁内関係各課並びに国・府の行政機関等で構成するネットワークを構築し、定期的な連絡会議、ケース検討会の開催や地域包括支援センターが主催する会議等各分野のネットワーク会議との連携等により、広域的・専門的な課題の解決や当該課題解決のための新たなサービス・仕組みの開発及び地域福祉計画の見直し等総合的な福祉施策の推進に取り組むことが求められている。



## (2) CSWの適切な配置について

- CSWは、中学校区等市町村が適切と認める一定の「サービス圏域」ごとに配置することが望ましい。

府の補助事業として実施していたときは、概ね中学校区に1人のCSWを配置する「地区担当制」をとっていたが、一人一地区担当制の場合、要援護者と地域との関係の把握が容易で、個別支援と地域支援の両面からアプローチできるという長所がある反面、CSW個人の力量差により地域格差が生じるおそれもある。

このため、2圏域に2人のCSWを配置するなど「複数地区複数担当制」を導入することなども考えられる。

なお、CSWは一定の「サービス圏域」ごとに配置されるが、「住民からの相談への迅速・的確な対応、小地域ネットワーク活動等住民活動との連動」という視点を重視すると、CSWの基礎エリアは「日常生活圏域（小学校区等）」になると考えられる。

したがって、CSWの配置にあたっては、担当「日常生活圏域」も明確にすることが必要である。

また、人員不足等のため、一人のCSWが担当する「サービス圏域」が広すぎる場合は、「日常生活圏域」内の相談機能を充実させるなど、CSWに過度の負担がかからないように配慮する必要がある。

- CSWを複数配置する場合、その配置形態として、① 同一の法人に一括して事業を委託し配置する「統一型」、② さまざまな法人に委託し配置する「多様型」、③ 基幹的役割を果たす拠点を市町村域内に1箇所設け、その他の箇所を多様な法人に委託し配置する「基幹型＋多様型」、④ 市町村が直接実施する「行政直営型」が考えられる。

それぞれの配置形態ごとの長所、短所及び短所の是正方法は以下のとおりである。

なお、CSWの配置事業を委託できる適当な法人が市町村内にない場合は、行政直営で行うほか、府域の地域福祉水準の向上のために中核的な役割を担っている大阪府社会福祉協議会や実績のある近隣の市町村の法人に事業を委託する方法が考えられる。

その他、CSWの広報や資質向上、地域の福祉資源との連携促進等のバックアップを効果的・効率的に行うため、複数市町村が共同で事業を実施する方法も考えられる。

## ① 統一型

### 【長所】

- ・ 定期的な連絡会議の開催等による情報共有やスキルアップのための研修等を円滑に行うことができるため、CSWの活動水準の確保や法人による地域全体の課題共有が比較的容易である。

また、「複数地区複数担当制」をとることも可能である。

### 【短所】

- ・ 様々な福祉課題に組織として対応できる体制が不十分な場合、課題への対応がCSW個人まかせになるおそれがあるなど、事業成果が当該法人の力量に左右される。

### 【短所の是正方法】

- ・ 市町村において定期的な情報交換の場を設置するなど、法人のフォローアップ体制を構築する。

## ② 多様型

### 【長所】

- ・ 各法人の特性を生かし、相互に補完・協力しあうような体制を構築することが期待できる。

### 【短所】

- ・ 定期的な連絡会議の開催等による情報共有やスキルアップのための研修等を円滑に行うことができず、CSWの活動水準の確保や地域全体の課題共有が困難な場合がある。（「統一型」の長所が短所になる。）

また、受託事業者の姿勢にバラツキがでやすくなり、「複数地区複数担当制」をとることも困難であるため、地域によってCSW活動の成果に格差が生じるおそれがある。

### 【短所の是正方法】

- ・ 市町村が定期的な連絡会議やスキルアップのための研修等を実施し、CSWの活動水準の確保や地域全体の課題共有に努める。

## ③ 基幹型＋多様型

### 【長所】

- ・ 各法人の特性を生かし、相互に補完・協力しあうような体制を構築することが期待できる。（「多様型」の長所を持つ。）
- ・ 基幹的役割を果たす箇所を設けることで行政との調整が進めやすい。また、基幹施設を社会福祉協議会とする場合、CSWを地域とつなぎやすい。

#### 【短所】

- ・ 定期的な連絡会議の開催等による情報共有やスキルアップのための研修等を円滑に行うことができません、CSWの活動水準の確保や地域全体の課題共有が困難な場合があります。（「多様型」の短所を持つ。）

#### 【短所の是正方法】

- ・ 基幹施設が中心となって各法人の連携体制の構築や行政との調整、地域とのつなぎを的確に行うことができるよう、基幹施設に対するフォローアップ体制を構築する。

### ④ 行政直営型

#### 【長所】

- ・ CSWから相談があった際の庁内関係課へのつなぎ等庁内連携が円滑に進むことが期待できる。

#### 【短所】

- ・ 「縦割り」が残る市町村の場合は、現行制度の壁に阻まれる。
- ・ 民の視点を生かした機動的で柔軟な事業推進が難しくなる。

#### 【短所の是正方法】

- ・ 庁内関係各課で構成する連絡会議の設置等CSWが発見した課題について、部局横断的に対応できる体制を構築する。
- ・ 福祉課題の把握・必要なサービスへのつなぎを迅速・的確に行うことができるよう、民生委員・児童委員、市町村社会福祉協議会（校区（地区）福祉委員会）、地域包括支援センター、社会福祉施設その他の地域の福祉資源との連携を密にする。

- CSWは、平成21年度末現在、市町村社会福祉協議会、高齢者福祉施設、地域包括支援センター、隣保館、NPO法人等に配置されているが、配置数が最も多いのは、市町村社会福祉協議会の75人、次いで高齢者施設の49人となっており、配置数全体の8割近くを占めている。

市町村社会福祉協議会や高齢者施設に配置する場合の長所、短所及び短所の是正方法は以下のとおりである。

#### ① 市町村社会福祉協議会配置の場合

#### 【長所】

- ・ 従来から地域福祉事業に取り組んでいるので、様々な福祉課題に組織として対応できる体制が整っている。
- ・ 民生委員や校区（地区）福祉委員会等地域とつながっているため、福祉課題の把握が容易である。



- 行政等関係機関や地域の他の福祉資源と連携が図れているので、行政等への「つなぎ」が容易である。
- 多くの市町村社会福祉協議会では、市町村地域福祉計画と連動した「地域福祉活動計画」を策定していることから、同計画に基づき、CSWが行った個別支援を地域支援に発展させることが容易である。

#### 【短所】

- 社会福祉協議会は、地域福祉の推進にあたり中核的な役割を担い、多様な福祉課題に対応している一方で、高齢・障がい等一つの分野に特化した事業を行っていないため、専門的な福祉課題への対応が困難な場合がある。
- 社会福祉法人（高齢者施設）であれば比較的円滑に行うことができる支援（施設機能の活用、医療機関との連携等）が困難な場合がある。

#### 【短所の是正方法】

- 社会福祉協議会と行政機関、法人（施設）、地域包括支援センター等で構成する連絡会の開催等により、社会福祉協議会と地域や他の福祉資源との連携強化、とりわけ府社協が取り組んでいる社会貢献事業に従事する社会貢献支援員及び施設CSWとの連携強化を促進する。

## ② 高齢者施設配置の場合

#### 【長所】

- 法人（施設）の持っている特長（施設機能の活用、社会貢献基金等）に応じた支援を行うことができる。

#### 【短所】

- 法人（施設）の性質上、支援の対象が限定されるおそれがある。
- CSWは、法人（施設）のサービス利用者以外の地域住民に対しても支援を行うため、法人（施設）によっては、CSWが抱える福祉課題に組織として対応せず、課題への対応がCSW個人まかせになるおそれがある。
- 法人（施設）によっては、民生委員や校区（地区）福祉委員会等地域とのつながりが弱いため、福祉課題の把握が困難な場合がある。
- 法人（施設）によっては、行政等関係機関や地域包括支援センター等の福祉資源との連携が緊密でないため、行政等への「つなぎ」が円滑に行われない場合がある。

#### 【短所の是正方法】

- 情報交換の場の設置等により、市町村担当課とCSW及びその所属法人（施設）との連携を密にし、CSWから担当課の所管分野以外の事案

に関する相談を受けた場合は、庁内関係各課につなぐなど、市町村においてもCSWのフォローアップ体制を構築する。

- CSWの配置事業の実施により、地域にとって「頼れる施設」になった、デイサービス等の利用につながった、という例もあるなど、法人（施設）にもメリットがあることを十分に説明し、積極的にCSWを支援する体制を構築するよう指導する。
- 法人（施設）と行政機関、民生委員、校区（地区）福祉委員、地域包括支援センター等で構成する連絡会の開催等により、法人（施設）と地域や他の福祉資源との連携強化を促進する。

### (3) 委託（補助）事業者との協議

① 委託（補助）事業者に「地域に貢献する意思・姿勢」が見られない場合には、CSWが孤立し、十分にその役割を果たすことができず、結果として事業の効果が得られなくなるおそれがあることから、事業の実施にあたっては、委託（補助）事業者に対し、「地域に貢献する意思・姿勢」を十分確認する必要がある。

② CSWの配置事業を効果的に実施するため、CSWの配置にあたっては、3で記載する「CSWのあるべき姿及び標準的なモデル」を踏まえ、特に以下の点について、委託（補助）事業者と十分協議する必要がある。

- CSWは原則として「専任」で配置するよう調整すること。やむを得ず兼務させる場合においても、CSWとしての業務を適切に遂行できないと認められるような職種と兼務させている場合は、もはや「CSW」とは言えないことから、そのようなことのないよう指導を徹底すること。
- 同一人が同一場所に一定の期間継続的に配置されるよう調整すること。（地域との関係を構築するためには3年程度かかることから、最低3年間の継続配置が望ましい。）
- CSWには、コミュニティソーシャルワークに精通した職員を充てること及びCSWが安易に人事異動で交代することのないよう調整すること。
- 法人の定期的な人事異動により、CSWの異動がやむを得ない場合は、異動があった場合に後任になれる者をCSWの補助者として日頃から配置しておくなど、CSWが1人でCSW機能を担うのではなく、受託事業者が組織としてCSW機能を担うよう調整すること。

- ③ 事業の実施にあたっては、常に人権尊重の視点をもつこと、また、業務を通じて知り得た要援護者又はその家族等の個人情報をもつた理由なく漏らしてはならないことを事業者及びCSWに徹底すること。
- ④ 取り交わす契約書に工夫を凝らす。例えば、配置年度以降5年間の「段階的取組み」(プロセス)と「達成課題」(タスク)を明確にした契約書を締結するなど、CSWに求める事業内容について、委託者・受託者間での合意形成が必要である。
- ⑤ 本事業の適正な実施に資するため、事業者に対し、契約締結時に事業計画書を提出させるとともに、随時、契約どおりに業務を行っているかどうかの確認や必要な指導を行うことが重要である。

CSWの配置事業を効果的に実施するため、事業者との委託契約書や事業実施要綱を工夫している事例(事例5)

#### (4) CSWが円滑に活動できるような環境の整備

##### ① CSW間の情報交換を円滑に行うための連絡支援体制の整備

市町村は、CSW間での円滑な情報交換が可能となるよう、定期的に連絡会を開催するなど、市町村内の全てのCSWを包摂する連絡支援体制を整備する必要がある。

また、CSWを一人しか配置していない場合は、近隣のCSWと情報交換ができる場を設けるよう、近隣市町村に働きかける必要がある。

さらに、市町村域を超えた地域ブロック単位でのCSW連絡会議を開催することも重要である。

##### ② CSWの認知度を一層向上させるための広報の充実

「CSWは地域に根ざした、公的な役割を担う存在である」ことを住民に広報するとともに、住民から信頼を得ることができるよう、以下のような方法により、CSWの配置場所である「いきいきネット相談支援センター」が公の相談機関であることを明確にする必要がある。

- ・ センターの名称に、できるかぎり「地区名」を冠する。
- ・ 市町村で「CSW身分証明書」等を発行する。

また、民生委員、校区(地区)福祉委員、地域包括支援センター職員等の福祉関係者の間でもCSWがあまり知られていない地域もあることから、まずは、福祉関係者への認知度の向上を図る必要がある。

さらに、CSWの活動を高齢、障がい、子ども等庁内関係各課にも広報し、CSWへの理解と協力を求める必要がある。

### ③ CSWの資質を一層向上させるための研修等の充実

CSWが地域福祉のセーフティネット機能の役割を十分に果たすためには、資質の向上が不可欠である。

このため、市町村は、大阪府社会福祉協議会が実施しているCSWスキルアップ研修や大阪府が実施するCSW連絡協議会への積極的な参加を促すとともに、組織づくり、ネットワークづくりに関する研修や困難事例の検討・解決のためのシミュレーション等独自のスキルアップ研修を近隣の市町村が共同で実施するなどCSWの資質の一層の向上に取り組む必要がある。

また、各近隣市町村のCSWの連携強化及び資質の向上を図るため、ブロックごとのCSW連絡協議会の設置に取り組む必要がある。

CSWの認知度や資質向上のための先進的な取り組み事例（事例6）

### (5) CSWの配置事業の評価

市町村は、CSWの活動実績報告書の作成やCSW配置事業に関する評価項目の検討等を行い、CSWの活動を評価することが必要である。

CSWの配置事業の評価を行っている事例（事例7）

## 2 CSWの配置事業の実施にあたり、事業者求められる姿勢

CSWの配置事業は、市町村がCSW個人に委託（補助）するのではなく、法人（施設）に委託（補助）するものであることから、本事業の受託（実施）事業者である社会福祉協議会、社会福祉法人・施設、隣保館、NPO法人等においては、本事業を地域に開かれ、地域の福祉ニーズに応える社会福祉の事業体としての社会的使命（ミッション）遂行の一環と受け止め、以下の点に留意の上、組織として事業を実施することが求められる。

- ① 本事業の実施にあたっては、3で記載する「CSWのあるべき姿及び標準的なモデル」を踏まえるとともに、法人（施設）の役職員に本事業の趣旨・目的を徹底し、適宜上司が助言するなど福祉課題への対応がCSW個人任せにならないようCSWをサポートすること。

- ② CSWが行政等関係機関や地域包括支援センター等の福祉資源への「つなぎ」を円滑に行うことができるよう、CSWと関係者の連絡会議に法人の役職員も出席するなどにより、法人としても行政等関係機関や地域の福祉資源との連携を一層図ること。

とりわけ、社会福祉法で「地域福祉の推進を図ることを目的とする団体」と位置付けられた社会福祉協議会には、以下の点に留意することが求められる。

- ・ 制度の狭間にある住民ニーズや社会的排除を含めた深刻な生活課題に対応する「地域福祉のまちづくり」は、社会福祉協議会本来の使命であり、市町村とともに本事業を積極的に推進する。
- ・ 市町村社会福祉協議会の校区（地区）福祉委員会活動（小地域ネットワーク活動等）を本事業につなげる役割を担う。
- ・ 市町村社会福祉協議会のコミュニティワーカー（以下「CoW」という。）とCSWは、互いに協力しながら、市町村の地域福祉セーフティネットの構築を図る。

なお、CoWとCSWの役割は、一部重複する部分があるものの、以下のとおり異なっているので、それぞれ別の人物が担当することが望ましい。

※ 両者の役割

CoW：

- ・ 地域福祉活動が組織的・継続的に行われるよう、ボランティアの育成支援や小地域活動の組織化・運営支援など現場における小地域活動のコーディネート等を行う。
- ・ 個別課題を地域課題として地域福祉計画に反映させるため、主として地域福祉活動計画に基づき支援する役割を担う。

CSW：

- ・ 地域住民からのさまざまな福祉相談に乗り、必要なサービスにつなげるなどの解決に取り組む。
- ・ 住民からの個別相談を通じ、地域の潜在的なニーズを発見し、その解決を図るため、新たなサービスやシステムを開発するとともに、地域福祉計画の見直し等について提言する役割を担う。

### 3 CSWのあるべき姿及び標準的なモデル

#### (1) CSWに求められる業務

CSWは、以下の業務を行うものとする。

- ① 要援護者に対する見守り・発見・つながりのセーフティネット体制づくり
  - ア 小地域ネットワーク活動、行政機関や保健・医療・福祉・雇用・就労・住宅・教育等の各分野の関係機関、当事者団体、地域福祉活動団体及び地域住民等で構成するネットワークを活用し、要援護者等に対する見守り・発見、相談から適切なサービスへの「つながり」が機能する体制づくりを行う。
  - イ 特に困難な支援ニーズや複数の機関等による連携が求められる事例については、事例に応じた関係機関で構成する「ケース検討会」を随時開催し、見守りやサービス利用に関する調整を行う。
  - ウ 地域住民等を対象とする研修会等を開催し、各種の保健福祉サービスをはじめとした要援護者等の支援サービスの存在、利用方法等に関する情報の提供及びその積極的な利用についての啓発を行う。
  - エ 地域住民と社会福祉法人、社会福祉協議会、地域包括支援センター等福祉の専門家との協働を促進し、福祉課題を抱える要援護者が、フォーマルサービスとインフォーマルサービスの両方を利用しながら住み慣れた地域で安心して生活することができる環境整備を行う。

#### ② 制度の狭間にある要援護者に対する相談への対応等

制度の狭間にあたり、複数の福祉課題を抱える要援護者又はその家族等からの各種相談に対して、訪問・電話・面接等により対応し、必要なサービス・関係機関へのつながりや各種福祉サービスの利用申請支援等により、その解決に努める。

とりわけ、CSWには、要援護者が抱える福祉課題をアウトリーチにより発見し、相談に乗り、必要なサービスにつなげることが期待されている。

また、一時的に療養が必要な要援護者に対し、病院への入院をサポートするとともに、退院した後地域で安心して暮らせるよう見守りの体制づくりをコーディネートするなど、ケースによっては、必要なサービスに「つなぐ」だけでなく、つないだ後も要援護者を見守り、必要に応じCSWが再度支援を行うという「継続的な支援」にも留意する必要がある。

なお、要援護者等への見守り、相談支援等の円滑な実施に資するため、要援護者等又はその家族等に関する基礎的事項、支援・サービス計画の内容

及び実施状況、サービス利用意向及び今後の課題等を記載した台帳（ケース記録）を整備し、適切に管理することが望ましい。

また、要援護者等又はその家族等に関する基礎的事項等の把握にあたっては、個人情報保護に留意しつつ、区域の民生委員・児童委員、市町村社会福祉協議会、小地域ネットワーク活動、隣保館、当事者団体等の各活動と緊密な連携を図る必要がある。

### ③ 地域住民活動との協働と支援

要援護者の見守り・発見、相談等に資するため、社会福祉協議会等の関係団体と連携して住民懇談会等を開催するなど、区域における住民活動の育成・支援に努めるとともに、必要に応じて要援護者を見守り、支える住民ボランティアグループの組織化や要援護者・その家族等の組織化を行う。

### ④ 新たなサービスや仕組みの開発

要援護者等を支援するための新たなサービスや仕組みを地域福祉活動団体と連携して、研究・開発・普及するよう努める。

### ⑤ 市町村地域福祉計画の策定・見直し、推進等への協力及び市町村におけるセーフティネットの構築・強化のための取り組みへの参画

日常の地域福祉活動を通じて得た情報の提供等により、市町村地域福祉計画その他分野別計画の策定・見直し、推進に協力するなど市町村の福祉施策の推進に協力する。

また、地域における見守り・発見・つながりのネットワークを構築するため、福祉関係者はもとより、地域住民や日頃から地域住民と接する機会の多い事業者の参加による福祉のまちづくりのコーディネート等を市町村とともに行う。

## (2) 市町村が構築した重層的な圏域を踏まえたCSWのネットワークづくり

CSWは、上記(1)に掲げる業務を行うにあたり、まず担当する「日常生活圏域」及び「サービス圏域」でのネットワークづくりに努める必要がある。

### ① 「日常生活圏域」でのネットワークづくりの取り組み例

ア 日常生活圏域毎の地域プロフィール（地域診断シート）を作成する。

イ 日常生活圏域毎の地域問題の特性と把握するターゲットを明確にする。

ウ 地区民生委員児童委員協議会、地区福祉委員会等とニーズ発見のための連携・協議を行う。

- エ 住民等による見守りケース（小地域ネットワーク活動等）の中から、特に専門機関による対応が必要なケースについて、地域の活動団体や社会福祉協議会と協議する場を設ける。
- オ 地区福祉委員会や隣保館、関係団体、事業者などを構成メンバーとするネットワーク会議の開催を支援するとともに、会議にも参加する。（当面はサービス圏域で開催し、徐々に日常生活圏域での分散開催に移行していくなど、段階的な取り組みが必要である。）
- カ 当事者同士の仲間づくりを進める。
  - ⇒ 要援護者にとって、近隣住民の理解と関わりが身近な場での支えとなるが、同じ問題を抱えた当事者同士の仲間づくりを進めることも重要である。日常生活圏域ごとの独居老人の会や高齢者ふれあいサロン、子育てサロンなどがその典型例であるが、これら以外にも、日常生活圏域においては多様な仲間づくりが可能であると考えられる。

② 「サービス圏域」でのネットワークづくりの取り組み例

- ア 「複合多問題ケース」について、地域包括支援センター等相談機関と連携するルールづくりを協議する。
- イ 専門機関間のネットワークを充実させる。
- ウ 住民、行政・専門機関、事業者が参加したネットワーク会議を組織する。（本会議の小学区エリアでの分散開催も検討。）
  - ※ 「サービス圏域」でのネットワーク会議には、住民や当事者も参画していることが望ましい。また、CSWは社会福祉協議会のC o Wと連携し、住民・当事者の組織化や本会議の運営支援に努める必要がある。

地域診断を行っている事例（事例8）

(3) CSWとして業務を行うにあたり、考えられる要件

以下の①に加え、②、③の要件を満たしていることが望ましい。

また、④の要件を満たしていれば一層望ましい。

- ① 福祉の現場等で一定年数（概ね3年以上）相談業務等に従事したことがある者。
  - ただし、福祉現場の経験の浅い者であっても、他のCSWがカバーできる体制をとっている場合はこの限りでない。
- ② 社会福祉士の資格を所有していること。
- ③ 平成20年度まで大阪府が実施していたCSW養成研修又は平成21年度から大阪府社会福祉協議会が実施しているCSWスキルアップ研修その他これに準ずる研修の修了者であること。



※ 「その他これに準ずる研修」とは、社会福祉主事任用資格講習やソーシャルワークに関する事例研修等をいう。

④ 担当地域をよく知っている者又は担当地域の福祉関係者等とのネットワークを有する者

#### (4) CSWの勤務形態

CSWが3(1)に記載しているような役割を十分に果たすためには、「専任」が望ましい。事業者の事情によりやむを得ず兼務させる場合においても、上司が定期的に相談に乗ったり、CSWの業務を補助する者を配置するなど、CSWが1人でCSW機能を担うのではなく、事業の実施事業者が組織としてCSW機能を担う体制を構築することが求められる。

また、CSWとしての業務を十分に遂行できないと認められるような職種との兼務は適切ではない。

なお、法令等で兼務は不可とされていたり、国から補助金の交付を受けて配置している他の職との兼務は、関係法令等や国の補助金交付要綱に照らして当然不可となる。

※ 「専任」とは、もっぱらその配置場所（施設）に常時勤務し、通常の業務時間にCSWとして(1)に記載しているような業務を行っている状態をいう。これらの業務に専念できる状況にあれば、業務の合間に多少所属先の業務等に従事することがあっても「専任」とみなして差し支えない。

## 4 CSWの配置事業及びCSW活動の成果目標

市町村においては、CSWを核とした「実効的な地域福祉セーフティネットの構築」を成果目標として本事業を実施することが求められる。

また、今後CSWには、地域福祉セーフティネットをより効果的に機能させるため、要援護者に対する見守り・相談対応、既存の公的サービス等へのつなぎ、各種サービスの利用申請支援等の個別支援を通して地域支援に発展させた以下のような活動に重点を傾けていくことが求められる。

### (1) 要援護者を見守り・支えるボランティアグループや要援護者及びその家族等の組織化

要援護者を見守り・支えるボランティアグループや要援護者及びその家族等の組織化を行った事例（事例9）

### (2) 新たなサービスや仕組みの開発

新たなサービスや仕組みを開発した事例（事例10）

### (3) 地域福祉計画や他の分野別計画の策定その他福祉施策推進に向けた行政への提言及び市町村におけるセーフティネットの充実のための取組みへの参画

地域福祉計画等の策定への関与や市町村の地域福祉推進の取組みに参画している事例（事例11）

### (4) 福祉のまちづくりのコーディネート

福祉のまちづくりのコーディネートを行っている事例（事例12）

## おわりに

本ガイドラインは、市町村における地域福祉セーフティネットの構築及びセーフティネットの構築にあたり中核的な役割を担うCSWの配置事業の意義や具体的な事業の進め方を示すものであり、市町村におかれては、本事業を推進するための基本指針として活用していただきたい。

本ガイドラインの作成にあたっては、学識経験者等で構成する「大阪府地域福祉支援計画推進委員会セーフティネット部会」から貴重なご意見・ご提言をいただいた。

また、CSW本人、事業実施の事業者、市町村及び民生委員等福祉関係者のご協力を得て、CSW業務の実情を把握するための調査を実施し、その結果を参考とするなど、作成にあたり関係者の皆様に多大なご尽力をいただいた。

大阪府では、平成21年3月に第2期大阪府地域福祉支援計画を策定し、市町村における地域福祉の推進を支援するため、地域福祉・子育て支援交付金による財政的支援や大阪府社会福祉協議会が実施するスキルアップ研修への補助を行うほか、各市町村に配置されているCSW相互の連携・協力を図ることを目的とするCSW連絡協議会（全体会議、ブロック別会議）を開催しているところであり、本ガイドラインの作成も市町村支援の一環である。

本府としては、平成23年度は本計画の中間年であることから必要な点検・見直しを行うこととしており、計画の進捗状況を取りまとめるとともに、計画期間内における取組の方向性を再確認し、施策の重点化に取り組むこととしている。

今後とも、市町村における地域福祉の充実や地域の実情に応じた先進的な事業の推進が図られるよう支援し、府域の地域福祉力の向上を目指して全力で取り組んでいく。



### 第3章 CSWの配置事業に関する先進的な取組み

## 目 次

事例1 「日常生活圏域」におけるネットワークの例及び民生委員、校区 （地区）福祉委員、隣保館の相談員等との連携事例	34
事例2 「サービス圏域」におけるネットワーク及び他の地域福祉のコー ディネーターとの連携事例	35
事例3 「市町村域」におけるネットワークの事例	37
事例4 CSWと地域住民、専門機関、行政機関で構成する各圏域をつなぐ ネットワークの事例	38
事例5 CSWの配置事業を効果的に実施するため、事業者との委託契約書 や事業実施要項を工夫している事例	41
事例6 CSWの認知度や資質向上のための先進的な取組み事例	42
事例7 CSWの配置事業の評価を行っている事例	44
事例8 地域診断を行っている事例	45
事例9 要援護者を見守り・支えるボランティアグループや要援護者及び その家族等の組織化を行った事例	46
事例10 新たなサービスや仕組みを開発した事例	51
事例11 地域福祉計画等の策定への関与や市町村の地域福祉推進の取組みに 参画している事例	65
事例12 福祉のまちづくりのコーディネートを行っている事例	66
事例13 その他CSWが創意工夫を凝らして行っている取組みの事例	67

**事例1 「日常生活圏域」におけるネットワークの例及び民生委員、校区（地区）福祉委員、隣保館の相談員等との連携事例**

**小学校区単位での「健康福祉セーフティネットワーク会議」（茨木市）**

茨木市では、おおむね小学校区ごとに「健康福祉セーフティネットワーク会議」を設置しており、CSWを中心に地域の福祉課題に関する検討を実施している。

**【構成メンバー】**

民生委員・児童委員、地区福祉委員、自治会、老人クラブ、PTA、小学校長、地域包括支援センター、隣保館、NPO等

**【開催頻度】**

月1回または2月に1回程度（地域により異なる）

茨木市健康福祉セーフティネットワーク図

[http://www.city.ibarakiosaka.jp/dbps\\_data/material/localhost/O4kenkouhukushibu/fukuso/pdf/ikikinet.pdf](http://www.city.ibarakiosaka.jp/dbps_data/material/localhost/O4kenkouhukushibu/fukuso/pdf/ikikinet.pdf)

**日常生活圏域単位での「地域あんしんネットワーク会議」（岸和田市）**

岸和田市では、日常生活圏域ごとに「地域あんしんネットワーク会議」を設置しており、会議に参加している各機関・団体の日頃の取組みについての情報交換やエリアごとの事例検討などを行っている。

**【構成メンバー】**

岸和田市社会福祉協議会地区担当者、地域包括支援センター、CSW、居宅介護支援事業所のケアマネジャー、民生委員・児童委員、地区福祉委員、小地域ネットワーク活動のボランティア等

また、岸和田市では、地域住民に関わる福祉の専門機関が相互に情報の共有や交換を行い、個別支援（ケースワーク）と地域支援（コミュニティワーク）の連動性を図り、効果的なネットワークを構築することで、住民への支援の充実を図ることを目的として、社会福祉協議会地区担当職員、地域包括支援センター職員及びCSWで構成する「地域支援専門職ネットワーク会議」を設置している。

「地域支援専門職ネットワーク会議」では、全体会と圏域ごとの会議を開催し、次に掲げる事項について検討している。

**（1）全体会**

- ① 機関の取組みについての情報交換
- ② 圏域ごとの会議の報告
- ③ 事例検討やグループワークを通じての課題の共有

**（2）日常生活圏域ごとの会議**

- ① 担当地区のケースについての情報交換と、事例検討を通じての課題の共有
- ② 地区福祉委員会など住民活動団体と、その支援についての情報交換
- ③ 地域あんしんネットワーク会議の内容の企画
- ④ 圏域の課題に応じた活動の企画立案、実施

## 事例2 「サービス圏域」におけるネットワークの例及び他の地域福祉のコーディネーターとの連携事例

### 生活圏域単位での「地域福祉ネットワーク会議」（豊中市）

豊中市では、分野を超えた専門職や地域福祉活動主体等が連携・協議する場として、おおむね中学校区（介護保険と連動している生活圏域）を単位とした「地域福祉ネットワーク会議」を設置しており、CSWを中心に地域の福祉課題に関する検討を実施している。

また、本会議には必要に応じ、部会を設置することができるとしており、現在、高齢部会・子ども部会・障害部会が設けられている。

#### 【構成メンバー】

庁内関係各課（福祉（地域福祉、生活福祉、高齢、障がい、健康）、子ども、人権、消費生活、教育等）、消防、保健所、警察署、子ども家庭センター、市社協、地域包括支援センター、民生・児童委員、校区福祉委員、介護保険事業者、社会福祉施設、国際交流センター、医療機関 等（担当者レベル）

#### 【開催頻度】

年2回程度

#### 【実施事業】

- 行政関係機関からの情報提供
- 小学校区単位で行われている「福祉なんでも相談窓口事業」に対する支援
- 地域の関係機関・団体等が実施する事業等についての情報交換・連携
- 地域の要援護者の現状・課題の把握及び市域にわたる課題について総合調整等を行う総合調整会議への提案

第2期豊中市地域福祉計画（豊中市ライフセーフティネットのイメージ図を掲載）

<http://www.city.toyonaka.osaka.jp/top/kakubu/kenkofukushi/chiki/dai2kikeikaku.html>

### 「地区組織と専門機関によるネットワーク」（大東市）

大東市では、地域包括支援センターの新設を機に、市内3中学校区を圏域とする「西部地区ネットワーク会議」を設置しており、同じエリアで活動するCSWと地域包括支援センターを中心に地域の福祉課題に関する検討を実施している。

#### 【構成メンバー】

地域包括支援センター、民生委員・児童委員、校区福祉委員、社会福祉協議会、関係機関ほか

#### 【実施事業】

以下の会議を開催

#### (1) 運営会議（年4回程度）

- ① 構成メンバー：地域包括支援センター、CSW
- ② 議題：実行委員会会議や全体会議の方向性等、ネットワーク会議の目的実現に向けた舵取り

#### (2) 実行委員会会議（年4回程度）

- ① 構成メンバー：地域包括支援センター、CSW、民生委員、校区福祉委員、市社協
- ② 議題：全体会議の方向性等、ネットワーク会議の目的実現に向けた内容の検討や情報交換

#### (3) 地区会議（中学校区ごとに開催）（年1回）

- ① 構成メンバー：地域包括支援センター、民生委員、校区福祉委員、市社協、関係機関ほか
- ② 議題：ネットワーク会議の目的を地区の特性や環境に応じた方法で実現するための内容の検討や情報交換

#### (4) 全体会議（年1回）

- ① 構成メンバー：地域包括支援センター、民生委員、校区福祉委員、市社協、関係機関ほか
- ② 議題：ネットワーク会議の目的実現に向けた内容の検討や情報交換

第2期大東市地域福祉計画（大東市の地域福祉ネットワークのイメージ図を掲載）

<http://www.city.daito.lg.jp/ikkrwebBrowse/material/files/group/20/tikihukusikeikaku2.pdf>

### 市内の地域福祉にかかわる団体が連携を図るための「地域福祉連絡会」(門真市)

門真市では、地域福祉にかかわる専門分野の異なる団体が連携することにより、住民主体の地域福祉の推進を図ることを目的として、「地域福祉連絡会」を開催している。

#### 【構成団体・メンバー】

- ・ 門真市人権協会
- ・ 門真市内 社会貢献事業 CSW 所属 老人福祉施設
- ・ 門真市内 スマイルサポーター所属 民間認可保育園
- ・ 門真市特養施設長連絡会
- ・ 門真市民間保育園協議会
- ・ 大阪キリスト教社会館診療所
- ・ 大阪府社会福祉協議会 門真市担当 社会貢献支援員
- ・ 門真市障がい者相談支援事業所
- ・ 門真市社会福祉協議会

#### 【開催頻度】

原則月 1 回

#### 【実施事業】

- ・ 地域の社会資源の共有
- ・ 福祉課題への迅速な対応による早期発見予防
- ・ 資質向上のための研修会の実施
- ・ 福祉意識高揚のための広報活動
- ・ 関係機関団体との連絡調整



### 事例3 「市町村域」におけるネットワークの事例

#### 市域単位での「ライフセーフティネット総合調整会議」（豊中市）

豊中市では、「豊中市ライフセーフティネット総合調整会議」を設置しており、豊中市地域福祉課及び豊中市社協が中心となって市域における保健・医療・福祉分野のサービス等に関する総合調整等を行っている。

また、本会議には必要に応じ、専門部会（高齢・子ども）を設置することができる。

#### 【構成メンバー】

庁内関係各課（福祉（地域福祉、生活福祉、高齢、障がい、健康）、子ども、人権、消費生活、教育等）、消防、保健所、警察署、子ども家庭センター、市社協、地域包括支援センター、介護保険事業者等（所属長・団体代表者レベル）

#### 【開催頻度】

随時

#### 【実施事業】

- ・ 市域における保健・医療・福祉分野のサービス等に関する総合調整及び情報交換や連絡協議。
- ・ 地域福祉ネットワーク会議への支援等に関する連絡事項。

#### 市域単位での「包括ケア会議」及びサービス圏域単位での「小地域ケア会議」（泉大津市）

泉大津市では、支援が必要な高齢者等を対象に、権利擁護と包括ケアの総合調整を行うため、「泉大津市包括ケア会議」を設置し、地域包括支援センター、CSW、行政、関係専門機関、法律専門職、医療関係機関等がチームで問題解決を図っている。

#### 【構成メンバー】

地域包括支援センター、CSW、市社協、府社協、保健所、障がい者相談支援センター、介護保険事業所、医療機関、（社）成年後見センター・リーガルサポート大阪支部、庁内関係各課（福祉（地域福祉、生活福祉、高齢、障がい、児童、健康、医療）

#### 【実施事業】

- ・ いきいきネット相談支援センターの地域ネットへの参加支援及び指導。
- ・ 公的サービス並びに公的外サービスの育成支援、利用調整及び新たなサービスの構築の検討。
- ・ 介護サービス機関（ケアマネジャーを含む）の指導支援。
- ・ 地域福祉計画推進委員会及び同委員会の各専門部会への協力と支援。
- ・ 関係各機関、弁護士等の専門家等との連携システムの構築。
- ・ 高齢者等虐待を把握した場合、事例に即した適切な支援を検討。
- ・ 入所、あるいは成年後見人制度市長申立等の措置が必要と判断される場合の市への提言。

また、いきいきネット相談支援センターごとに地域包括支援センター、CSW、市社協、保健所、庁内関係課（高齢、健康）、地区担当相談協力員（民生委員・児童委員等）で構成する「小地域ケア会議」を設置し、高齢者等に対する個別支援等を行っている。

泉大津市第2次地域福祉計画（泉大津市の包括ケア会議のイメージ図を掲載）

<http://www.city.izumiotsu.osaka.jp/koreikaigo/keikaku2/2jifukusikeikau.html>

#### 事例4 CSWと地域住民、専門機関、行政機関で構成する各圏域をつなぐネットワークの事例

##### 地域住民等、専門機関、行政機関で構成する「地域福祉ネットワーク会議」（大阪狭山市）

大阪狭山市では、地域福祉セーフティネットの構築を図ることを目的として、「地域福祉ネットワーク会議」を設置している。本会議は、社会福祉を目的とする団体又は事業者等、保健、医療又は社会福祉施設等で運営され、庁内各部署（保健福祉、企画、市民協働・生涯学習推進、危機管理、人権広報、土木、農政商工、教育、消防）が支援・協力することとしている。

##### 【構成メンバー】

###### (1) 社会福祉を目的とする団体又は事業者等

大阪狭山市社会福祉協議会、地区福祉委員会、民生委員児童委員協議会、身体障害者福祉協議会、母子寡婦福祉会、老人クラブ連合会、精神障がい者家族の会、福祉関係のNPO等

###### (2) 保健、医療又は社会福祉施設等

保健所、子ども家庭センター、地域包括支援センター、大阪狭山市医師会、精神障害者地域活動支援センター、知的障害者通所授産施設、介護保険サービス事業所

###### (3) その他関係団体、機関等

CSW、地区長会、婦人会、人権協会、ボランティアグループ連絡会等

##### 【所掌事務】

地域福祉セーフティネットの構築に関すること。

地域福祉に係わる市民、関係機関・団体・事業者等及び市が行う各活動、事業等の連携・調整に関すること。

その他、市民を中心とした多様な主体の協力による地域福祉の推進に関すること。

第2次大阪狭山市地域福祉計画（大阪狭山市の地域福祉ネットワーク会議のイメージ図を掲載）

<http://www.city.osakasayama.osaka.jp/10.2971.14.94.html>

〔内容〕

○地域の福祉力の向上と地域ケアシステムの拡充

住民参加の自主的な福祉活動（校区福祉委員会の小地域ネットワーク活動等）と専門職種・行政が協働し、高齢者等を地域で支えようと取り組んでいます。羽曳野市における小地域ネットワーク活動の一層の発展、高齢者等の地域生活支援体制（地域ケアシステム）の拡充、セーフティネットの確立をめざしています。

○事業の目標

地域のなかでの温かい支えあいや見守りの輪が育まれるとともに（要介護者への見守りや声かけ体制の充実等）、高齢者等からの相談に対しては専門機関とスムーズにつながり、迅速で総合的なサービスが提供され、高齢者のできるだけ身近な場所で問題の解決がはかれる体制をめざします。また、健康づくりや介護予防等の取り組みも地域に根ざしてすすめます。誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせる、やさしい街づくりを目標に、関係機関のネットワークを構築します。

○具体的な取り組み

〔地域ケア推進チームの確立〕

この取り組みを推進するために、小学校区ごとに校区福祉委員会を母体にして「地域ケア推進チーム」を立ち上げ、地域に根ざしたきめ細かな取り組みをすすめています。

〔地域ケア会議等の確立〕

地域ケアネットワークの確立に向け、情報交換や研修、課題の検討や事業の評価を目的として関係機関が参集し、定期的又は必要に応じて地域ケア会議を行っています。この会議には、地域包括支援センター、高年介護課、健康増進課（保健センター）、社会福祉協議会、在宅介護支援センター、コミュニティソーシャルワーカーが参加しています。

〔これまでの取り組みの柱〕

①高齢者のセーフティネットの確立

社会福祉協議会の実施する「あんしんシステム」の取組と連動して、あたたかな見守りや声かけ、相談体制を確立し、専門職と地域の関係者との連携で、支援の提供や相談がスムーズに行なえる体制作りをすすめています。

②介護予防や健康づくりの推進と啓発

地域ケア推進チームに参加している地域の専門職の協力も得ながら、介護予防や健康づくりの推進と啓発をすすめています。

## ◎ふれあいネット雅び推進事業

### ○地域ケア推進チームの役割と活動

連携の場（各機関、参加団体の協働と連携をすすめる場）

- ◎ 各機関、参加団体が連携し、地域での見守り・声かけ体制や相談体制を充実させる
- ◎ 把握された困難ケースや相談がスムーズに専門職種につながり、問題解決をはかる
- ◎ 地域における介護予防や健康づくり、ふれあい交流の事業での連携

コーディネート（地域の取り組みや困難ケースの調整）

- ◎ 地域の自主的な福祉活動や各団体の介護予防、健康づくり事業のコーディネート
- ◎ 援助が困難なケースや緊急対応が求められる場合の適切な調整と、必要に応じたカンファレンスの開催

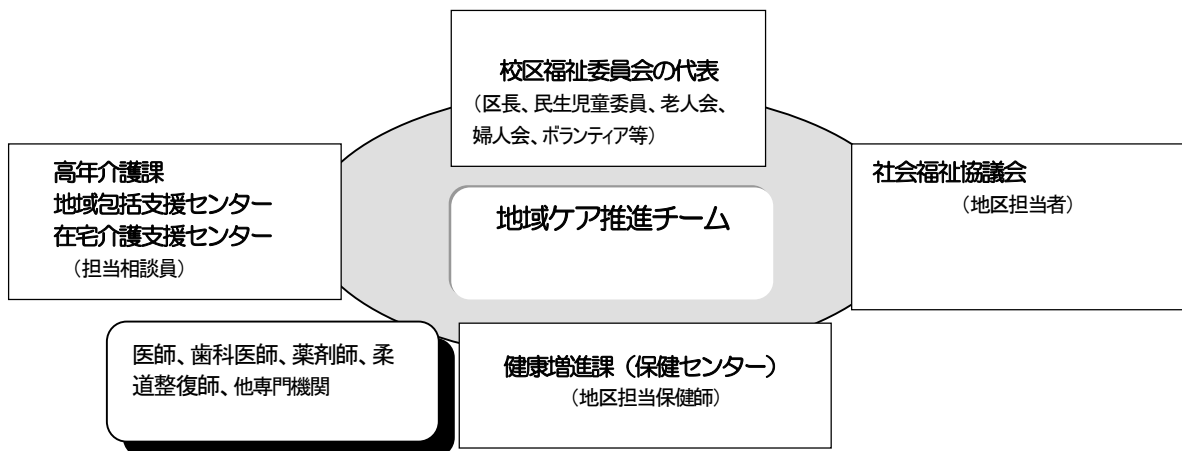
情報発信（地域への情報提供、発信）

- ◎ 地域の様々な団体や個人の取り組み、社会資源を発掘し、身近な情報として紹介
- ◎ 「ふれあいネット雅び」の理念や、取り組みの広報

まちづくり（地域の福祉課題等の検討）

- ◎ 定期的に高齢者等の実態把握を行う。
- ◎ 地域の福祉課題等を把握し、福祉のまちづくりについても検討していく。

### 地域ケア推進チームのメンバー構成



**事例5 CSWの配置事業を効果的に実施するため、事業者との委託契約書や事業実施要綱を工夫している事例**

**契約書に年次ごとの達成目標を明記（阪南市）**

阪南市では、CSW 事業に関する契約書において、年次ごとの達成目標（タスクゴール）を5 年（平成17～21 年度）にわたり明記し、CSW 事業に関する計画的かつ具体的な推進内容と5 年後の最終到達目標が、プロセスとともに提示されていた。

**平成17年度**

ひとり暮らし高齢者等の訪問などで、要援護者に対する見守り・相談活動を続ける中で、要援護者の把握を行い、台帳を整備する。

校区福祉委員会の活動に参加することなどにより、課題を整理していく。

関係機関等への訪問などにより、担当区域における福祉関係者の活動状況を整理していく。

**平成18年度**

実態把握・台帳整備を続けるとともに、課題を解決できる仕組みづくりに向けた取り組みを行う。ネットワークの形成と、住民活動の育成に取り組む。

**平成19年度**

台帳整備を終了し、住民活動の育成と課題解決の仕組みづくりに向けた取り組みを中心に活動する。

**平成20年度**

課題解決が、自主的に運営できるように支援する。

**平成21年度**

要援護者に対する見守り・相談活動については、適切な相談機関につなぐ。課題解決の仕組みづくりを通じて、校区福祉委員会によるネットワークが構築できたと仮定して、校区福祉委員会に引き継ぐ。

**実績により活動費を加算することとした契約の締結（阪南市）**

また、平成22 年度からは、CSWが、校区福祉委員会・NPO・地域団体等と連携し、市民参画による事業を推進することを目的として、企画立案して実施する事業の実績に応じて活動費を上乗せするなど、活動費の実績加算を内容とする契約を締結している。

**CSWの補助員の配置を努力義務としている要綱（大東市）**

大東市では、事業の円滑な推進を図るため、CSWの配置にあたり、専任要件及び資格要件を設けているほか、CSWの補助員の配置を努力義務としている。

**○ 大東市コミュニティソーシャルワーカー（いきいき相談支援員）推進事業実施要綱（抄）**

第5条 市長または受託者（以下「市長等」という。）は、事業の実施に当たって、施設にCSWを1人配置するものとし、原則として専任とする。この場合において、事業の円滑な推進を図るため、補助員1人を置くよう努めるものとする。

2 市長等は、CSWおよび補助員を配置するに際し、本事業の遂行が可能であると認められる社会福祉士等のソーシャルワーカー、保健師、看護師等のうち、社会福祉法人大阪府社会福祉協議会が実施する地域福祉のコーディネータースキルアップ研修（以下「養成研修」という。）の修了者をもって充てるものとする。ただし、養成研修が開始される前に事業を実施する場合は、養成研修を受講し、修了する見込みの者を充てることができる。

3・4 (略)

## 事例6 CSWの認知度や資質向上のための先進的な取り組み事例

### (1) CSWの認知度の向上について

- 市町村広報誌にCSWを紹介する記事を掲載（豊中市、吹田市、泉大津市、枚方市、八尾市、富田林市、寝屋川市、松原市、高石市、泉南市、四條畷市、大阪狭山市、阪南市、豊能町）
- CSWを紹介するチラシ、パンフレットの作成・配布（岸和田市、豊中市、貝塚市、枚方市、寝屋川市、大東市、和泉市、四條畷市、交野市）
- 市町村のHPでCSWの事業を説明（守口市、枚方市、富田林市、大東市、和泉市、羽曳野市、泉南市、四條畷市）
- 地域福祉読本の配布（吹田市）
- 住民座談会への出席（池田市）
- 校区でのなんでも相談等出前相談の実施（岸和田市、枚方市、八尾市、富田林市、交野市）
- 大型商業施設等での福祉相談会の実施（茨木市）
- CSWの活動事例報告書を作成し、民生委員・児童委員等に配布（枚方市、茨木市、和泉市）
- CSWであることを示すワッペンを作成（大東市）
- CSWを紹介するステッカーを作成し、公用車に貼り付けて周知（交野市）
- CSWを紹介するポケットティッシュの作成・配布（交野市）
- CSWを紹介するスライドを作成し説明するなど、地域住民の研修会等で広報（枚方市、柏原市）

### (2) CSWの資質の向上について

- ベテランCSWによる新任CSWへの指導（豊中市）
- 現場実習の実施（豊中市）
- 各種研修会への参加（岸和田市、豊中市、吹田市、貝塚市、枚方市、茨木市、泉佐野市、富田林市、寝屋川市、河内長野市、松原市、大東市、柏原市、羽曳野市、寝屋川市、泉南市、交野市、豊能町、熊取町、岬町、河南町）
- CSW、市担当課、地域包括支援センター等で構成するCSW連絡会を定期的を開催し、情報や課題を共有（吹田市、泉大津市、枚方市、茨木市、富田林市、大東市、和泉市、藤井寺市、大阪狭山市）
- 市主催のCSW連絡会で学識経験者から指導（河内長野市）
- 個別事案に対するケース会議を他のケースワーカー等と開催（箕面市、寝屋川市）

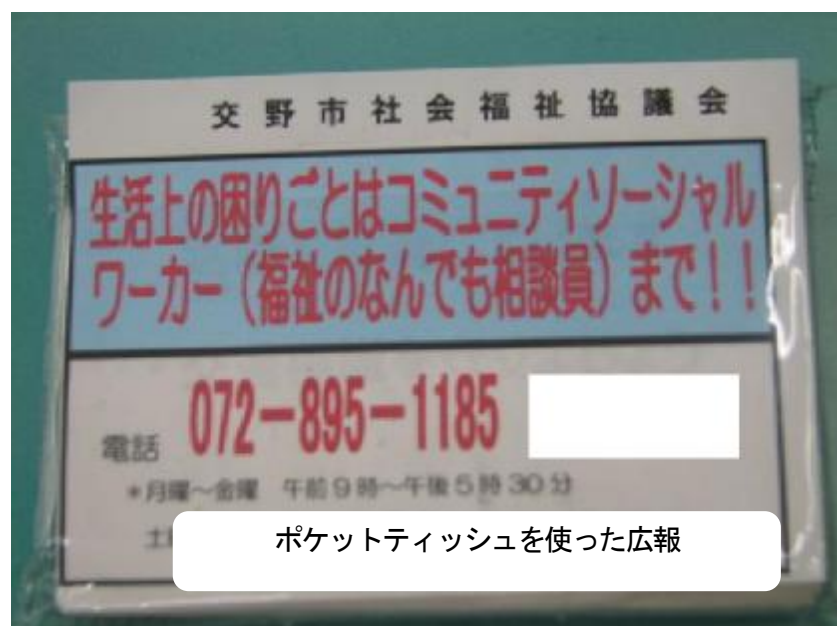
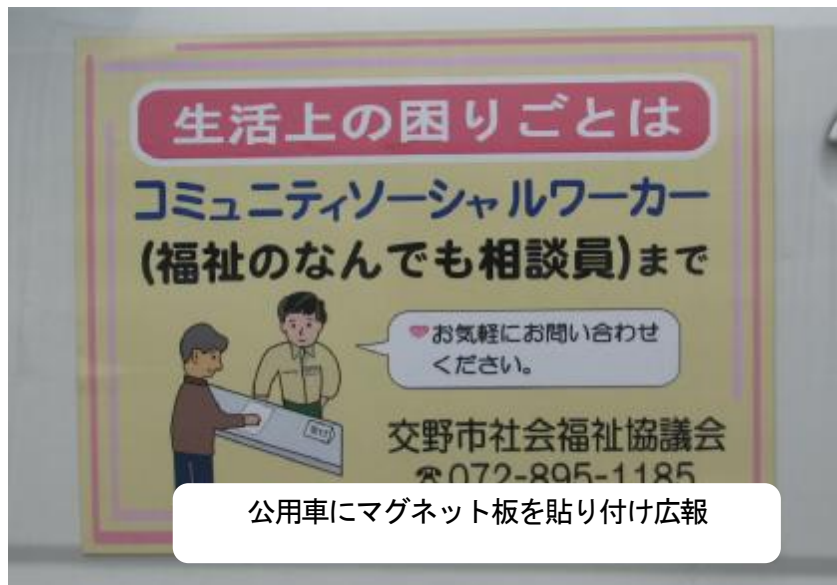
【参考】 大東市と交野市における認知度向上策について

大東市

CSW独自の取組みとしてワッペンを作成。



交野市





## 事例7 CSWの配置事業の評価を行っている事例

### 「行政及び市民によるCSWの配置事業の評価」(吹田市)

吹田市では、平成21年度に地域福祉計画にかかわる事業の行政評価・市民評価の一環として、CSWの配置事業の評価を行った。

#### (1) 行政評価

##### 【評価者】

- ・ 福祉総務課
- ・ 社会福祉協議会

##### 【評価の基準】

- ・ CSWの計画的配置と、CSWの役割(相談支援やネットワーク化、関係機関との連携)への支援が図られたか。

##### 【評価手法】

- ・ 各委員の評価(AA(独自性をもって計画通りに達成しているため、このまま事業を継続する)、A、B、C、C-(達成するためには、事業の根本的な見直しが必要である)の5段階)を点数化し、平均値をとる。

#### (2) 市民評価

##### 【評価者】

- ・ 吹田市地域福祉計画策定・推進委員会委員 15名(内、市民公募委員 4名)
- ・ 吹田市民生・児童委員協議会地区委員会委員長及び主任児童委員連絡会代表 22名
- ・ 吹田市社会福祉協議会地区福祉委員会委員長 33名

##### 【評価の基準】

- ・ CSWの計画的配置と、CSWの役割(相談支援やネットワーク化、関係機関との連携)への支援が図られたか。

##### 【評価手法】

- ・ 各委員の評価(AA(計画通りに達成している)、A、B、C、C-(達成できていない)の5段階)を点数化し、平均値をとる。

平成21年度(2009年度)実施 吹田市地域福祉計画に関わる事業の概要

平成18年度(2006年度)から平成20年度(2008年度)実績及びその行政評価・市民評価

<http://www.ci.ty.sui.ta.osaka.jp/home/soshi/ki/div-fukushi/hukusomu/005051/37620.html>

## 事例8 地域診断を行っている事例

### 中学校区ごとの地区診断活動（大東市）

大東市では、CSWが担当地区の現状に適した活動を的確に行うためには、担当地区がどのようなところなのかをまず知る必要があることから、地区診断を行い、各地区がどのような地区なのかを検証した。

#### 【地区診断活動の内容】

地域看護診断にて用いられる「コミュニティ・アズ・クライアントモデル」の方法を参考に、独自の方法で行い、目に見える形で示した。

具体的には、どのような地区なのかを判断するに当たり、「通信」「政治」「地理・歴史」「交通」「産業」「教育」「保健・社会サービス」「レクリエーション」「人口動態」という9つの分野に分け、「人口動態」を除く8つの分野で、設備数等全ての地域が同じ項目を把握できるものをハード面、それを補えるものをソフト面として分けて考えた。

地区診断を行ったことで、大東市内でもその地区ごとに特性、課題は異なることがわかり、地区の持つ固有性を活かしながら、進むべき方向性が明確になった。

平成21年度 大東市安心・いきいきネット相談支援センター活動報告書より抜粋

<http://www.city.daito.lg.jp/ikkrwebBrowse/material/files/group/20/katudou21.pdf>

**事例9 要援護者を見守り・支えるボランティアグループや要援護者及びその家族等の組織化を行った事例**

**「サークル・Light House」の結成（大東市）**

大東市では、DVの被害を受けた人々と、CSW等の相談員が集い語り合う中で、当事者が中軸となり、支援者として構成する「サークル・Light House」を結成した。

このサークルは、DV被害の根絶と自己実現や被害者支援等につながる活動を展開することを目的として、次の事業等を行っている。

- (1) DV問題に係る啓発及び相談活動
- (2) 自助・相互扶助を高めるための会員交流会等の開催
- (3) 緊急時における専門機関等へのつなぎ支援
- (4) 地域福祉サービスの活用等に係る支援 ほか

**「広汎性発達障がい者の家族交流会」の結成（豊中市）**

豊中市では、高機能自閉症やアスペルガー症候群等の広汎性発達障がいと診断される人が増えてきていることなどから、関係機関（市健康づくり推進課、市障害福祉課、保健所）及び障がい者の親の会の参加による「広汎性発達障がい者の家族交流会」を平成20年度から開催している。

準備会では、各関係機関でも相談が増えている現状を情報交換し、交流会の必要性を再確認した。毎回定員を上回る参加者があり、発達段階に応じた支援の必要性を学んだ。

また、参加者の中から自主グループ化を求める声も上がったため、自主グループ「一歩の会」を結成し、毎月定例会を開催している。

## ○ 地域主催の手話勉強会の開催

### ◆事例の概要◆

集合住宅で生活する聴覚障がい者。日頃から近隣との関わりが希薄であることに不安を感じており、CSWに「安心ダイヤル」の申請について相談があった。以前からCSWも地域で暮らす聴覚障がい者への取組みを展開していかなければならないと感じていたが、コーディネートできていない状況であった。要援助者の不安や孤独感を解消するため、地区福祉委員長や民生委員・児童委員と協働して、住民懇談会を開催した。住民懇談会により、聴覚障がい者と住民の相互理解が深まり「地域主催の手話勉強会」の開催が実現した。個別相談から地域全体の取組みに展開した事例。

※安心ダイヤル制度：「高齢者や障がい者など支えを必要とする人に対し、日常からの見守りのネットワークをつくり、災害時にも安否確認等を行う事業。市・社協・いきいきネット相談支援センターが核となり、地区福祉委員、民生委員・児童委員、自治会、近隣、ボランティア等の住民協力者につなげていくセーフティネット・システム。

### ◆地域概要◆

高齢化率が高く、独居高齢者の割合が多い。また、障がい者や単身者世帯・共働き世帯も多く、日常的な近隣との関係が希薄である。

＜CSW配置状況＞ ・社協基幹型＋多用途（社協が基幹型となり他は社会福祉施設に配置）  
・CSWが地域福祉計画、地域福祉活動計画の中に位置づけられている

### ◆既存制度やシステムの限界点◆

地域で生活する障がい者は、専門機関との関わりは密であるが、比較的近隣住民との関わりが希薄である場合が多く、地域の中で不安感や孤独感をもって生活している。従来は、このような個別的な福祉課題を地域に働きかけ、迅速に対応するシステムがなかった。

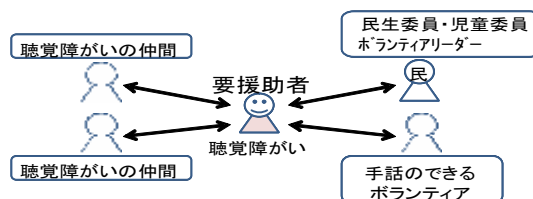
### ◆事例のポイント◆

CSWが、聴覚障がい者への個別支援（ケースワーク）から地域組織化（コミュニティワーク）へ展開させた事例であり、CSWとしての役割が発揮できた事例

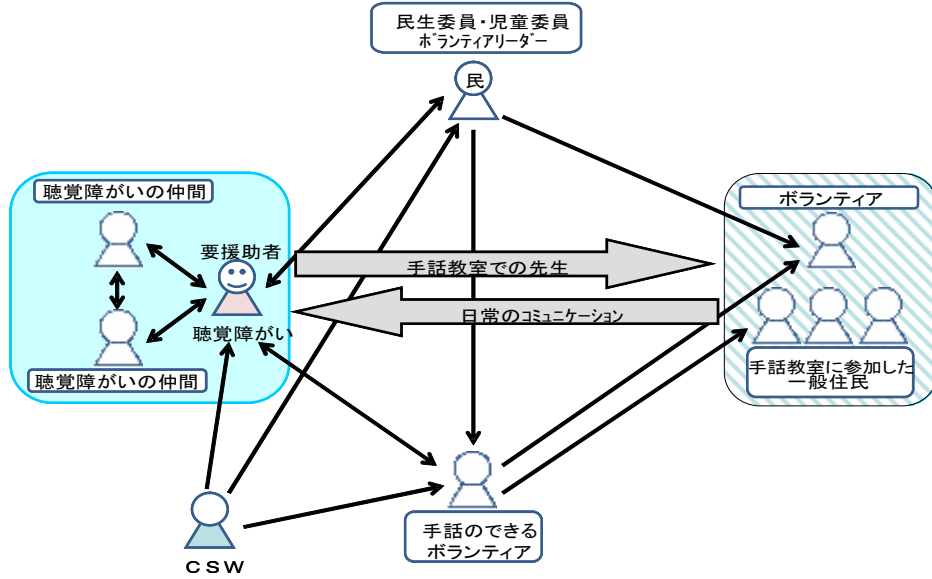
- ①障がいをもつ当事者の個別ニーズを地域の普遍的ニーズに発展させた発想力
- ②社協が、日頃からコミュニティワークによる住民組織化を熱心実践してきた成果
- ③CSWが、住民主体の活動となるように側面的支援を行った

### ◆当事者・CSW・関係機関等の関係図（エコマップ）◆

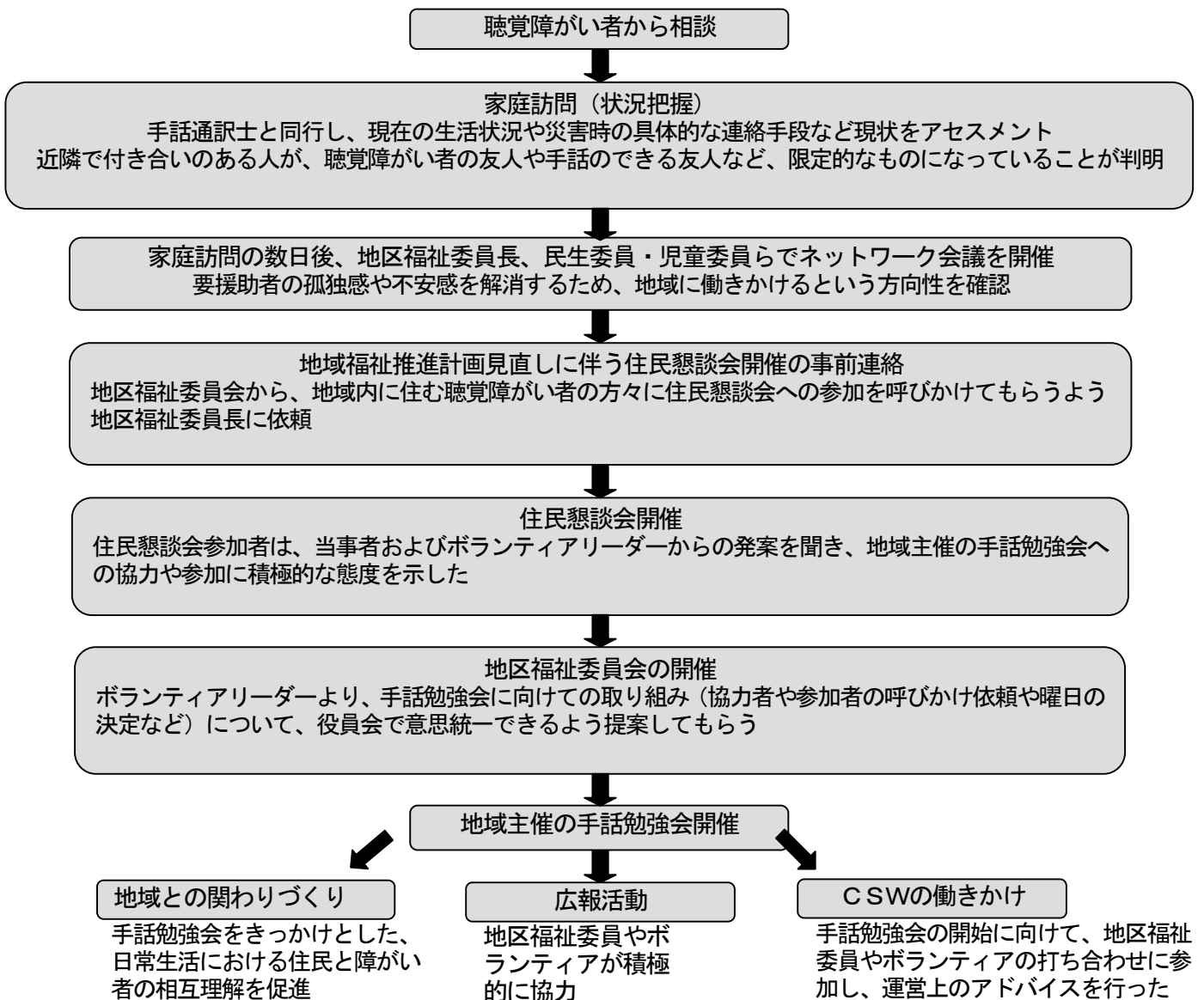
＜CSWが関わる前＞



<CSWが関わった後>



◆CSWによる支援プロセス◆



◆事例の経過◆

日付	経過	C SWのかかわり
H18年X年	要援助者（聴覚障がい者）より安心ダイヤル申請 安心ダイヤル制度はあったが、申請はしていなかった。同じ団地内に住む聴覚障がい者の友だちの勧めもあり申請に至る。	要援助者より相談を受け、家庭訪問することを約束する。
H18年X年 【1か月後】	要援助者へのアセスメント 手話通訳士と同行し、現在の生活状況や災害時での具体的な連絡手段などについて現状の聞き取りを行う。趣味や生きがい活動、地域行事への参加も積極的である。近隣での交流関係は、聴覚障がい者の友人や手話のできる友人など限定されている。	要援助者へのアセスメント。 要援助者も「団地内で、もっと手話のできる人がいたら…」と常々思われている様子であった
H18年X年 【1か月3日後】	家庭訪問の数日後、ネットワーク会議の開催 地区福祉委員長、民生委員・児童委員らでネットワーク会議を行う。	要援助者の孤独感や不安感を解消するため、今後、地域に働きかけていきたい。
H18年X年 【1か月10日後】	地域福祉推進計画見直しに伴う住民懇談会開催を事前連絡 住民懇談会開催にあたり、地区福祉委員会から、地域内に住む聴覚障がい者の方々に、住民懇談会への参加を呼びかけてもらうよう地区福祉委員長に依頼する。相談者（聴覚障がい者）にも住民懇談会に出席するよう働きかける。	C SWは、聴覚障がいの方とも意見交換ができる場になるよう、地区福祉委員会から声かけをするように提案した。
H18年X年 【1か月半後】	住民懇談会開催 *C SWの働きかけ以後のやりとり ＜相談者（聴覚障がい者）＞ 「街灯が少ないと困る。特に耳が聞こえないので、夜は街灯を頼りにすることが多い。電球が切れていたりすると交換して欲しいと思うが誰に言えばいいのか分からない」 ＜C SW＞ 「住民の方に街灯の電球交換の相談など言いにくいですか？」 ＜相談者（聴覚障がい者）＞ 「簡単に話ができれば困らない。言いにくいのではなく、手話のできる人が少ないから気軽に悩みをいうことができない！」 ＜自治会長＞ （機械的に・・・）「自治会には連絡BOXがあるのでそこにメモを入れてもらえれば対応できます。字ぐらい書けるでしょ」 ＜C SW＞ （要援助者の悩みの本質は、そういう問題ではないはず！！） 「なぜ言えなかったのかを、もう少し詳しく教えてもらえますか？」 ＜聴覚障がい者＞ 「メモを入れてまで話すことではないこともたくさんある。だから、今までも会話や相談をしないままで終わってしまうことが多かった。近隣の人で手話ができる人が増えて、気軽に話ができれば良いのに…と感じている」 ＜校区ボランティアのリーダー＞ 「要援助者の問題ではなく、私たちが変わるべき！今後、地域で手話の勉強会をしたら良いと思う。勉強会を行う際には、地区福祉委員の中で手話のできる人や、今回の住民懇談会に参加した聴覚障がい者の方々に協力してもらい、講師になってもらえたら良いように思う」 当事者及びボランティアリーダーからの発案を聞き、住民懇談	当事者の問題を共有するための働きかけ 街灯が少ないことでの危険や青少年の問題（夜に集まって騒いでいることや遅刻が多いことなど）など地域内で課題に感じていることが話し合われる。 しかし、1時間以上経過しても聴覚障がい者の発言が無かった。そのためC SWより聴覚障がい者の方にも日頃感じていることを発言していただくよう意見を求めた。

	会参加者は手話勉強会への協力や参加に積極的な態度を示した。	
H18年X年 【4か月後】	<p>地区福祉委員会役員会 開催</p> <p>ボランティアリーダーより手話勉強会の開催に向けて役員会で意思統一できるよう提案してもらう。</p> <p>参加者より「ゆっくりと長く継続的に実施したい」「自分たちが使えるようになりたいと思う」「手話を学びたい」「参加してくれる人は誰でも受け入れたい」との意思表示があった。</p>	C SWも役員会に出席。参加者からの積極的な発言があったので活動内容については地域に委ねた。
H18年X年 【5か月後】	<p>地域主催の手話勉強会開催</p> <p>当事者に講師になってもらい、手話のできるボランティアに翻訳してもらうことで勉強会を進めていく。地区福祉委員会の主体的な活動と広報の効果により、予想した以上に参加者が多かった。</p>	C SWは、地域住民が勉強会に参加してもらえよう、手話勉強会の開催を周知する役割を担う。

### ◆C SW活動のポイント◆

#### C SWの関わりによってもたらされた効果

本事例を担当したのは、社協に所属するC SWである。本事例は、ケースワーク（個別支援）からコミュニティワーク（地域組織化）へと円滑に展開した事例として、C SWとしての役割が発揮できた事例である。インテーク（受理）の段階では、障がいをもつ当事者の災害時における不安感や、地域住民との交流が少ないといった孤独感に対応するための個別支援からスタートした。事例を提供していただいたC SWからは下記のようなコメントが寄せられている。

「かねてより聴覚障がい者からのニーズもあり、地域の人たちも『何かしなくてはいけないのでは…』という意識も強かったが、何をしたらいいのか解らないというのが地域の実情であった。今回は住民懇談会という、障がいをもつ当事者と地域住民が、お互いに感じていることを率直に話し合うことのできる場ができたことで、お互いのニーズに気づききっかけになったのではないだろうか。その際、当事者が何気なく発した一言をキャッチし、それを課題として参加者への気づきへと誘発できた。また、手話勉強会の講師を当事者や身近なボランティアに担ってもらったり、自分たちで学びたい内容を決めたり、活動が継続的になるよう考えたりと、本来地域が持つ力が発揮され、住民主体で活動展開することに繋がった。」

#### <考察>

本事例のポイントとしては、次の3点が挙げられる。

#### ①障がいをもつ当事者の個別ニーズを地域の普遍的ニーズに発展させた発想力

C SWの事例を見ていくと、危機介入や予防的福祉といったC SWの重要な役割を果たしている実践も多いが、個別支援にとどまっている事例も多い。本事例では、障がいをもつ当事者の個別ニーズから寄せられた相談を、住民懇談会を活用し、地域の普遍的な福祉課題に発展させた点が、非常に重要である。

#### ②社協が、日頃からコミュニティワークによる住民組織化に熱心に実践してきた成果

一朝一夕で、地域の組織化を図ることは困難である。C SWが地域支援の役割を遂行するには、社協等による日常からのコミュニティワークが重要である。本事例でも、社協によるコミュニティワークの積み重ねがあったからこそ、地域に課題を投げかけることができ、課題の普遍化につながった。

#### ③C SWが、住民主体の活動となるように側面的支援を行った点

C SWの事例では、専門職主導の支援を考え、今まで関わってきた民生委員・児童委員や近隣住民といった（インフォーマル・セクター）を客体化してしまうため、住民の主体形成を困難にするケースも散見できる。今回の事例では、当事者や校区福祉委員の意向を尊重する形で、側面的支援に徹したことにより、地域が本来持っている力を引き出し、手話勉強会の盛況につながった。



## 事例 10 新たなサービスや仕組みを開発した事例

### 福祉教室及びふれあい喫茶の開催（泉大津市）

泉大津市では、担当地区のCSWが「当該地域では、要援護者は多いはずだがサービス受給率が低く、地域での福祉教室の開催等が必要である」との認識を持っていたことから、CSWが自治会や相談協力員等地域住民と連携し、地域の要援護者に福祉サービス情報をうまく伝えるための福祉教室を開催している。

また、住民同士の交流が一層図られるよう、定期的な「ふれあい喫茶」も開催している。

「ふれあい喫茶」では、保健センターのスタッフによる健康づくり講座や健康チェックも開催し、介護予防に関する知識の普及を図るなど参加者の健康増進のための支援を行っている。

「ふれあい喫茶」は、災害時要援護者支援名簿の登録者が開催のたびに拡大するなど名簿の作成にも貢献している。

さらに、福祉教室やふれあい喫茶の開催により、緊急通報装置の利用者が開催前に比べて約10倍になるなど要援護者への福祉サービスの利用が高まったり、住民から直接CSWへ相談が寄せられるようになるなど、個別支援活動が迅速に行われるようになった。

### 「地域SOSカード」（大東市）

大東市では、援護や支援を必要とする高齢者等の見守りに必要な情報を共有するため、高齢者等に、緊急時に必要な情報（緊急連絡先や主治医、関係しているサービス機関など）をカードに記入してもらい、その情報を本人、CSWや民生委員等地域の見守り機関及び市がそれぞれ登録・保管し、日常的な安否確認や見守り、災害時等に役立てる「地域SOSカード登録システム事業」を平成21年度から実施している。

地域SOSカード登録システムの概要

<http://www.city.daito.lg.jp/kakukakaranooisirase/kenkofukushi/fukushi/seisaku/1256633183292.html>

### くらしの安心ダイヤル事業、災害時要援護者支援マニュアル及び救急キット（阪南市）

阪南市では、CSW、社会福祉協議会、民生委員児童委員協議会が協働で「くらしの安心ダイヤル事業」（希望申請方式による日常時から災害時までを視野に入れた安否確認システム）を実施している。

また、平成22年3月には、災害時の要援護者に対する情報伝達・安否確認及び避難誘導等を円滑に実施できるよう、「災害時要援護者支援マニュアル」を作成し、本事業を災害時要援護者登録制度として充実させた。

さらに、「くらしの安心ダイヤル」に登録している一人暮らし高齢者や障がい者等に対し、緊急連絡先やかかりつけ医、持病、常用している薬等の情報を記載する救急カード及びそのカードや保険証のコピー等を入れるケースがセットになった「救急キット」を配布している。

くらしの安心ダイヤル事業

<http://www015.upp.so-net.ne.jp/h-syakyu/>

## (1) 福祉ごみ処理プロジェクト

### ◆事例の概要◆

集合住宅で生活する70代単身の虚弱高齢者。家は居住空間がなくなるほどごみであふれている。介護保険の申請はしたものの、ごみのために訪問を拒否していることからサービス利用ができない。関係機関と地域の連携でごみの搬出ができたことにより、介護保険制度の利用へとつながり、地域での人間関係の回復と、ごみ処理プロジェクト会議の立ち上げへと展開した事例。

### ◆地域概要◆

市街地で、市役所や商店街も近い公営住宅。一人暮らし高齢者が多い。

<CSWの配置状況>

- ・統一型（社協に配置）
- ・CSWが地域福祉計画に位置づけられている

### ◆既存制度・システムの限界点◆

ごみの放置は本人の収集癖や個人的な問題としてとらえられ、これまで一機関ではなかなか対応できず、手つかずとなりがちだった。

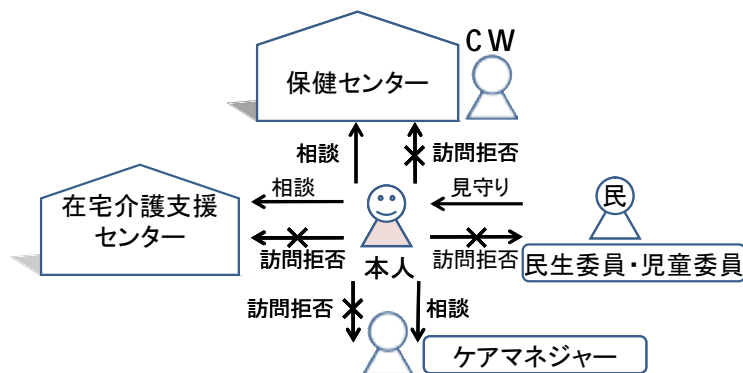
### ◆事例のポイント◆

このケースを通じ、本人の生活実態に寄り添う中で、高齢者や障がい者のごみ処理が困難な人々に共通する地域課題としてとらえ、公民協働で支えていくルールづくりへと展開した事例

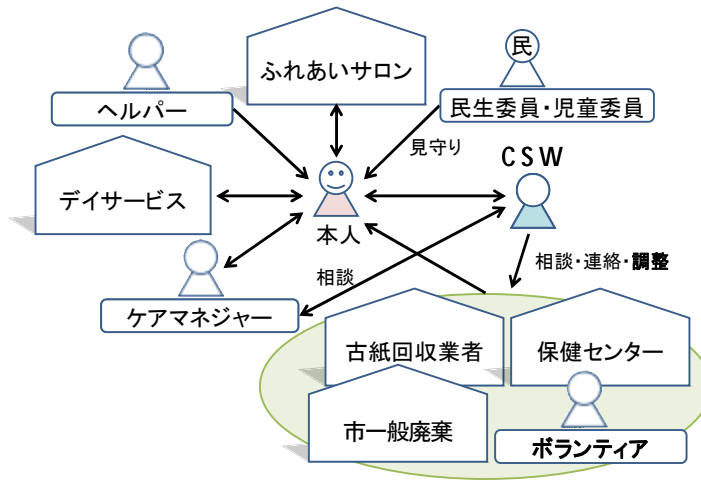
- ①本人の訪問拒否により各機関が関わりきれなかった問題を、CSWが関わることにより本人の抱える課題が明らかになった
- ②ごみの放置問題を地域課題として位置づけ、公民協働で支えていった
- ③ごみ処理プロジェクトを立ち上げ、類似した事例に対する地域での支援ルールづくりに結びついた

### ◆当事者・CSW・関係機関等の関係図（エコマップ）◆

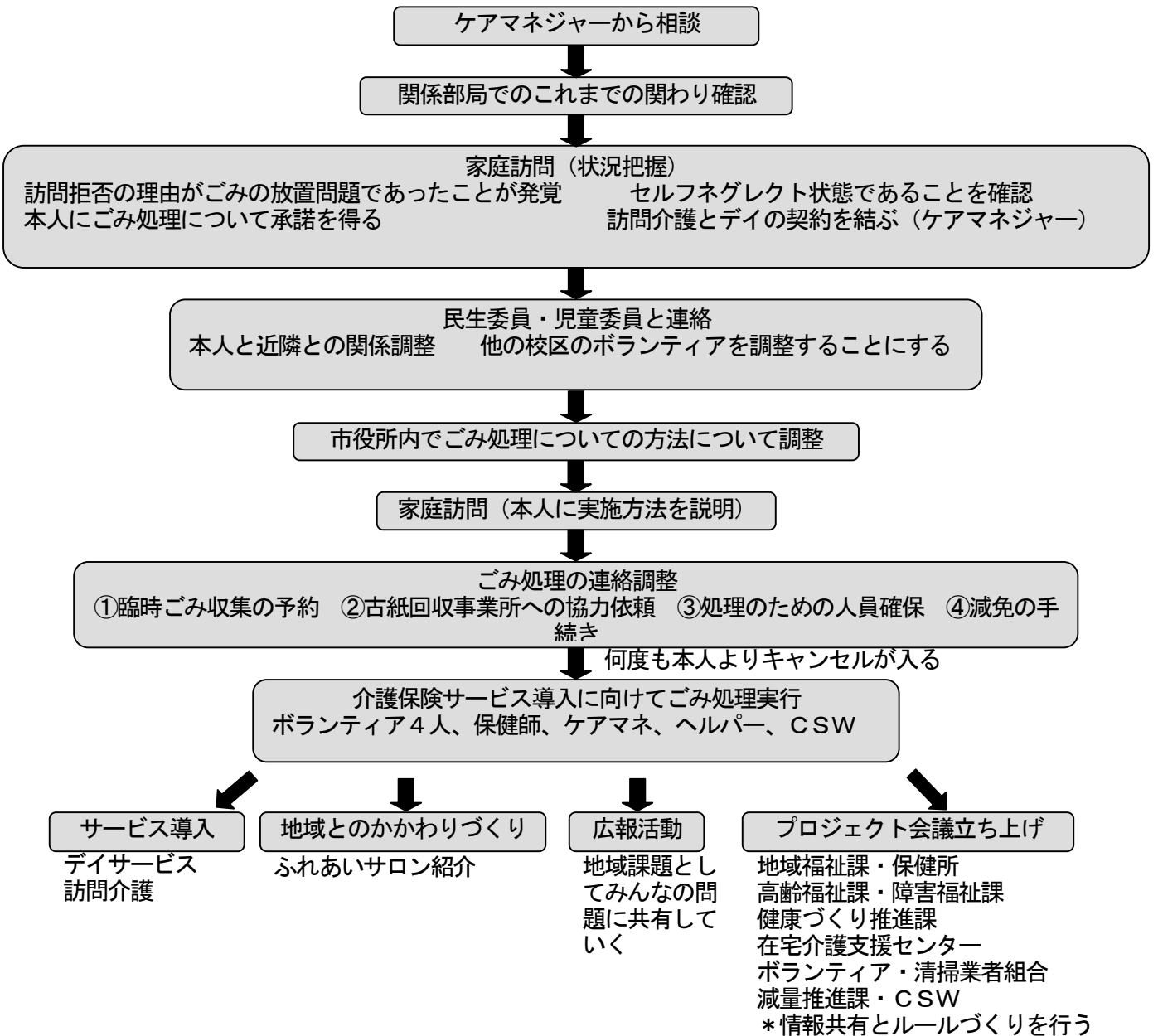
<CSWが関わる前>



<CSWが関わった後>



◆CSWによる支援プロセス◆



◆事例の経過◆

日付	経過	CSWのかかわり
H18年X月	ケアマネジャーから連絡 介護保険の申請をしているが、家庭訪問を拒否するため、サービス利用に結びつかない。すでに、包括支援センターや保健センターにも相談したが、本人がこれまでも訪問を拒否しているため協力が得られない。	以前より把握していた人であり、市の保険担当課や包括支援センターなど連絡をとるとアプローチできなかったことがわかる。
H18年X月 【2週間後】	ケアマネジャーと家庭訪問 3回にわたり、訪問日になると本人より訪問拒否の連絡が入ったため、ケアマネジャーと予約をせずに家庭訪問を行ったところ、家に上げてくれたが、玄関までごみであふれ、その上での面談となった。「恥ずかしい。こんなところ誰にも見せられないから人との交流はなくなるし、どないしたらいいかわからなかった。どんどんごみはたまるし」の言葉に「大丈夫。元のお部屋に戻すため、お手伝いします」と話すと本人に笑顔が広がった。	ケアマネジャーが介護保険サービスの利用について説明し、CSWはごみの処理について本人の意向を確認する。風呂場もごみで埋め尽くされており入浴も困難になっている。
H18年X月 【3週間後】	関係機関に調整 地域福祉課とともに一般廃棄物担当課に相談。ごみの搬出費用についての減免制度と、大量ごみの処理にかかる市職員の動き方について確認。 *市に大量ごみ処理の予約を取る必要がある（日程は空き状況で決まるためこちらの希望は聞いてもらえない） *ごみ一袋ごとに有料となる *室内に市の廃棄物担当課の職員は入室できない 減免制度はあるが、どこかの課がその申請を出す必要がある。	ごみ処理のルールおよび費用について確認。本人が、せっかくなごみ処理を承諾した気持ちを後退させる可能性もあるため、何とかならないかと行政内を調整。
H18年X月 【3週間後】	民生委員・児童委員に連絡 本人が元気な頃は、自治会の役員をやっていたこともある等の情報は把握していたが、最近の家の中の生活実態までは把握していなかった。そのため、今後の本人との関係を考えてごみ処理には、校区内のボランティアはやめてボランティアセンターより他校区のボランティアを調整することにした。	地域と本人の関係を把握し、支援できる人を模索する。
H18年X月 【1か月後】	家庭訪問（ごみ処理の方法を伝える） 電話が止められているため、本人となかなか連絡が取れないので何回か訪問してやっと会う。生活状況は苦しくごみ処理費用を支払うということには難色を示された。	本人の経済的な実態把握とごみ処理についての方法を説明した。
H18年X月 【1か月後】	ごみ処理の連絡調整 ①大量ごみ処理の予約 ②古紙回収業者への協力依頼 ③処理のための人員確保：ボランティア4人、保健師、ケアマネジャー、ヘルパー、CSW ④減免手続き（市内部で調整）	ボランティアに状況説明、本人の辛かった思いを伝える。
H18年X月 【1か月後】	ごみ処理実施 2トトラック分のごみと軽トラックいっぱい古紙撤収 量が見え、本人はうれしそうに「これでまた、友だちを呼ぶことができる。ありがとう」と笑顔を見せた。	本人の意向を聞きながら丁寧にごみ処理を進める。介護保険サービスの利用について約束をする。
H18年X月 【1か月後】	介護保険のサービス利用開始 訪問介護（掃除）とデイサービス利用（入浴）	
H18年X月 【1か月後】	地域福祉課と市の廃棄物担当課と話し合い ルールづくりについて協議	今回の対応について、問題点を整理。
H18年X月 【2か月後】	本人が来会 CSWに感謝の言葉を言って帰られる。	ボランティアに連絡 感謝の意向を伝える。

H18年X月 【2か月後】	本人が来会 「人ともっと交流したい」と相談があったため、ふれあいサロンを紹介し、一緒に行く約束をする。	地域との交流を再開するきっかけにできれば、と同行して案内。
H18年X月 【3か月後】	ごみの放置問題を市民向けに啓発 ごみを捨てることができずに困っている高齢者や障がい者がSOSを出しやすい環境をつくるよう市民啓発を行うとともに、世間の偏見を取り除く取り組みを行う。	
H18年X月 【6か月後】	ごみ処理プロジェクト会議立ち上げ <構成メンバー>地域福祉課、高齢福祉課、障害福祉課、保健所、保健センター、在宅介護支援センター、ボランティア、清掃業者組合、減量推進課、健康づくり推進課、CSW ①今年度CSWが関わった大量ごみ処理事例の報告 ②これまでの各機関の取り組み状況 ルールづくりについての意見交換	これまで多くの機関が個々に対応していた問題を市の共通課題として提案し、関係機関の連携によるスムーズな対応についてのルールづくりを目指す。

### ◆CSW活動のポイント◆

#### ①本人の訪問拒否により各機関が関わりきれなかった問題を、CSWが関わることにより、課題が明らかになった点

本人は何度もSOSを出していたが、訪問を拒否するという点で、どの機関もアプローチできなかった。しかし、ケアマネジャーによるニーズの発見とCSWの強い支援の気持ちで本人に寄り添うことにより、本人の心を開くことができたため、ごみの放置問題が明らかになった。

#### ②ごみが放置された家のリセットに伴い介護保険サービスの利用と人間関係が回復した点

CSWは、本人がごみの放置の問題を誰にも言えず、社会生活から孤立していった点に着目し、ごみの搬出により新たなサービスの導入と地域活動への参加に導いていった。

#### ③今回の事例では、本人の地域での生活の継続を考え、支援者は身近な人ではなく、ボランティアセンターを通じ他校区のボランティアに関わってもらった点

CSWは、本人のこれまでの生活歴や今後の生活を考え、本来であれば、身近な小地域ネットワーク活動を行っている人々に支援を求めればよいが、「ごみが放置された家のリセット」に取り組むため、あえて本人の住む地区で小地域ネットワーク活動を行っている人々に支援者を求めず、他地区からの支援者を求めることで、その後の本人の生活を自然に継続できるよう配慮した。

また、本人の感謝の念をボランティアへ丁寧に伝えることにより、活動の意義を共有したことは、今後のボランティア自身のモチベーションを高めていくことにつながる。

#### ④ごみの放置の問題を地域課題と位置づけ、公民協働で支えていった点

様々な課題により、1つの機関のみでは解決できなかった問題を、各機関が連携することにより、ボランティアや民間事業所などとも連携し、公民で支援体制を関係機関のネットワークでつくり上げていった。さらに、行政内部でも課題を検討するよう働きかけた。

#### ⑤ごみ処理プロジェクトを立ち上げ、地域での支援ルールづくりに結びつけた点

CSWは、この事例を個人の課題としてとらえるのではなく、地域課題としてとらえ、市のプロジェクト会議に持ち上げ、ルールづくりへと展開していく開発的な姿勢で進めていった。

## (2) 徘徊SOSメールシステム

### ◆事例の概要◆

若年性アルツハイマーの介護では、介護者が20代30代の子育て中の場合が多い。このケースは、母（認知症）、夫、本人、子ども（2歳半）の4人暮らし。ある日、母が子どもを連れて徘徊するという事案が発生。家族支援のあり方や徘徊する認知症の方たちへの支援方策についてシステム開発した事例。

### ◆地域概要◆

旧村を中心として比較的古い家の多い地域とマンションが混在する地域。新旧の住民同士のつながりは少なく、若い世代の居住期間は比較的短い。

<CSW配置状況> ・統一型（社協に配置）  
・CSWが地域福祉計画に位置づけられている

### ◆既存制度・システムの限界点◆

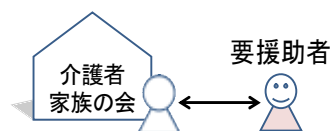
若年性アルツハイマーの方に向けたサービスが少ない。（高齢者向けのサービスにはなじみにくい。）また、介護と育児の両面を抱える若い介護者への精神的な支援が困難である。徘徊する高齢者を検索するシステムがない。

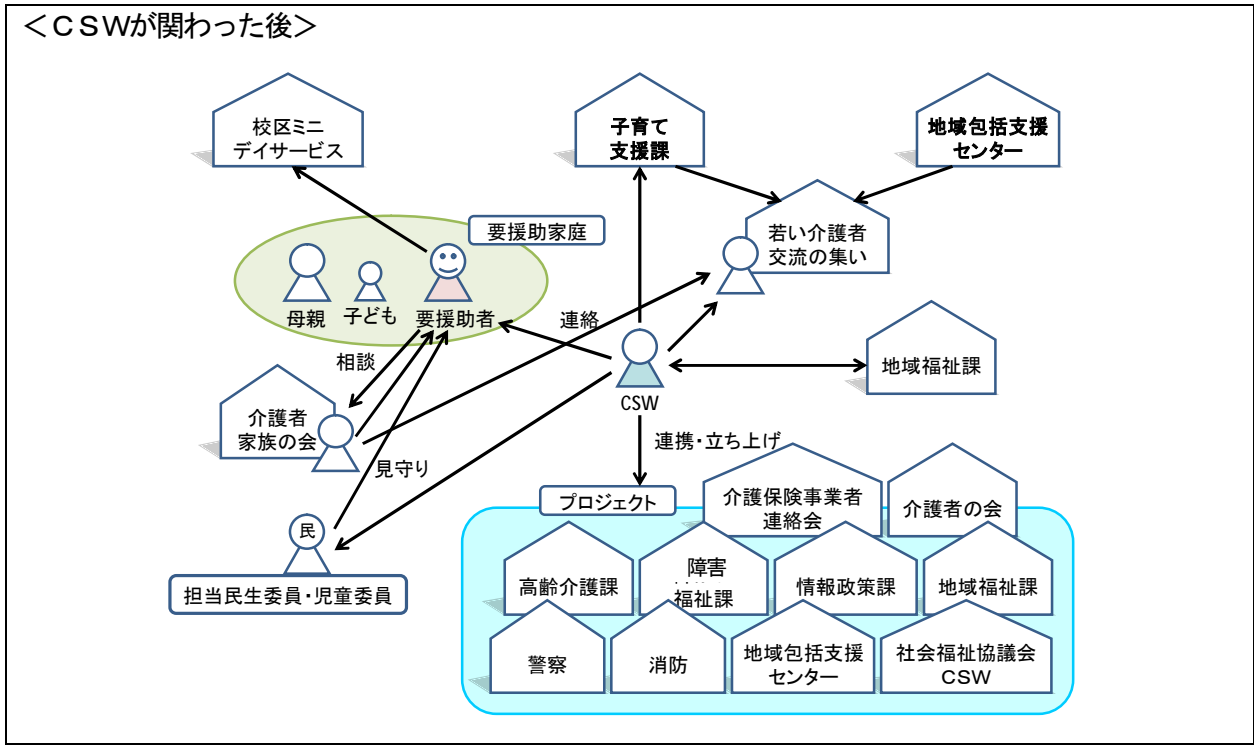
### ◆事例のポイント◆

若年性アルツハイマーの親を介護している若い介護者の状況を知り、若い介護者への支援としてセルフヘルプグループづくりと、徘徊SOSメールシステムの開発に発展した事例

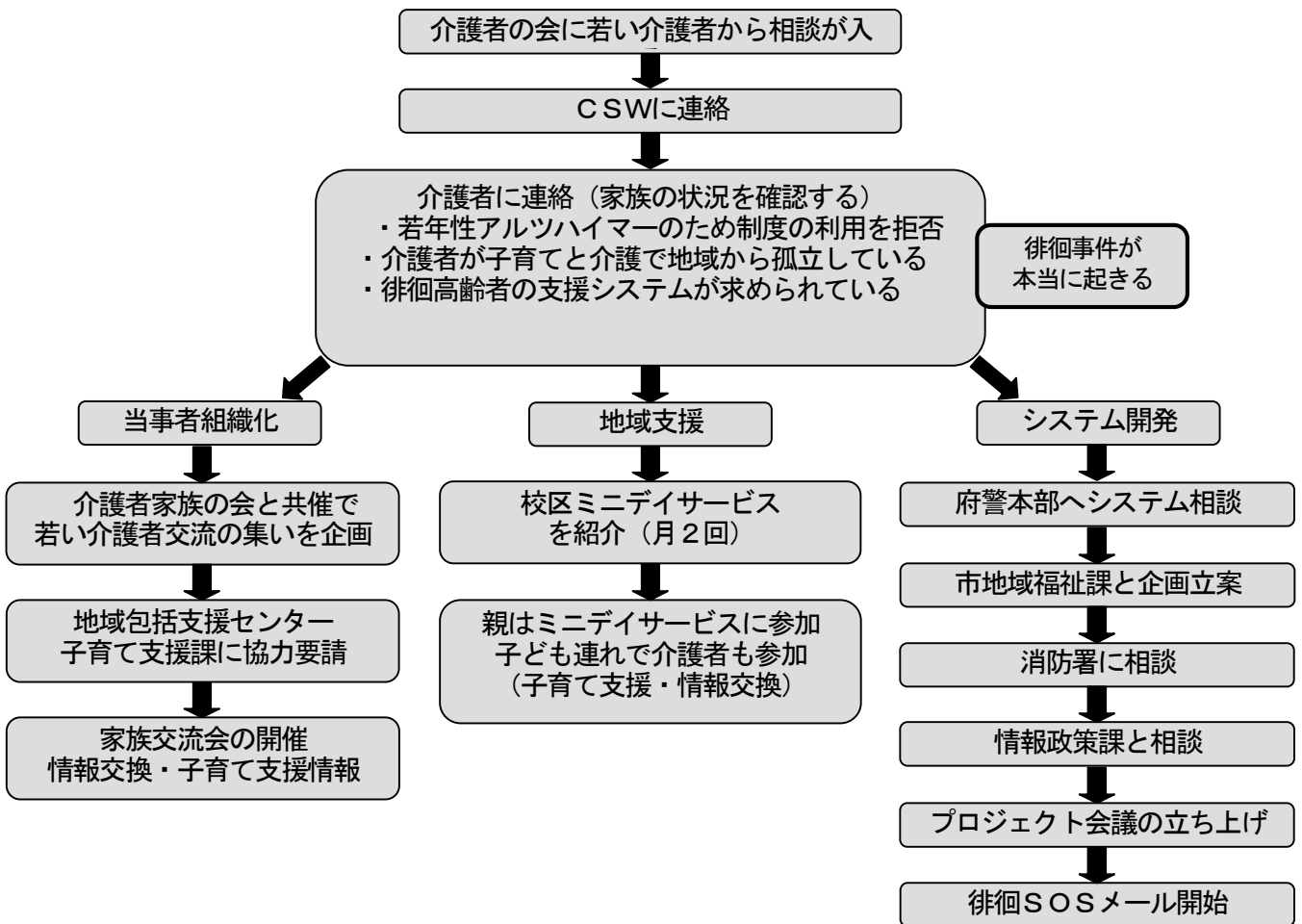
### ◆当事者・CSW・関係機関等の関係図（エコマップ）◆

<CSWが関わる前>





◆CSWによる支援プロセス◆





◆事例の経過◆

日付	経過	C SWのかかわり
H18年X月	介護者の会の役員よりC SWに連絡 若年性アルツハイマーの母の対応に困っている若い介護者が認知症家族交流会に参加した。	介護者の会にもC SWの存在をPRしていたため、迅速な相談が入る。
H18年X月 【数日後】	改めて本人と母親の状況を把握する ・子育てしながらの介護による孤立感 ・徘徊時の支援システムの必要性 ・若年性アルツハイマーのため高齢のサービスとなじみにくい	母親の状況について確認。
H18年X月 【数日後】	介護者家族の会の役員会で相談 若い介護者交流会を実施することを決める。 地域包括支援センター、健康づくり推進課、高齢介護課などへ助言者として参画いただくよう依頼。	関係課へのPRとバックアップ機関に協力依頼を行う。
H18年X月 【2か月後】	若い介護者交流の集いを開催（案内する） 10組の申し込み。子育てしながらの介護を行う大変さや、緊急時に子どもを預かってもらえる方法などについて意見が出る。 子育て支援パンフレットを配布してC SWが説明、若い介護者独自の悩みが浮き彫りとなる。 「親には、まだまだ子育て支援を協力してほしい。」「自分たちの頼るところがない…」と若い介護者の声。	集いの運営。
H18年X月 【3か月後】	校区ミニデイサービスを紹介 月2回校区福祉委員会が開催しているミニデイサービスを案内。母と本人、子で参加することにより、母親も介護保険の高齢者向けサービスとは違って、違和感なく安心して参加できる。 本人は、短時間でも子どもをボランティアに託すことにより、「ほっとする時間が確保できた」と笑顔がみられた。	孤立感を防ぐための校区の事業と結びつける 当該校区でミニデイサービスを実施していなかったため、他校区に参加させてもらう。
H18年X月 【3か月5日後】	市と徘徊メールについて打ち合わせ（打診）	具体的なデータや警察などの意向を確認することの必要性を感じる。
H18年X月 【6か月後】	大阪府警本部に相談 年間3,000件を超える捜索願が出されていることや、死亡、行方不明といったケースがあることについて、データをもとに教えていただく。システム構築について理解をいただくとともに、市内の警察にも協力を依頼する。	事前に連絡を取り訪問する。
H18年X月 【6か月後】	庁内調整 C SWが徘徊者を発見するシステムを構築する企画案を地域福祉課に提案し、関係部局に趣旨説明とプロジェクト会議への参画を依頼する。 地域福祉課、高齢介護課、障害福祉課、警察、消防署、介護保険事業所連絡会、介護者家族の会、情報政策課 *システムについては事前に打ち合わせ。	各部局に出向き必要性を説明。
H18年X月 【7か月後】	第1回プロジェクト会議 市内の徘徊高齢者支援方法についての情報交換。 介護者の会より徘徊時における介護者の不安な思いを説明。 メールを使用した徘徊者を検索するシステムについて情報政策課より提案。	会議の主催。
H18年X月 【8か月後】	本人より介護者の会の役員に連絡→C SWに連絡 母が、孫を連れていなくなってしまった。（徘徊） 今後このようなことがあったら困るので、身近に相談できる人を探してほしい。	近隣の役員に電話。 近隣を探してもらい10分後に見つかる。 *システム構築の必要性を

		強く感じる。
H18年X月 【8か月後】	本人に地元の民生委員・児童委員を紹介する	
H18年X月 【8か月後】	各課の取り組みと役割の調整 市の運営要綱作成（社会福祉協議会、地域福祉課） システム開発（情報政策課） チラシ作成（社会福祉協議会）	
H18年X月 【9か月後】	第2回プロジェクト会議 内容確認、3月からシステムを試験運用することを確認	会議の主催
H18年X月 【9か月後】	各部局で啓発 介護保険事業者連絡会、介護者家族の会、民生委員・児童委員協議会、地区福祉委員会など 社会福祉協議会の広報誌にて紹介。 *協力者を募る	チラシを各部局で配布いただき、説明に回る。
H18年X月 【10か月後】	システム試験運用開始	

### ◆CSW活動のポイント◆

#### ①地区福祉委員会のミニデイサービスへつないだ点

母の年齢が若いため、介護保険サービスの利用に消極的であった。また、地域から孤立していたため、校区のミニデイサービスを紹介し、母を地域のボランティアにみてもらい、本人も参加し、子育て支援や介護情報などの情報交換を行った（孤立感の解消）。その後、民生委員・児童委員などにもつないだ。

#### ②CSWが若い介護者交流の場を設定し、セルフヘルプグループづくりを行った点

同じような立場の人たちの交流会を企画し、情報交換や課題の共有化を図った。さらに、介護者支援の会議に子育て支援課にも関わってもらい、親の介護による緊急時の子どもの一時預かりなど、若い介護者の抱える課題を共有した。

#### ③CSWが関係機関に働きかけ、徘徊高齢者の問題を地域課題としてとらえ「徘徊SOSメール」のシステムを開発した点

本事例をきっかけに、かねてより介護者の会などでも課題となっていたこの問題を、地域課題として取り上げた。また、高齢者だけでなく、障がい者にも共通する課題であると考え、警察、消防、介護保険事業者連絡会、市高齢介護課、障害福祉課、情報政策課、地域包括支援センター、老人介護者家族の会、社会福祉協議会CSWで携帯電話による一斉メール配信システムの開発を行った。認知症高齢者への理解促進と啓発にも役立っている。

### (3) 悪質リフォーム対策会議

#### ◆事例の概要◆

80代の一人暮らしの男性。半年前から、リフォーム業者が次々出入りしており、要支援者がリフォーム業者に連れ出されたという情報が校区の福祉なんでも相談窓口にはいり、その後、CSWに相談。事態は、家を売却するところまで被害が拡大していた。要援助者は、近隣とのつきあいを拒否しており、緊急連絡先の把握もされていない。消費者センターや警察は、要援助者が相談に行かないと対応が困難。要援助者の安全を見守りながら身内を捜し、施設入所へとつないだ事例。また、悪質リフォーム対策会議や一人暮らし高齢者アンケート調査にもつながった事例。

#### ◆地域概要◆

市街地地域で閑静な住宅街。一人暮らし老人の会、見守り配食、福祉相談窓口の開設など地域活動が活発な地域。

<CSW配置状況> ・統一型（社協に配置）  
・CSWが地域福祉計画に位置づけられている

#### ◆既存制度・システムの限界点◆

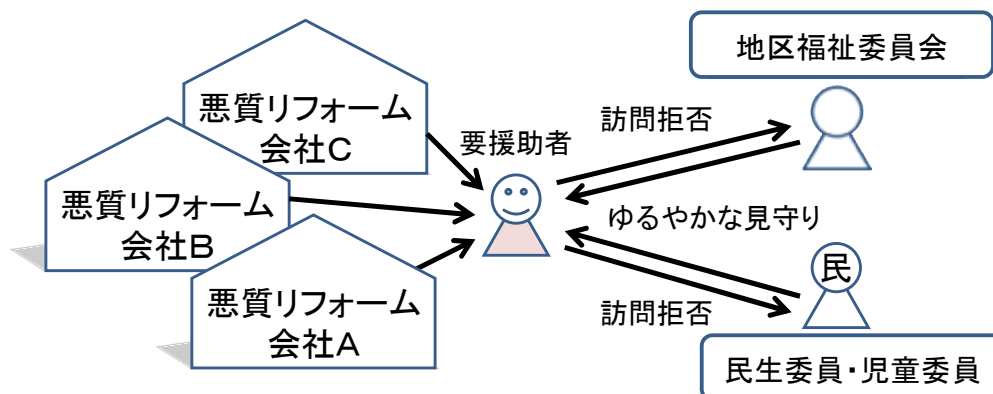
消費生活センターや警察については、本人が相談に行かなければ対応が困難である。また、一人暮らし高齢者の登録制度が周知されておらず、緊急連絡先が把握されていないことから、被害の拡大につながった。

#### ◆事例のポイント◆

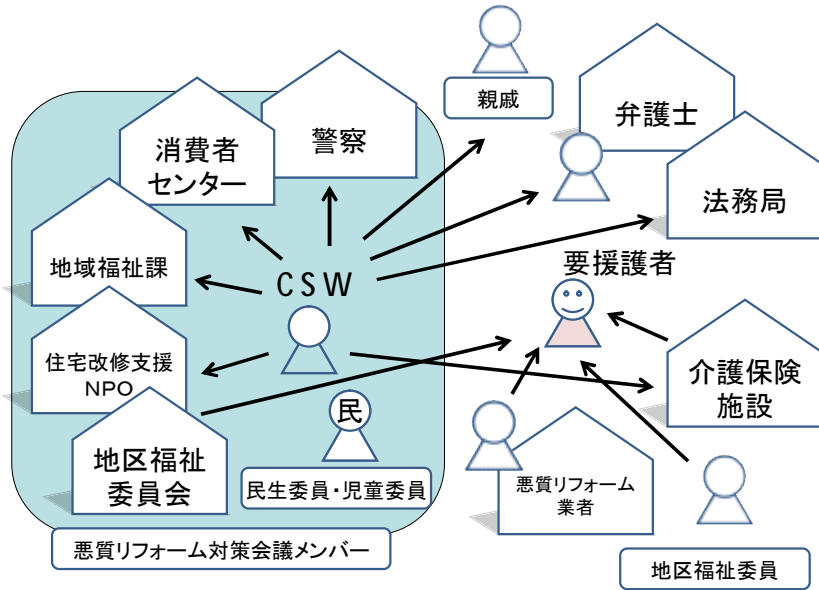
判断能力が低下した一人暮らしの高齢者が増加。悪質商法に直面した高齢者への危機介入から、地域課題として再発防止に向けた取り組んだ事例

#### ◆当事者・CSW・関係機関等の関係図（エコマップ）◆

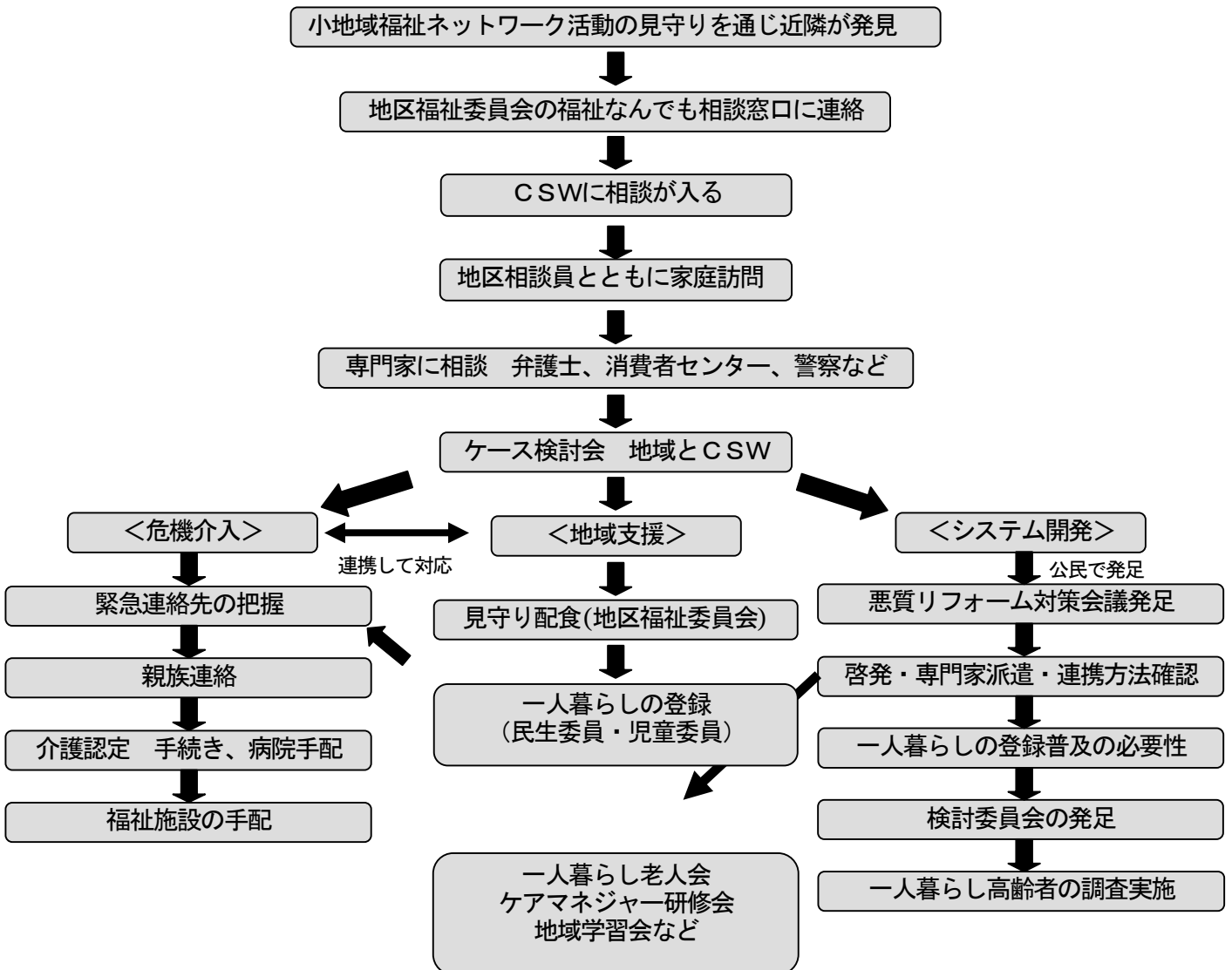
<CSWが関わる前>



<CSWが関わった後>



◆CSWによる支援プロセス◆



◆事例の経過◆

日付	経過	C SWのかかわり
H18年X月	近隣住民から地区福祉委員会へ連絡(小地域福祉ネットワーク) 「要援助者が業者に連れ出された」との連絡がC SWに入る。 夕方、要援助者を確認し、家庭訪問(閑静な戸建て住宅) 要援助者は業者を信じていて、被害についてもあきらめている。	緊急対応のため、即訪問するも、夕刻であり時間外のため、どの機関も対応困難。
H18年X月 【翌日】	<消費者センターへ相談> *要援助者の相談でないと対応困難 <顧問弁護士に相談> *登記簿の確認と警察に報告するように、と助言を受ける <警察に相談> *要援助者または身内からの被害届が必要 *記録をとること、証拠が必要 <民生委員・児童委員へ連絡> *緊急連絡先を把握してもらうよう依頼するが、引っ越しするので不要と回答される 関わりの継続を考えて地区福祉委員会の配食を依頼	①困難事例であるため、顧問弁護士に助言を求める。 ②被害を最小にとどめるために、配食サービスで見守る。
H18年X月 【2日後】	要援助より、関わりの拒否について連絡あり 業者に、引っ越しするから関わらないように言われているとのこと	要援助者との信頼関係づくりを進める。 被害状況の把握。 親戚に伝えるよう要援助者と話す。
H18年X月 【3日後】	配食の案内を地区福祉委員会のボランティアと届ける 被害状況の把握と被害届を出すこと。身内を確認するが、教えてもらえず。	身内を捜す。
H18年X月 【1か月後】	ケース検討会 地区福祉委員会、民生委員・児童委員、配食ボランティア、C SWで各機関の相談結果を共有。見守りを通じ緊急連絡先の把握に努めること。何か異変があったら連絡を取り合うこととする。	情報共有と課題整理。
H18年X月 【1か月後】	要援助者より電話 業者に新しい家を紹介してもらって引っ越すため、もう配食は必要ないとの断りの電話。	要援助者に確認すると、業者に、そういつて断るよういわれている様子がわかる。 *新しい住所を確認する。
H18年X月 【1か月半後】	近隣から、突然夜中に引っ越しをしたと地区福祉委員会に連絡。 その後、すぐにC SWに連絡が入る	警察に相談。 事件性もあるので対応を検討の返事。 法務局に相談。 家は本日付で権利が譲渡されているとのこと。
H18年X月 【1か月半後】	ケース検討会 地区福祉委員会、民生委員・児童委員、配食ボランティア、C SWで対策を考える。	家庭訪問を行うこと。引っ越し先の民生委員・児童委員や地区福祉委員会にも、それとなく様子を見てもらう。
H18年X月 【1か月1日後】	新住所に地区福祉委員と配食ボランティア、C SWが家庭訪問 文化住宅のトイレが、和式で使いづらい。 家を売ったときのお金を業者に預けた。	要援助者に、引越し先でも支援できることを伝える。

	<p>買い物の場所がわからなくて、行けない。 業者が住宅の保証人になっていることがわかる。 *何日分ものコンビニのおにぎりを机に並べている。</p>	<p>担当民生委員・児童委員に事情を説明し、一人暮らしの登録をするよう促してもらう。</p>
<p>H18年X月 【2か月後】</p>	<p>民生委員・児童委員より連絡 親戚の連絡先がわかったと報告。 家庭訪問（安否確認）</p>	<p>親戚に連絡を取り事情を説明する。 簡易洋式トイレを運搬。</p>
<p>H18年X月 【2か月1日後】</p>	<p>親戚と家庭訪問 通帳関係や荷物を確認してもらう（年金のみ残っていることが判明） 警察に相談に行く（CSW同行） 業者を呼び出し、話し合うこととなる。 要援助者は親戚宅へ連れて帰る。</p>	<p>介護認定の手続きを進める。 生活の場の確保。</p>
<p>H18年X月 【2か月2日後】</p>	<p>業者との話し合い お金は知らないといひ続けられ、開き直られる。 *話し合い後、要援助者の生活を考えて、介護保険施設の空き状況を確認し、入所を決め、手続きをする。 *3日後入所。</p>	<p>地区福祉委員会等、今まで関わりのあった人に同席してもらう。警察にも連絡。</p>
<p>H18年X月 【3か月後】</p>	<p>一人暮らし老人の会に啓発</p>	<p>地域への啓発</p>
<p>H18年X月 【5か月後】</p>	<p>悪質リフォーム対策会議を発足 CSWの呼びかけにより、警察、地域福祉課、消費者センター、高齢介護課、住宅改修NPO、民生委員・児童委員、地区福祉委員会で結成 ①判断能力が乏しくなった人の緊急連絡先の把握 ②悪質リフォームかどうかを判断するための専門職の派遣 ③周りが早期発見できるように啓発する ④発見から支援までの流れの確認</p>	<p>今回の事例から共有できる課題を整理し、啓発していく体制づくり。</p>
<p>H18年X月 【11か月後】</p>	<p>悪質商法対策会議に再編 事務局は消費者センターに</p>	
<p>H18年X月 【1年4か月後】</p>	<p>一人暮らし高齢者の実態調査実施に向けての検討会 CSWの呼びかけにより、地域包括支援センター、一人暮らし老人会、市の高齢介護課、情報政策室、地域福祉課、危機管理室民生委員・児童委員、地区福祉委員会、で検討会を実施。 3月調査実施。</p>	<p>①75歳以上一人暮らし高齢者の未登録の人へのアプローチを考え、民生委員・児童委員の協力を得ながら全市的な調査を実施、②制度案内パンフレットの作成。</p>

## ◆CSW活動のポイント◆

### ①地域福祉ネットワーク活動が機能し、近隣から被害が発見された点

地区福祉委員会が行ってきた見守り活動により、問題の早期発見、早期対応へと結びついた。

### ②要援助者が、だまされているという自覚がないと、どの機関も対応が困難である。しかし、CSWが危機介入することにより、親族や福祉サービスなどへつないだ点

悪質商法の場合、要援助者にだまされているという自覚がない場合が多く、要援助者からの相談や被害届けがないと支援に結びつかない。CSWの危機介入により、制度の狭間を地域のネットワーク（地区福祉委員会や民生委員・児童委員協議会）の協力と関係機関によりバックアップで支えることができた。

### ③悪質リフォーム対策会議を立ち上げ、地域課題として問題提起した点

CSWの呼びかけにより、警察、地域福祉課、消費者センター、高齢介護課、住宅改修NPO、民生委員・児童委員、地区福祉委員会で結成。

- (1) 判断能力が乏しくなった人の緊急連絡先を把握
- (2) 悪質リフォームを判断するための専門職を派遣
- (3) 要援助者の近隣住民やケアマネジャーが、早期発見できるよう啓発
- (4) 発見から支援までの連携方法を確認

などを柱に協議し、具体的な活動を行った点。

### ④これまで未登録であったひとり暮らし高齢者の調査について関係者と企画、実施に結びつけた点

このケースをきっかけに、地域で把握されていない一人暮らし高齢者の実態について、把握していくことの必要性を確認。個人情報の問題で、消極的になりがちだった一人暮らし高齢者の調査について、関係者と検討委員会を立ち上げ、実施に結びつけた点。



**事例 11 地域福祉計画等の策定への関与や市町村の地域福祉推進の取組みに参画している事例**

**地域福祉計画の策定委員会へのCSWの参画（泉大津市、大阪狭山市、四条畷市、阪南市等）**

泉大津市、大阪狭山市、四条畷市、阪南市などでは、CSWが地域福祉計画の策定委員会の委員に就任し、計画の策定・見直しその他市町村の地域福祉推進の取組みに参画している。

※ 平成16年度～21年度までの間で、17名のCSWが地域福祉計画の策定委員会の委員に就任。

**地域福祉計画の策定・推進委員会へのCSWの参画（吹田市）**

吹田市では、CSWが地域福祉計画策定・推進委員会作業部会にオブザーバーとして参加し、計画の策定・見直しその他市町村の地域福祉推進の取組みに参画している。

## 事例 12 福祉のまちづくりのコーディネートを行っている事例

### 安心生活創造事業（豊中市）

豊中市では、ひとり暮らし高齢者等が地域で安心して暮らせるよう、平成21年度から国のモデル事業として「安心生活創造事業」を実施している。

#### 【安心生活創造事業の概要】

#### (1) 安心協力員派遣事業

ひとり暮らしで日常生活に不安のある高齢者等の自宅に「安心協力員」が定期的に訪問し、安否確認を行い、緊急時の支援や買い物・宅配等、ひとり暮らし高齢者への応援事業者などを紹介する。

※ 対象者への基本サービス（登録料：年間2,000円）

- ・ 月1回の定期訪問による安否確認（1回800円）（地域福祉活動や買い物・宅配等、ひとり暮らし高齢者への応援事業者等の紹介を含む）

#### (2) ひとり暮らし応援事業の事業者等の連携による見守り支援

新聞配達や宅配事業、郵便配達、電気小売業店などのひとり暮らし高齢者を支える事業所との連携やネットワークを形成し、まちぐるみで見守る体制を構築する。

- ・ 仕事を通じての見守りと緊急ケースの連絡
- ・ 徘徊 SOS メールへの協力
- ・ 高齢者見守りステーションのステッカーの設置
- ・ ひとり暮らし高齢者などを支援する募金箱の設置
- ・ ひとり暮らし応援事業者のリスト化と紹介

## 事例 13 その他CSWが創意工夫を凝らして行っている取組みの事例

### 24時間緊急時電話対応（柏原市）

柏原市社会福祉協議会では、平成 22 年 7 月から「福祉あんしん相談員（CSW）」の相談窓口の受付時間を拡大し、夜間・休日を含め 24 時間いつでも電話対応できるようにした。休日や夜間に相談したくてもできなかった相談者からの要望を受けて実施するもので、府内の社協では初の試み。

休日や夜間に社協にかかってきた電話はCSWの携帯電話に転送され、緊急時の相談に対応できる仕組み。同協議会では、夜間に急に精神的に不安になった精神障がい者の相談内容や、一人暮らしの高齢者の体調不良などを利用対象としており、「休日・夜間セーフティネット」として役割を果たせればと考えている。

### 「悪徳商法及び振り込め詐欺防止事業（だまさレンジャー）」（柏原市）

柏原市社会福祉協議会では、昨今、「振り込め詐欺」や「リフォーム詐欺」等の悪徳商法業者の犯罪が全国的に増加していることから、CSWが柏原警察署やNPO 法人関西消費者連合会柏原支部と連携し、「悪徳商法及び振り込め詐欺防止事業『だまさレンジャー』」を柏原市内にて展開している。

#### 【事業の概要】

- 防犯についての研修会の開催
- 各地域で実施されているサロン等への出前講座
- 防犯ステッカーの配布
- 劇団型の寸劇の開催

## 大阪府地域福祉支援計画推進委員会セーフティネット部会設置要綱

### (設置目的)

第1条 大阪府地域福祉支援計画を円滑に推進するとともに、市町村が実施するコミュニティソーシャルワーカー等地域福祉のコーディネーターの配置事業その他の地域福祉のセーフティネット構築に向けた取組みを促進し、もって府内の地域福祉の水準を高めることを目的として、大阪府地域福祉支援計画推進委員会（以下、「推進委員会」という。）にセーフティネット部会（以下「部会」という。）を設置する。

### (構成)

第2条 部会は、次の各号に掲げる事項について調査審議し、これを委員会において報告する。

- 一 地域福祉のセーフティネット機能の評価・検証に関すること
- 二 地域福祉のコーディネーターの活動事例の評価・分析に関すること
- 三 その他必要と認める事項に関すること

2 部会は別に掲げる部会員で構成する。

### (会議)

第3条 部会の会議は、推進委員会の委員長が指名する部会長が招集し、部会長がその議長となる。

2 部会長に事故があるときは、部会長があらかじめ指名する部会員がその職務を代理する。

3 部会の議事は、出席部会員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 緊急に決定する必要がある事項について部会を招集することができないとき、又はその審議事項の内容により支障がないときは、部会長の判断により書面又は電子メールによる会議を開催することができる。

### (庶務)

第4条 部会の庶務は、福祉部地域福祉推進室地域福祉課において行う。

### (雑則)

第5条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

### 附 則

この要綱は、平成21年12月10日から施行する。

大阪府地域福祉支援計画推進委員会セーフティネット部会委員名簿

(50 音順・敬称略)

氏名	役職
青木 美知子	(社福) 大阪府社会福祉協議会 事務局長
○ 勝部 麗子	(社福) 豊中市社会福祉協議会 地域福祉課長
関川 芳孝	大阪府立大学人間社会学部教授
谷元 達夫	(財) 大阪府人権協会 常務理事兼事務局長
田村 満子	(有) たむらソーシャルネット 代表
◎ 藤井 博志	神戸学院大学総合リハビリテーション学部准教授
牧里 每治	関西学院大学人間福祉学部教授

◎は部会長、○は部会長職務代理者

# 大阪府社会起業家ファンドフォーラム

## 新しい公共を担う地域社会起業家集まれ!

「社会起業家」とは、地域の様々な福祉課題に対して、ビジネス的な手法を取り入れて、「事業」としての持続的な活動を興す人たちです。地域のさまざまな福祉課題を解決していくには、地域の「つながり」を再構築し、「地域住民自らが立ち上がり、地域の福祉課題を解決していく」『地域福祉力』を高めていくことが非常に重要です。そのキーパーソンとして、コミュニティ・ビジネスを行う「社会起業家」の活動が注目されています。このたび、「社会起業家」の活動を振興するため、大阪府社会起業家ファンドフォーラムを開催します。

### オープニング(午後1時～午後1時40分)

分科会開催のプレゼンテーションを実施します

### 分科会 (午後1時50分～午後4時20分)

#### 第1分科会(子育て支援)

包括的子育て支援(実践編)

～人と社会の自立と幸せを目指して～

#### 第2分科会(高齢者支援)

持続可能な高齢者サービスは?

ワールドカフェで考えた。

#### 第3分科会(障がい者支援)

障がい者が働くことを応援する人集まれ!

### 全体会(午後4時30分～午後5時30分)

各分科会からの報告とまとめを行います

### 社会起業家見本市(正午～午後6時)

社会起業家が展示ブースで活動紹介をいたします

### 情報交換会(午後6時～午後7時)

社会起業家を志す方、関心のある方、サポートする方々の交流会を実施します(参加費 500 円別途要)

#### 【主催】

#### 大阪府社会起業家ファンドフォーラム実行委員会

構成団体

大阪府 / (社福) 大阪府社会福祉協議会 / 大阪府中間支援組織連絡会  
(構成団体: (特活) 大阪 NPO センター、(社福) 大阪ボランティア協会、  
(特活) おおさか元気ネットワーク、日本型 CAN 研究会、(特活) ひらかた市民活動支援センター、(株) パソナグループ、(特活) 市民活動フォーラムのお)

平成 24 年

2月25日(土)

午後1時～午後6時  
(正午開場)

大阪市立浪速区民センター  
区民ホール  
参加費無料

(情報交換会は別途参加費が必要です)

定員: 100人(先着順)

#### ●参加申込み方法●

【FAX】裏面の「参加申込書」に記入の上、お申込み下さい。  
【郵便】ハガキに参加申込書の必要事項を記載のうえ、お申込みください。

【電子申請】

<https://www.shinsei.pref.osaka.jp/ers/index.do>  
よりお申込み下さい。

#### ●申込先●

【FAX】06-6910-8005「社会起業家ファンドフォーラム」係  
【郵便】〒540-8570(住所記載不要)  
府民お問合せセンター「社会起業家ファンドフォーラム」係

【電子申請】

<https://www.shinsei.pref.osaka.jp/ers/index.do>

#### ●参加申込み締切日●

平成24年2月17日(金) 必着

参加可否については、後日ハガキにて通知します。  
当日会場へハガキをお持ちください。

#### ●お問合せ先●

府民お問合せセンター「ピピっとライン」

【電話】#8001 または 06-6910-8001

(午前9時～午後6時(土・日・祝日、年末年始休み))

※申込時にご記入いただきました個人情報につきましては、厳重に管理するとともに、名簿の作成、当該フォーラムの連絡の目的にのみ使用します。

— 第1分科会(子育て支援) —

包括的子育て支援(実践編)～人と社会の自立と幸せを目指して～

ゲストスピーカー 永谷 陽子さん (NPO 法人キッズ&子育てママ応援隊 Merry Time)  
高崎 大介さん (NPO 法人「育て上げ」ネット・コネクションズおおさか)

変容する子育て環境や学校・地域の現状、保育・教育・子育て支援・就労支援の現場のありようや、支援者としての課題、共に生きる当事者として注力すべきこと、具体策は何か。人や社会の自立を目指した分断しない子育て支援とは等・・・

幅広い年齢層の「子ども」たちや、多様な親子のサポートを続けている実践者からの報告と、話題提供・問題提起。参加者全体の学びと語りの場。

— 第2分科会(高齢者支援) —

持続可能な高齢者サービスは？ワールドカフェで考えた。

ゲストスピーカー 壺井 幸二さん (NPO 法人スバル)  
隅田 耕史さん (NPO 法人フェリスモンテ)  
福井 久代さん (東大阪市社会福祉協議会)

制度や法がなくても高齢者を支える仕組みは地域に存在した。NPO 法や介護保険で取組は広がった。でも、制度偏重？という声も聞かれた。それから10年以上が経った。ニーズによりそう制度外サービスを提供する第1世代も共に歳を重ねた。

でも、少子高齢化は止まらない。いま改めて制度だけによらない高齢者支援を実践者3名と共に考えたい。一朝一夕に答えのない問題です。講演後、ワールドカフェで問題点や希望を共有しましょう。

— 第3分科会(障がい者支援) —

障がい者が働くことを応援する人集まれ！

ゲストスピーカー 山中文さん (NPO 法人み・らいず)、 上月 正洋さん (NPO 法人トゥギャザー)  
山田 弘一郎さん (株式会社パソナハートフル)、 窪 貴志さん (株式会社インサイト)、  
永田 千紗さん (「障害者とともに」を考える企画グループちまちま工房)、  
高見 一夫さん (大阪知的障害者雇用促進建物サービス事業協同組合)

障がい者が働くことを応援しているフロントランナー6人6様の実践報告を口火として、参加者の取り組み紹介も交えつつ、「障がい者が働く社会」のビジョンを語ります。分科会ゲスト・参加者それぞれが向き合っている課題認識の共有や、実践から生み出される創意工夫、単独では解決し切れない課題をどのように補完し合って乗り越えるか、などを切り口として意見・情報交換を行います。分科会を機に、コラボレーションやネットワークなど「何か」が生まれる場になればと思います。



大阪市立浪速区民センター  
所在地 大阪市浪速区稲荷2丁目4-3  
電話 06-6568-2171  
FAX 06-6568-3171  
最寄り駅 大阪市営地下鉄千日前線 桜川駅  
7番出口 南へ約300m

FAX:06-6910-8005

大阪府社会起業家ファンドフォーラム 参加申込書	
①参加者氏名【必須】	ふりがな( )
②参加証送付先住所【必須】 (参加証を所属先等へ送付することを希望される場合は、所属先名称も含めてご記入ください。)	〒 -
③昼間連絡がつく 電話番号【必須】	
④参加したい分科会【必須】 (希望される分科会の□にチェック☑をいれてください。※注意)	第1希望 <input type="checkbox"/> 子育て支援 <input type="checkbox"/> 高齢者支援 <input type="checkbox"/> 障がい者支援 第2希望 <input type="checkbox"/> 子育て支援 <input type="checkbox"/> 高齢者支援 <input type="checkbox"/> 障がい者支援 第3希望 <input type="checkbox"/> 子育て支援 <input type="checkbox"/> 高齢者支援 <input type="checkbox"/> 障がい者支援
⑤情報交換会【必須】 (参加費は当日会場でお支払いください。)	<input type="checkbox"/> 参加する(おひとり500円必要) <input type="checkbox"/> 参加しない
⑥所属属性【必須】	<input type="checkbox"/> 一般 <input type="checkbox"/> 公務員 <input type="checkbox"/> 社会福祉協議会職員 <input type="checkbox"/> 社会起業家・NPO法人・市民活動団体 <input type="checkbox"/> その他( )
⑦参加に際して身体障がい等により配慮を必要とされる場合はご記入ください	

※注意 各分科会先着順とさせていただきます。お申込み時点で第1希望の分科会が定員に達していた場合は、第2希望、第3希望の分科会になる場合もあります。ご了承ください。



平成23年6月

内閣官房社会的包摂推進室長 湯浅 誠 様

大阪府福祉部長 井手之上 優

## いわゆる「無縁社会」への対策に関する提言

いわゆる「無縁社会」の問題は、必ずしも最近生じてきたものではありませんが、マスメディアでの報道を契機にクローズアップされ、社会的な関心も高まっています。大阪府では、「無縁社会」を“社会的に孤立する人が増える社会”ととらえていますが、社会の中で孤立する人が増えることに伴い様々な問題が生じることが懸念されます。

社会的孤立の問題については、行政として対応していくべきことが多くあると考えられますが、大阪府においてすでに実施している取組の中には、この問題に対して有効と考えられる方策があります。同時に、関連する国の制度等について見直しが必要と考えられるものもあります。

「一人ひとりを包摂する社会」特命チームにおいては、社会的孤立のリスクに対応した予防策や社会的孤立に陥った人を包摂する対策について検討し、「緊急政策提言」も出されるとのことから、政策提言を作成されるにあたり、参考としていただくよう、社会的孤立の問題への対応策について以下のとおり提言します。

## 1. 問題認識

- ・社会的に孤立している人や孤立のリスクは、「家族形態の変化や血縁の弱まり」「地域の人間関係の希薄化（地縁の弱まり）」「不安定就労の増大」といった要因・背景により、近年、増大していると考えられるが、社会的孤立は、以下のような問題につながるおそれがあることから、その増加は社会として見逃すことのできない問題である。

(問題の例)

- 生活基盤の脆弱化      ○孤独死      ○自殺      ○高齢者等の再犯の増加
  - 高齢者をめぐる問題
    - ・生活内容や健康状態の悪化      ・消費トラブル/詐欺被害      ・万引き等の犯罪
    - ・介護に起因する諸問題（介護者の負担増大、孤立、虐待等）
  - 障がい者をめぐる問題（「親なきあと」の支援等）
  - 子育て不安や児童虐待      ○将来不安
- ・「高齢者人口・世帯、単身世帯の増加」「生活基盤の弱い人達・社会的孤立リスクの高い人達の増加」といった状況を考えると、今後、社会的に孤立する人はさらに増加する可能性が高いと考えられる。また、東日本大震災の影響で、社会的孤立のリスクが高まることも懸念される。
  - ・行政としては、今後、社会的孤立の問題がさらに拡大・深刻化するおそれがあるという認識に立ち、的確に対応していくことが求められる。

## 2. 提言

### 考え方

- ・社会的に孤立する人を少しでも減らす努力を行うとともに、結果として孤立してしまう人や、孤立に追い込まれてしまう人が増加することを前提とした仕組みづくりや対応策の実施も必要となる。
- ・孤立している人のニーズは多様・複雑であり、制度の狭間に陥ったり、複数の課題を抱えるなど対応が容易ではないケースもあることから、公的支援とインフォーマルな支援とを適切に組み合わせることが必要である。
- ・公的な制度については、社会的に孤立している人に適切な支援を行うための制度の充実・強化が図られる必要がある。その一方、公的支援ではカバーできないきめ細かな支援が求められるケースも少なくないと考えられ、こうしたケースでは、地域住民やNPO 等によるインフォーマルな支援（例：孤立し課題を抱えている人の発見、見守り・声かけ、支援メニューの情報提供、簡単な相談への対応、交流や活動の場づくり）が効果的と考えられる。
- ・特に、孤立している人は自ら支援を求めることができない事（もしくは、積極的には支援を求めてこない事）もあることから、孤立している人をできるだけ早期に発見す

る仕組みや孤立している人への積極的なアプローチ、孤立するおそれのある人を見守っていく仕組みをつくることも重要となる。

- ・公的支援を充実させるための財源や人的資源には限りがあることも事実であり、このため、行政と地域住民や NPO 等が協働し、公的支援・インフォーマルな支援により問題に対処し、地域福祉の充実・強化を図ることが、問題への対策として重要となる。
- ・東日本大震災によって、地域における人々のつながりや支え合いの重要性が強く認識されているが、家族・親族や地域といった従来型の血縁、地縁による「支え合い」の機能が低下する中、地域において、住民の意識の変化・多様化に対応した新たな形の「支え合い」の仕組みをつくっていくことが必要であり、それが孤立防止にもつながる。
- ・このような孤立防止の仕組みをつくることは、地域住民や NPO 等が地域での福祉活動を活発に行うこととなり、地域の活性化にもつながり、ソーシャル・キャピタルの強化にも資することとなる。
- ・社会的孤立の問題への対応は多岐にわたるが、本提言では、孤立している人の発見から相談支援、サービス利用等の支援へのつなぎといった点を中心に、有効と考えられる方策や関連する国制度のあり方について提言する。

## **具体的方策**

### **◆「社会的孤立」の問題に対して有効と考えられる方策（大阪府における取組）**

#### **①小地域ネットワークの構築**

- ・大阪府では、全国に先駆けて平成 10 年度から地域住民の福祉活動を推進するため、民生委員・児童委員、校区福祉委員、地域住民等による見守り・声かけ訪問や配食サービス等、小地域（概ね小学校区単位）での支え合い活動を支援する市町村社会福祉協議会に対して、市町村とともに助成する小地域ネットワーク活動推進事業を実施し普及させてきた。（大阪府は平成 21 年度から「地域福祉・子育て支援交付金」により市町村を財政支援）
- ・小地域ネットワーク活動では、ひとり暮らし高齢者や高齢者のみ世帯、要介護高齢者のいる世帯、障がい者のいる世帯、幼い子どもがいる父子・母子世帯などを対象に、近隣でチームをつくり、常日頃から見守りを行い、生活や健康上の変化や気づいたことがあれば連絡を取り合ってニーズを発見する、あるいは、外出・身辺介助、友愛訪問、家事援助、入浴介助などの日常的で比較的軽微な相談・援助や緊急時対応等を行っている。
- ・加齢、障がいを持つことなどで人間関係・社会関係が希薄になることにより、地域で孤立しがちな人に対して、精神的・実質的な支えになるとともに、危険状態を発見することが可能となる小地域ネットワーク活動を推進することは、地域福祉のセーフティネット構築の基礎となるものである。

《添付資料》

- ・『第2期大阪府地域福祉支援計画』（平成21年3月・大阪府）

## ②CSW（コミュニティ・ソーシャル・ワーカー）の配置

- ・大阪府では、平成16年度から市町村を実施主体として、概ね中学校区単位で地域における見守り・発見・相談・つなぎの機能を担うCSWを配置する事業に対し補助を行い普及させてきた。（大阪府は平成21年度から「大阪府地域福祉・子育て支援交付金」により市町村を財政支援）
- ・CSWは、高齢者、障がい者のほか、ホームレス、DV、ひきこもり等、幅広い要援護者を対象とし、制度の狭間や複数の福祉課題を抱えるなど、既存の福祉サービスだけでは対応困難な事案を解決するために、要援護者に対する個別支援にとどまらず、要援護者を地域で支援するための体制づくりや新たなサービス・仕組みの開発、さらには市町村地域福祉計画策定に参画して行政への提言等を行うなど、福祉のコーディネーターとしての役割を担っている。
- ・他県においては地域包括支援センターや社会福祉協議会、社会福祉法人が個別に対応していると考えられるが、CSWは体系的、総合的に対応しているという点に大きな特色がある。
- ・このように、社会的に孤立した人を見守り・発見し、福祉・医療機関や就労支援機関等へつなぐ、地域における福祉のコーディネーターとしての役割を担うCSWの配置は、非常に有効であるとする。

\* CSW配置事業の具体的実施方法や、府内における先進的な取組事例を『市町村におけるCSWの配置事業に関する新ガイドライン』に掲載している。

《添付資料》

- ・『第2期大阪府地域福祉支援計画』（平成21年3月・大阪府）
- ・『市町村におけるCSWの配置事業に関する新ガイドライン』（平成23年3月・大阪府福祉部地域福祉推進室地域福祉課）

## ③社会貢献事業（大阪府社会福祉協議会老人施設部会の取組）

- ・大阪府社会福祉協議会老人施設部会では、制度の狭間等にあるために既存の制度だけでは対応が困難となっている方や地域で孤立し経済的にも困窮している方を支援する「社会貢献事業」を実施している。
- ・同事業は、府内の老人福祉施設の相談員（施設CSW、600名超）と、施設CSWをサポートするとともに、広域的な調整を行う社会貢献支援員（大阪府社協が配置）が連携し、大阪府内全域での重層的・広域的な相談支援体制を構築し、日頃から福祉委員や民生委員等の地域の会合にも参加して連携を密に図りながら、要援護者に対してアウトリーチによるワンストップの訪問相談等を行っている。加えて、老人福祉施設

の自発的な拠出により基金を設置し、窮迫した要援護者に対してはその基金を活用して経済的支援（上限を10万円とする食材費や光熱費等の現物給付）を行うほか、適切な制度やサービスの利用支援をするなど、要援護者の生活問題の解決や自立支援を図っており、社会的孤立の問題に効果的に対応している。

- ・同事業は、制度の枠に捉われない寄り添い型の個別支援を展開する総合生活相談事業であり、また特別養護老人ホーム等は24時間・365日の対応が可能なことから、福祉の生活レスキュー活動として、DVや虐待をはじめとしたより専門的な支援をきめ細かく対応している。
- ・このように、地域の中で潜在化しているニーズの掘り起しからその課題解決までを担っており、社会福祉の原点に立ち返った民間社会福祉施設独自の事業として大きな成果をあげている。貧困や孤立等を背景に複合的な生活課題を抱える要援護者支援のモデルとして、またハード及びソフト両面から社会福祉施設の専門性や機能を地域福祉の推進の核として発揮する事業としても先駆的な取組であり、行政を補完する「新しい公」の事業である。このため、国による制度化（補助事業の創設）も含め全国に普及させていく意義は大きい。

\* 「社会貢献事業」の詳細については添付資料を参照。

《添付資料》

- ・『社会福祉法人による生計困難者に対する相談支援事業手引書 Ver. 1』  
（平成22年3月・大阪府社会福祉協議会）
- ・『広域的な生活困窮者支援活動モデル開発事業報告書』  
（平成23年3月・大阪府社会福祉協議会）
- ・『全社協 福祉ビジョン 2011』（平成22年12月・全国社会福祉協議会）

#### ④高齢者等地域ケア推進事業

- ・高齢者や障がい者など住宅に困窮する人々に公営住宅を供給することを主たる目的として、平成8年に公営住宅法が改正され、公営住宅政策の福祉化が進められることとなった。
- ・平成10年度より府営住宅の福祉世帯と一般世帯との募集枠の割合が6対4になってから10年余りが経過し、福祉世帯枠での高齢者や障がい者の入居の増加と従来からの入居者の高齢化が相まって、府営住宅の入居世帯に占める高齢者や障がい者などを含む世帯の割合が大きくなってきている。
- ・こうした中、体力面から自治会活動等に参加できない高齢者や、生活に追われ活動に参加するゆとりのない低所得者が増加しているほか、自治会等に入会したくない、自治会費等を支払いたくないという入居者も増加しており、団地におけるコミュニティ活動自体が沈滞化している。また、いわゆる孤独死の問題は、自治会等にとって最も大きな課題の一つとなっている。

- ・また近年、地域での「つながり」が希薄になることなどにより、団地外においてもコミュニティの弱体化など様々な問題が顕在化してきている。
- ・そこで、府では平成22年度に、府営住宅の集会所等を有効に活用し、地域包括支援センター等と連携しながら、府営住宅及び周辺地域の住民を対象として、週1回の「ふれあい喫茶」の運営や月1回程度の会食サービスを行うなど、地域コミュニティの活性化を図る住民団体の活動を支援した。
- ・これにより団地の入居者や地域住民同士の「つながり」が強化できるなどの効果が見られた。
- ・今後、都市部において高齢者の大幅な増加が見込まれる中、大規模集合住宅における人と人の「つながり」づくりやコミュニティ活性化のための方策になりうると考えている。

《添付資料》 事業概要資料

## ◆「社会的孤立」の問題に関連する国制度のあり方について

### ①地域包括支援センターの機能強化

- ・単身世帯の増加とともに、暮らし向きや健康状態の悪化などにより高齢者は社会的孤立に陥りやすいことから、地域において高齢者を支援することは、社会的孤立の問題への対応として重要となる。
- ・第5期介護保険事業（支援）計画においては、高齢者が地域で自立した生活を営めるよう医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスを切れ目なく提供する「地域包括ケアシステム」の実現を目指すこととしている。
- ・同システムの実現のためには、多様なサービスのさまざまな提供主体を地域のネットワークで結んでいく必要がある、その中心となるのは「地域包括支援センター」である。同センターは平成18年に介護保険法の改正により制度化され、各専門職がその知識や技能を互いに活かしながら連携して、地域住民とともに地域のネットワークを構築し、社会的孤立の予防や孤立している高齢者の発見、見守りにも大きな役割を担うことが期待される。
- ・しかしながら、現状では、独居高齢者など支援が必要な高齢者の増加に伴う地域でのネットワーク構築などの包括的支援事業の遅滞、人材確保の困難性、不十分な土日祝日夜間の緊急体制といった課題があることから、これらを解消するために、介護予防関連業務を簡素化するとともに、市町村社会福祉協議会等への基幹型センターの設置やCSWとの連携など、地域包括支援センターの機能を充実・強化させるための財源を確保することが求められる。

### ②日常生活自立支援事業の充実・強化

- ・日常生活自立支援事業は、認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者等のうち判断能力が不十分な方（契約締結能力あり）が地域において自立した生活が送れるよう、

利用者との契約に基づき、福祉サービスの利用援助、金銭管理や定期的な訪問による生活変化の察知等を行う事業であり、専門員もしくは生活支援員が関与することによって、判断能力が不十分な方が社会的に孤立することを予防・防止し、もって利用者の権利擁護を図ることが期待されている。

- ・本事業は、都道府県社会福祉協議会が実施主体であり、市町村社会福祉協議会に業務委託し実施しているが、判断能力の不十分な方への重要なセーフティネットの役割を果たす住民に身近なサービスであることを踏まえると、基礎自治体である市町村の役割を明確にすることが重要である。また、都道府県も事業費の負担だけでなく、市町村が地域福祉のセーフティネットを構築できるよう、都道府県に広域的な調整権限を付与することが必要である。
- ・また、本事業は、利用料で生活支援員の報酬を賄うこととなっているが、大阪府では生活保護世帯と住民税非課税世帯を合わせると95%となり、当該事業は低所得者の権利擁護を図る上で欠かせないものとなっている。こうした状況から生活支援員の報酬を利用料で賄うという仕組みは現実的ではなく、必要な財源は国において確保することが必要である。
- ・本事業は高齢者等の権利擁護を図る重要な施策であることから、将来にわたって安定的・持続的に運営していけるよう、またどこに住んでいても同じサービスを受けられることができるよう国が責任を持って制度を構築し、財源を確保する必要がある。

### ③市民後見推進事業の充実・強化

- ・成年後見制度は、認知症、知的障がい、精神障がいなどの理由で判断能力の不十分な方（契約締結能力なし）の財産管理、介護などのサービスや施設への入所に関する契約や遺産分割の協議に関する事務等を家庭裁判所が選任した後見人が代理することにより、これらの方々の権利擁護を図る制度である。
- ・後見人としては、主に親族や専門職が受任している状況であるが、身寄りがない、もしくは高額資産を有しない方等については、後見人を選任できない。そこで、新たに身近な地域住民を市民後見人として養成することにより、これらの方々が社会的に孤立することを予防し、権利擁護を図ることが期待されている。
- ・都道府県内のどこに住んでいても成年後見制度が利用できるような制度運用が可能となるよう、市民後見推進事業の早期実施は喫緊の課題であることから、広域行政を担う都道府県に一定の権限と財源を付与することが重要である。
- ・成年後見制度は、判断能力の不十分な方の権利擁護を図る重要な制度であることから、時限的ではなく恒久的に運営できるよう、また事業を安定的・継続的に実施できるよう国が責任を持って制度を構築し、財源を確保する必要がある。



参考資料 5

日常生活自立支援事業の円滑な実施に向けた提言(論点整理)

平成23年8月

大阪府福祉部地域福祉推進室

(日常生活自立支援事業制度改善検討ワーキンググループとりまとめ)

## はじめに

大阪府では、平成9年度から、全国に先駆けて認知症・知的障がい・精神障がい等により判断能力が不十分な方の権利と財産を守る「経済生活支援サービス事業」を実施した。

その後、平成11年度には、国において日常生活自立支援事業として制度化され、都道府県社会福祉協議会を実施主体として補助金が交付されることとなった。

大阪府内では、大阪市・堺市を除く府内全市町村社会福祉協議会で本事業を受託実施し、平成23年3月末の利用者数は1,624名に上っている。府内市町村社会福祉協議会の努力により本事業の利用者数は右肩上がりとなっており、利用希望者数の伸びが大きく、現在200名を超える待機者が発生している。

大阪府においては、高齢者総数の増加に加え、認知症高齢者の増加や、高齢単身世帯と高齢夫婦のみ世帯の一般世帯に占める割合が2005年では28.4%であったが、2030年では39.7%と高まることが予測され、今後、本事業の潜在的なニーズは高齢者に限っても相当な数に上ると思われる。

加えて、知的障がい者や精神障がい者の地域移行が進むことを考え合わせれば、本事業のニーズは一層高まるものと思われる。

今回、大阪府、大阪府社会福祉協議会、市町村及び市町村社会福祉協議会のブロック代表者を構成員とした「日常生活自立支援事業制度改善検討ワーキンググループ」での議論を踏まえ、大阪府として認知症高齢者、知的障がい者及び精神障がい者の権利擁護の一層の充実に向け、継続的・安定的な事業運営が可能となるよう、速やかに日常生活自立支援事業の抜本的な制度改革に取り組まれることを提言する。

## I 「行政の役割分担の明確化」と「安定的な財源確保」

日常生活自立支援事業は、都道府県社会福祉協議会が実施主体であり、事業の一部を市区町村社会福祉協議会に委託できるとされている。本事業に関し、行政の役割が明確でなく、とりわけ住民に最も身近な基礎的自治体である市町村の役割については明記されていない。

福祉課題を抱える要援護者が、住み慣れた地域で安心して暮らしていくためには、地域福祉のセーフティネットの構築が不可欠であり、本事業は判断能力が不十分な方の権利と財産を守るセーフティネットの一つであることから、「行政の役割分担の明確化」と「安定的な財源確保」について提言する。

- 平成8年の大阪府社会福祉審議会答申では、日常生活自立支援事業の前身である「経済生活支援サービス事業の実施にあたり、このサービスが在宅生活・地域生活支援サービスの一環として行われる直接的サービスであることから、身上監護面のサービス供給の担い手である市町村が、実施機関に対し財政的・技術的な支援を行うなど、積極的に関与する必要がある。」とされている。  
また、従来より、高齢者にかかる権利擁護事業及び障がい者にかかる障害者相談支援事業は、市町村が実施主体となっている。さらに今般、可決された老人福祉法の改正及び障害者虐待防止法において、成年後見に係る体制の整備は市町村の努力義務とされ、市民後見推進事業も市町村が実施主体とされたところである。  
このような状況に鑑みれば、日常生活自立支援事業についても、市町村の主体的な役割抜きには、権利擁護に関する事業の充実を図ることが難しいと考えられる。
- 大阪府では、前述のとおり、国庫補助制度の創設前から本事業と同様の経済生活支援サービス事業を実施し、大阪府と市町村が事業費を1 / 2 ずつ負担してきた経緯があり、国庫補助制度創設後も、国、大阪府、市町村が1 / 3 ずつ事業費を負担し、事業を実施してきた。
- 本事業の国庫補助制度では、都道府県社会福祉協議会、市町村社会福祉協議会が実施し、その事業費は、国と都道府県が1 / 2 ずつ負担することとなっており、社会福祉法や国庫補助要綱に市町村の役割が明記されていない。
- 本事業では、都道府県の支出額と同額を国が負担するという制度になっているが、国庫補助基準額の積算根拠が明確でないことから、地域間のサービス水準に較差が生じるとともに、都道府県において予算の確保が困難となっている。
- 法や国庫補助要綱において市町村の役割が明確にされない中で、市町村の財政担当部局からは、市町村が関与する必要性について疑義が寄せられている。

- 本事業は、社会福祉法第2条第3項12にあるように無料または低額な料金でのサービスを提供することとされており、現状においては、利用者の50%が生活保護受給者であり、住民税非課税世帯を加えると利用者の95%に達するなど全国平均を大きく上回っていることから、本事業は低所得者の権利擁護を図る上で欠かせないものとなっている。
- こうした状況から生活支援員の報酬を利用料で賄うという仕組みは現実的ではなく、最前線で利用者の支援に当たる専門員及び生活支援員の適切な雇用条件を整備することが困難な状況となっている。

【提言】

- ◆ 本事業の利用者のほとんどは、市町村が実施主体である複数の公的サービスを利用しており、他の施策との連携を強化するため、本事業における市町村の役割を明確にすべきである。  
併せて、都道府県の役割については、事業費の負担だけでなく、市町村を支援できるような広域的な調整権限を付与すべきである。
- ◆ 他の権利擁護に関する事業の実施主体が市町村とされている中で、本事業は市町村の役割が明確にされていないことから、本事業の体制を充実させるため、担当者相互における情報の共有化を図り、円滑にサービスが提供できるよう、処遇方針等を検討する場を設けることを実施要綱に明記すべきである。
- ◆ 専門員及び生活支援員の適切な雇用条件を整備するために必要な財源を確保し、併せて必要な人員の基準や積算根拠を示すなど、国庫補助基準を明確にすることにより、安定した人員体制を確保できる制度に改めるべきである。
- ◆ 本事業では、生活保護世帯の利用料については、減免措置がなされているが、住民税非課税世帯をはじめとする低所得者層については、減免措置が適用される補助基準とはなっていない。このことは、他の福祉制度とのバランスを欠いているため、低所得者層の生活実態を踏まえ、利用料を減免し、その相当分の財源を国において確保するよう、配慮すべきである。

## Ⅱ 「権利擁護事業全般について、評価・検討する場の設置」について

日常生活自立支援事業の内容は、「福祉サービスの利用援助」を柱とし、附帯事業として「日常的な金銭管理サービス」、「通帳や証書類、印鑑等の預かりサービス」に加え、「定期的な訪問による生活変化の察知」とされている。

しかしながら、現場では、生活保護受給者の急増に伴うケース・ワーカーの人員不足等により、債務整理、ごみの放置されている家屋の掃除や、アルコールやギャンブルへの依存、精神不安等、様々な生活課題への対応も行わざるを得ない事態となっている。

このような状況の中、現行制度と実態に齟齬が生じていることから「本事業をはじめとする権利擁護事業全般について、評価・検討する場の設置」について提言する。

- 日常生活自立支援事業の中に、「定期的な訪問による生活変化の察知」があるが、これは専門員や生活支援員が利用者を訪問した際に、いつもと違う利用者の生活状況の変化、例えば、
  - ・新聞が溜まっていて不在の状況が続いている
  - ・徘徊等認知症の症状が進んでいるといった状況を把握した場合、これらに対応できる福祉サービスの窓口へ連絡し、通知する「つなぎ」としての役割を果たすべきと国から示されている。
  
- しかしながら、府内においては、本事業を利用される方の約50%が生活保護受給者であり、近年の生活保護受給者の急激な増加に、市町村の生活保護担当課が対応しきれないことに加え、本事業が日常的な金銭管理を行っていることから、本事業の利用者との関わりが深いといった事情により、生活指導や自立支援といった個別対応は、本事業の専門員もしくは生活支援員が行わざるを得ない状況になっている。
  
- 府内においては、本事業を利用される方の約50%が精神障がい者及び知的障がい者であり、障がい者の地域移行が進められているものの、地域での受け入れ体制は十分であるとは言い難く、本事業を利用する精神障がい者及び知的障がい者の生活指導や自立支援といった個別対応は、本事業の専門員もしくは生活支援員が行わざるを得ない状況になっている。
  
- これらの状況から、府内においては、平成22年度末において、利用者が1,624名に増加し、待機者が200名も発生している状況にある。

## 【提言】

- ◆ 本事業創設から10年以上が経過し、生活保護受給者の急増や急速な高齢化の進行、障がい者の地域移行など、地域の要援護者を取り巻く環境は大きく変化しており、いわゆる無縁社会対策を進めることが重要になっている。

権利擁護に関する事業は、国が一定の基準を設けて実施すべきものであり、本事業と、関連が深い市民後見推進事業との実施主体の統一を図ることや、類似する障害者相談支援事業との役割分担を明確にするなど、他事業との整合性を図る必要が生じている。

このような状況を踏まえ、権利擁護システムの充実に向けて議論を深めるため、実務者参加の上で、本事業をはじめとする権利擁護事業全般について、評価・検討する場を、国の責任において設置すべきである。

平成 23 年度日常生活自立支援事業制度改善検討ワーキンググループ構成メンバー

市町村			社会福祉協議会		
所属	職	氏名	所属	職	氏名
豊中市健康福祉部地域福祉課	主査	原園 実	豊中市社会福祉協議会	地域福祉課長	勝部 麗子
門真市健康福祉部健康福祉総務課	主任	中村 恭子	門真市社会福祉協議会	係長	藤江 冬人
東大阪市福祉部高齢介護室高齢介護課	総括主幹	山田 琴美	東大阪市社会福祉協議会	日常生活自立支援センター所長	福田 由美子
松原市福祉部福祉総務課	課長補佐兼福祉係長	宮本 貴代	松原市社会福祉協議会	専門員	佐伯 泰
阪南市福祉部市民福祉課	主査	川口 幸男	阪南市社会福祉協議会	事務局長	石川 真規
熊取町健康福祉部地域福祉課	グループ長	政川 啓介	熊取町社会福祉協議会	事務局長	山下 和夫
			吹田市社会福祉協議会	事務局長 (オブザーバー)	北本 恒雄

大阪府			大阪府社会福祉協議会		
所属	職	氏名	所属	職	氏名
福祉部地域福祉推進室地域福祉課	課長補佐	辻 輝昭	大阪後見支援センター	事務局長	山上 時津子
〃	総括主査	三浦 剛	〃	主任	森田 愛
〃	副主査	中辻 功			